

たはらグローバルシティ推進プラン

2024-2028

(最終案)

グローバルシティとは・・・

「グローバル」とは、地球規模を意味するグローバル (global) と地域を意味するローカル (local) を組み合わせた造語で、「地球規模の視点で考えながら、自分の地域で活動する (think globally, act locally)」という意味を持つ日本発の英語です。

本市の国際化と多文化共生社会の形成を推進し、グローバルな視点とローカルな行動力をもつ人々が集い、働き、学び、そして暮らすまちを目指すため、計画名称に「グローバルシティ」という名称を用いています。

令和6(2024)年3月

愛知県田原市

■目次■

第1章 計画改訂に当たって

1 計画改訂の背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
4 計画の改訂方法	2

第2章 田原市の現状と課題

1 5年間の取り組み	3
2 前プランの目標値の達成状況	7
3 5年間の取り組みと達成状況の分析	7
4 統計データに基づく田原市の現状	8
5 アンケートから見る外国人住民の現状	16
6 市民意識調査から見る現状	17
7 前計画以降、5年間の社会全体の動き	17
8 今後5年間の国際化・多文化共生推進の関係スケジュール	18
9 田原市の現状と課題のまとめ	19

第3章 計画の考え方

1 国際化・多文化共生を推進する意義	22
2 計画目標	22
3 基本方針と目指す姿	23
4 数値目標	25

第4章 施策の展開

1 体系図	26
2 具体的事業	27
基本方針1：豊かな国際感覚をはぐくむ人づくり	27
基本方針2：誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくり	29
基本方針3：グローバルな産業活動が発展しやすい環境づくり	34
横断的施策：	35

第5章 計画の推進体制

1 推進主体	36
2 推進体制	37

資料編

1	田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議	40
2	計画の策定経過	42
3	姉妹都市・友好都市等との交流の概要	43
4	市内の主な国際交流団体	46
5	令和4（2022）年度 外国人住民アンケート調査結果（抜粋）	47
6	在留資格一覧	75
7	用語解説	81

用語解説のある言葉は、文中に^①印と番号がつけてあります。

第1章 計画改訂に当たって

1 計画改訂の背景

【本市の国際化・多文化共生施策の変遷】

社会経済のグローバル化^①、ポータレス化^②の進展や外国人住民の増加に伴い、本市では平成21(2009)年2月に市民、市民活動団体、事業者、行政等が協働し国際化を推進していくための具体的な施策の方向性を示すため、「たはらグローバルシティ推進プラン(田原市国際化・多文化共生推進計画)」を策定し、グローバルな視点とローカルな行動力を持つ人々が集い、働き、学び、そして暮らすまちを目指して、国際化・多文化共生を推進する人づくりとまちづくりを進めてきました。

【国の動向】

平成31(2019)年の改正入管法の施行により、深刻化する人手不足に対応するため、国内人材の確保が困難な分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくため、在留資格「特定技能」が創設されました。その後、令和1(2022)年からは「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」において、外国人を産業・経済・地域社会を共に支える一員として受け入れ、深刻な人手不足の緩和にも寄与するための制度とする必要があるという観点から議論が重ねられ、令和5(2023)年に最終報告書が取りまとめられました。国では、この最終報告書等を踏まえ、制度の具体化に向けて取り組むこととしています。

また、令和元(2019)年には、多様な文化を尊重した活力ある共生社会を実現し、諸外国との交流の促進等を目的とした「日本語教育の推進に関する法律」が成立し、同法第5条において、地方公共団体の責務が規定されました。

【地方公共団体の動向】

近年、外国人住民が自らの強みや独自の視点を活かした情報発信や、インバウンド観光の受け入れの担い手となる取り組みなど、外国人住民との連携・協働を図った取り組みが現れています。また、地域社会の担い手として、外国人住民に社会参画を促す取り組みも見られます。

【社会経済情勢の変化への対応】

国際情勢はますます厳しさと複雑さを増しており、世界の様々な国の相手と信頼関係を醸成し関係性を築いていくことは一層求められています。本市においても、将来活躍できるグローバル人材となる若者を育成していくため、姉妹・友好都市をはじめ、多様な国や地域との交流・協力活動を展開していくことは引き続き重要と考えられます。

また、人口減少が進む中、外国人住民は地域経済や地域社会の担い手として活躍が期待されており、本市においても、様々な国から訪れる外国人と共生する多文化共生への理解を進めることは、引き続き重要と考えられます。

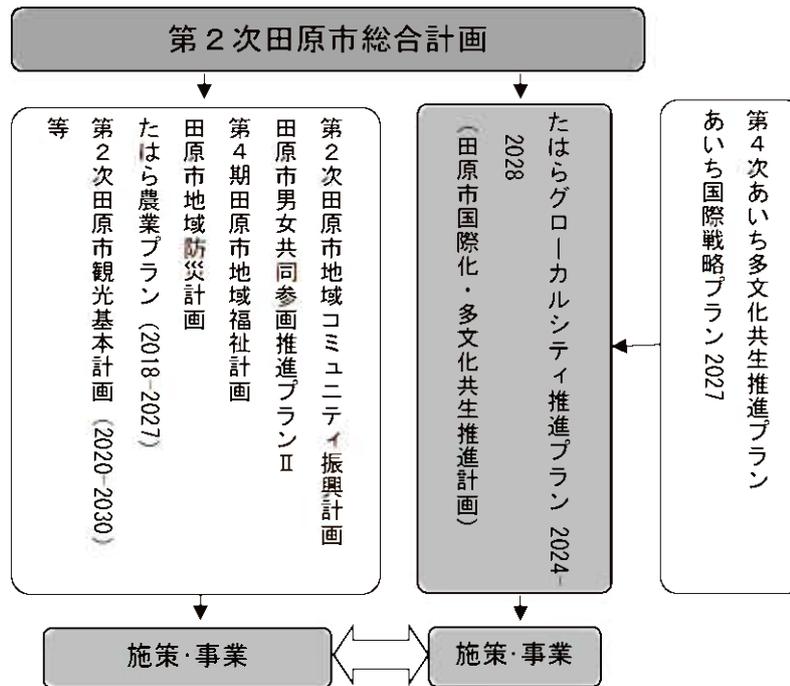
加えて、より経済のグローバル化が進む中、その恩恵を地域にもたらすため、本市の農水産業の海外進出を一層進めると共に、外国からの労働力を必要とする傾向は今後も継続するものと思われることから、外国人住民が働きやすい環境を作っていくことも引き続き重要と考えられます。

このように、本市においても国際交流や国際協力活動、多文化共生に係る取り組みを推進する必要性は引き続き高いものと考えられます。

平成31(2019)年2月に策定した前計画の期間が満了するに当たり、これまでの成果と課題・問題点を洗い出すと共に、本市の現状を改めて捉え直し、本市が目指す姿を実現するための施策を明らかにしていく必要があります。

2 計画の位置づけ

本計画は、令和6（2024）年3月に策定した「第2次田原市総合計画」を上位計画とする分野別計画の一つで、行財政分野における「国際化・多文化共生の推進」の方向性に沿った内容であり、他の関連計画とも整合を図っていきます。また、令和4（2022）年度外国人住民アンケートや愛知県が令和4（2022）年12月に策定した「第4次あいち多文化共生推進プラン」と「あいち国際戦略プラン2027」を参考に、本市の実情や特性を踏まえた上で策定しています。



3 計画期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。なお、期間内であっても、社会情勢の変化や制度の変更に対応するため必要に応じて見直しを行います。

4 計画の改訂方法

本計画の改訂に当たっては、有識者、関係団体の代表者、市民等で構成する「田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議」を設置し、それぞれの立場からご意見をいただきました。

また、各分野の現状と課題、意向を把握するため、市役所の関係部署で組織する「田原市国際化・多文化共生推進計画ワーキンググループ」を設置し、ヒアリングを行いました。

さらに、計画案についてはパブリックコメントを実施し、広く市民の皆さんからのご意見を反映した計画づくりとなるように努めました。

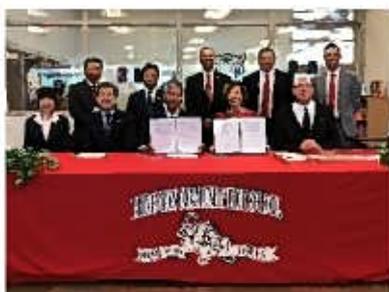
第2章 田原市の現状と課題

1 5年間の取り組み

平成31（2019）年2月に策定した計画に基づく、5年間の取り組みは次のとおりです。

基本方針1：豊かな国際感覚をはぐくむ人づくり

主な実施内容
<p>【No.1 姉妹・友好都市との交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・姉妹・友好都市提携であるアメリカ合衆国ジョージタウン市、プリンストン市及びギブソン郡、中華人民共和国昆山市、大韓民国銅雀区と、交流事業を行っています。 ・令和2（2020）年以降、感染症拡大の影響により、ジョージタウン市やプリンストン市とのオンラインでの交流会、記念給食の実施等、新たな形での交流を行いました。
<p>【No.2 中学生海外派遣事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際理解を深めるため、中学生を姉妹・友好都市へ派遣すると共に、姉妹・友好都市からの中学生の受け入れを行いました。 ・中学生海外派遣は、感染症拡大の影響で休止してから、再開方法を検討しています。
<p>【No.3 文化・スポーツ交流の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5（2023）年にトライアスロンの世界大会「アイアンマン 70.3 東三河ジャパン in 瀬美半島」を開催し、田原市を海外に向けてPRしました。 ・令和5（2023）年に中国昆山市との友好都市提携30周年を記念し、中国の舞踊や伝統芸能等を披露する「ミニ中国祭」を開催しました。
<p>【No.4 国際交流活動のPR】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページや広報紙等で、姉妹・友好都市との交流を周知しました。
<p>【No.5 海外派遣等の経験を活かした国際交流・多文化共生事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外在任経験のある市民を通訳として活用しました。
<p>【No.6 JICA研修生受け入れによる国際協力活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JICA[※]研修を受け入れ、本市の施設園芸の技術等を伝えました。
<p>【No.7 様々な交流のための連携・協力体制づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬美半島観光ビューローによる韓国旌善郡との交流や、市内高等学校による海外交流事業を支援しました。 ・福江高校とプリンストンコミュニティハイスクールとの姉妹校提携を支援しました。
<p>【No.8 国際理解教育推進事業】</p>
<p>【No.9 外国語講座の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジョージタウン大学からALT（外国語指導助手）の招致（以下、「招致ALT」）を行い、市内小中学生に国際理解につながる学習機会を提供しました。また、プリンストン市及びギブソン郡に対しても、ALTの招致を働きかけています。 ・学校教育や生涯学習の場において、外国語教育や国際理解教育の場を提供しています。
<p>【No.10 外国人交流会の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリスマス会やハロウィン等、外国人住民が交流できるイベントを開催しました。



<プリンスストン市オンライン交流会>



<ミニ中国祭の実施>



<JICA研修生の受け入れ>

基本方針2：誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくり

(★は重点施策)

実施内容
<p>【No.11 外国人相談窓口の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人住民の生活相談を受け付ける多言語の相談窓口を開設しています。 令和4(2022)年からはオンライン相談窓口を設置し、対応できる機会を増やしました。
<p>【No.12 市ホームページの多言語化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市ホームページに、外国人住民に向けた多言語情報を集めたページを作成しました。
<p>【No.13 生活情報の多言語化等の推進】★</p> <ul style="list-style-type: none"> 市政情報の多言語化を、引き続き進めました(多言語情報紙、ごみの分別方法、バスの乗り方等)。 職員向けのやさしい日本語[※]研修を実施し、やさしい日本語を使える職員を育成しました。
<p>【No.14 公共案内看板等ユニバーサル化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共案内看板の多言語化を随時進めました。
<p>【No.15 通訳・翻訳サポート体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 通訳・翻訳サポート制度を周知しました。
<p>【No.16 監理団体等やキーパーソンのネットワーク化、意識調査の実施】★</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人住民への適切な支援が行き渡るよう、市内の監理団体等の把握とネットワークづくりを進めています。 「たはら外国人市民会議」を設置し、外国人住民の課題・問題点を把握し、解決方法について話し合いました。
<p>【No.17 転入時に配布する多言語資料の充実】★</p> <ul style="list-style-type: none"> 転入時に、市ホームページを多言語で案内したチラシを配布しています。
<p>【No.18 図書館機能の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各言語の利用案内を作成し、配布しています。 ジョージタウン市との姉妹都市交流30周年を記念した展示を行いました。
<p>【No.19 日本語を学習する機会の拡充】★</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人住民に日本語を教える「日本語教室」を開催しています。 オンラインの日本語教室を開設しました。 日本語教室ボランティアの育成研修を毎年実施し、令和5(2023)年は、新規ボランティアの養成講座を実施しました。
<p>【No.20 日本社会について学ぶ機会の提供】★</p> <ul style="list-style-type: none"> 田原市での生活支援の内容を伝える、外国人向け「市政ほーもん講座」を開始しました(令和4(2022)年～)。 民間企業やたはら国際交流協会が、留学生や外国人住民に対して地域の祭り等への参加を促しました。
<p>【No.21 母子保健の充実による子育て支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊娠期・子育て期の外国人住民を支援するため、令和4(2022)年からタブレット通訳端末を導入しました。

<p>【No.22 小中学校の就学支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語教育の必要な児童生徒数に応じて、スクールサポーター^{※6}を設置したり、3者間通話ができるタブレット端末を導入し、適切な支援をしています。
<p>【No.23 医療・保健サービスにおける情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時に多言語版の母子健康手帳（タガログ語、英語、ベトナム語、中国語、インドネシア語、韓国語、スペイン語）を交付し、妊娠・出産に向けリーフレットを配布しました。
<p>【No.24 生活困窮者、高齢者・障害者福祉への対応の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者支援制度などの福祉事業について、やさしい日本語で情報提供を行いました。
<p>【No.25 緊急・災害時等の情報伝達手段の多言語化等】★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災マップの多言語化や、避難所に設置するコミュニケーション支援ボードの設置を行いました。
<p>【No.26 防災意識の啓発】★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災会や事業者、監理団体等に呼びかけ、外国人住民の防災訓練参加を促しました。 ・「外国人住民のための防災訓練」を、地域と連携して実施しました。
<p>【No.27 災害時の外国人支援の体制の構築】★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の外国人支援体制について、たはら国際交流協会と協議を行いました。
<p>【No.28 多文化共生PRイベントの開催】</p>
<p>【No.29 多文化共生についての意識啓発】</p>
<p>【No.30 地域における多文化共生理解の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な文化をお互いに理解するため、国際理解講座、多文化研修会、外国語講座等を開催し、外国人住民と日本人住民との交流促進に取り組んでいます。
<p>【No.31 地域コミュニティにおける交流機会の創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「外国人のためのグローバルカフェ」を市内4カ所で開催し、地域の日本人住民と外国人住民との顔の見える関係づくりを行いました（令和5（2023）年）。
<p>【No.32 地域コミュニティにおける外国人住民の実態把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区自治会長に対して、外国人住民に関するアンケートを実施し、外国人住民に関する問題点を把握し、解決につなげました（令和元（2019）年）。
<p>【No.33 市民活動団体と行政の協働体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生事業を行う市民活動団体の事業を、後援等で支援しました。
<p>【No.34 得意分野を活かしたボランティア登録制度の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室のボランティアを募集し、研修等の情報の周知を行いました。
<p>【No.35 海外派遣等の経験を活かした国際交流・多文化共生事業の推進】（No.5に同じ）</p>



<たはら外国人市民会議>



<外国人住民のための防災訓練>



<外国人のためのグローバルカフェ>

基本方針3：グローバルな産業活動が発展しやすい環境づくり

実施内容
<p>【No.36 農産物輸出ルートの開拓支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市、田原市、豊橋農業協同組合、愛知みなみ農業協同組合で構成された「豊橋田原広域農業推進会議」として、東南アジアに向けた農産物販売プロモーションを実施しました。
<p>【No.37 技能実習生等の受け入れ支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知みなみ農業協同組合の技能実習生の受け入れ時に、パンフレットの提供や公共施設利用の支援を行いました。
<p>【No.38 観光資源の開発と活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な連携により、訪日外国人誘客のための情報発信を行いました。 ・スポーツの世界大会開催の機会に、本市の魅力を国内外にPRしました。
<p>【No.39 外国人観光客への情報発信と環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渥美半島観光ビューローの外国人観光客用のホームページを、見やすくリニューアルしました。 ・観光パンフレットの外国語版の作成、Wi-Fi 設置、道の駅を外国人観光案内所対応とする等、外国人観光客が利用しやすい環境づくりを実施しました。



<農産物販売プロモーション>



<渥美半島観光ビューローHP(英語版)>



<外国人観光案内所>

2 前プランの目標値の達成状況

前計画の目標値の達成状況は、以下の通りです。

指標	現状 平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	目標値 令和 5 (2023) 年度	達成 状況	関連 事業No.
市民への姉妹・友好都市に関する啓発回数 (TIA 情報誌、写真展、市民海外派遣報告会)	6回	6回	4回	6回	9回	10回	8回	達成	1
多文化交流事業参加者数 (国際理解講座、JICA 研修員との交流会、 多文化研修会、料理教室等への参加者数) ※IQ、花見、英語班ハロウィン、クリスマス会の数も含んでいる。	848 人	750 人	682 人	210 人	185 人	497 人	1,000 人	未達成	6、10、 28
市ホームページの多言語版アクセス数	951 件	1,711 件	1,595 件	3,610 件	3,661 件	3,265 件	1,500 件	達成	12
防災訓練に参加している外国人住民の割合 (参加者外国人数/市内外国人住民数)	1.2%	10%	5%	3%	3%	6%	20.0%	未達成	26
日本語教室学習者数 (実数)	159 人	188 人	160 人	111 人	85 人	152 人	200 人	未達成	19
日本語教室ボランティア講師の数 (日本語教室で実際に教えているボランテ ィア講師の数)	46 人	49 人	47 人	29 人	21 人	27 人	60 人	未達成	19
外国人宿泊者数	3,647 人	5,587 人	7,806 人	1,379 人	17 人	12 人	4,000 人	未達成	38、39

3 5年間の取り組みと達成状況の分析

- ・姉妹・友好都市との交流は、感染症拡大時においても、オンライン等にて継続してきました。たはら国際交流協会の情報誌や写真展等を通じて、市民への啓発も積極的に行うことができました。
- ・姉妹・友好都市との交流を通じて、ALT による外国語授業や記念給食、国際理解教育の場を設けることができました。
- ・中学生海外派遣は、感染症拡大の影響で休止してから、今後の再開方法を検討しています。
- ・日本語教室は、令和 4 (2022) 年度にオンラインによる教室を新たに開始したものの、感染症拡大の影響もあり、学習者の目標値は未達成でした。
- ・市ホームページは、「がいこくじんのかたへ」という専用ページを設置し、多言語情報を掲載することでアクセス数の目標値を達成しました。
- ・「多文化交流事業参加者数」や「防災訓練に参加している外国人住民の割合」、「外国人宿泊者数」等の目標値の達成状況を中心に、事業の大半において、感染症拡大の影響を大きく受けた5年間となりました。

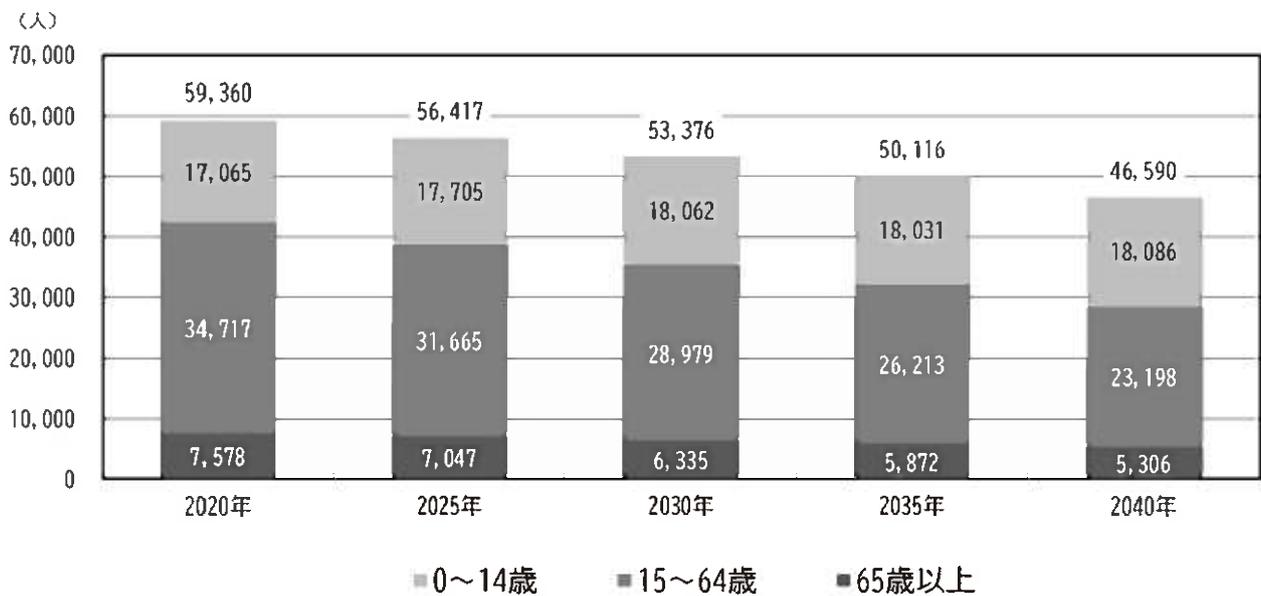
4 統計データに基づく田原市の現状

(1) 人口の推移

田原市の総人口は、今後も減少していくことが予測され、特に高齢人口（65歳以上）の高齢化率は上昇することが見込まれています。

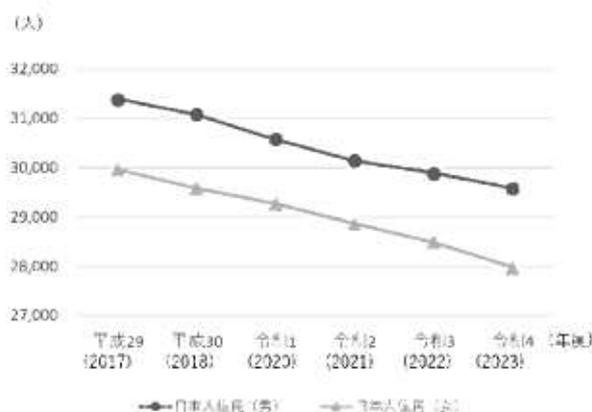
日本人住民と外国人住民に分けて過去5年間の人口の推移を見ると、日本人住民の人口は減少傾向ですが、外国人住民は感染症の拡大を受け減少したものの、全体的には緩やかな増加傾向となっています。

■田原市の人口の見通し（国勢調査ベースでの推計）

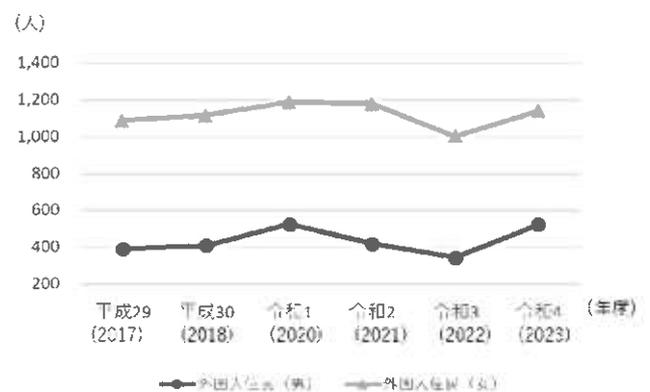


推計：2015年から2020年までの移動率を踏まえたコーホート要因法による独自推計

■田原市の日本人住民の推移



■田原市の外国人住民の推移



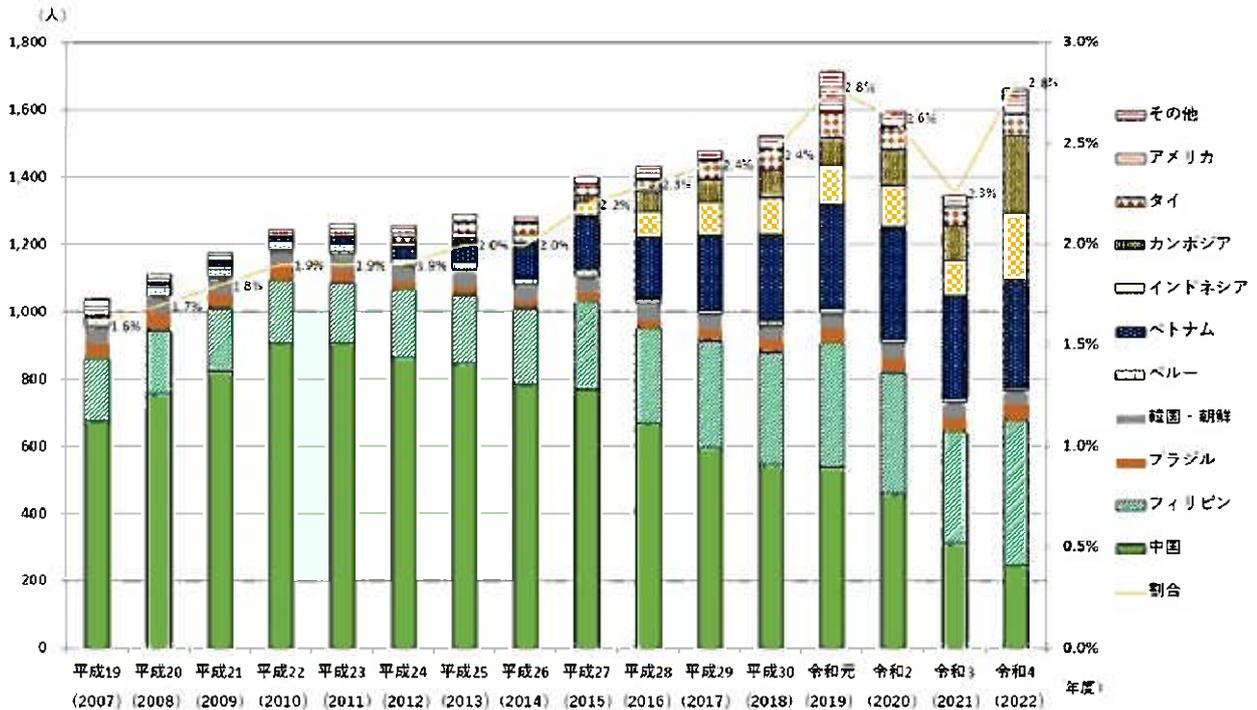
資料：市民課《各年度3月31日現在》

(2) 国籍別人口の推移

外国人住民は、令和5（2023）年3月31日現在、1,662人（男性522人、女性1,140人）で、市内の人口全体の約2.8%を占めています。

国籍別人口の推移を見ると、10年前と比べて「中国」が減少し、「フィリピン」「ベトナム」「インドネシア」「カンボジア」「タイ」等の東南アジア出身の国籍の外国人住民が増え、多国籍化が進んでいることが分かります。

■ 国籍別人口の推移



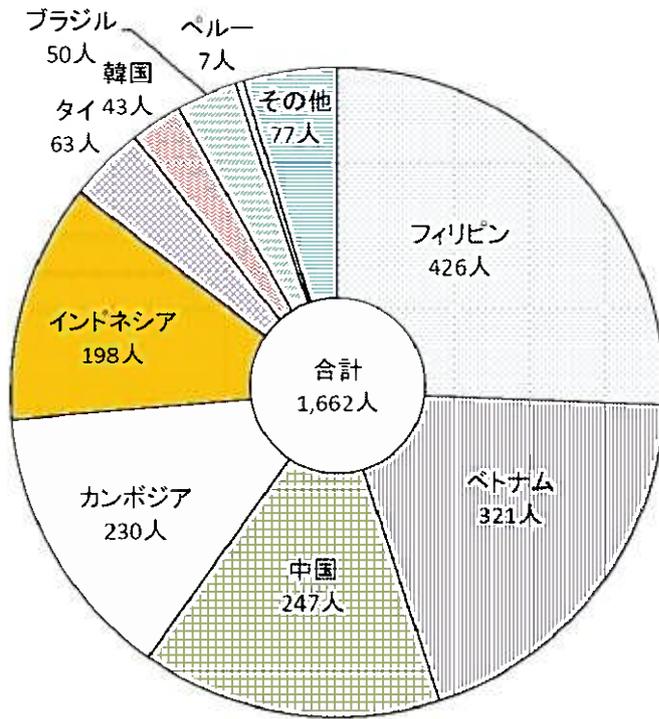
年度	中国	フィリピン	ブラジル	韓国・朝鮮	ペルー	ベトナム	インドネシア	カンボジア	タイ	アメリカ	その他	合計
平成19	679	177	49	50	29	-	-	-	-	7	47	1,038
平成20	755	189	51	51	31	12	-	-	-	8	15	1,112
平成21	825	183	44	52	32	11	-	-	-	7	22	1,176
平成22	909	182	40	51	28	8	-	-	-	7	20	1,245
平成23	907	179	36	50	27	18	-	-	-	7	36	1,260
平成24	865	198	28	47	20	34	13	0	15	5	30	1,255
平成25	848	200	25	52	20	72	18	0	29	5	19	1,288
平成26	786	221	26	47	18	109	23	1	30	6	14	1,281
平成27	768	258	29	52	18	159	42	20	28	7	19	1,400
平成28	667	282	26	50	11	185	78	60	30	5	36	1,430
平成29	595	317	36	45	11	224	99	67	55	5	24	1,478
平成30	547	332	39	43	11	259	110	81	59	5	37	1,523
令和元	539	366	45	47	13	308	116	87	71	4	116	1,712
令和2	459	358	42	49	9	334	125	105	67	6	40	1,594
令和3	311	328	44	50	9	305	105	104	54	6	31	1,347
令和4	247	426	50	44	7	321	198	230	63	6	70	1,662

(単位：人)

※ベトナムは平成19年度、インドネシア、カンボジア、タイは平成23年度まで「その他」に含まれる。

資料：市民課（各年度3月31日現在）

■ 令和4（2022）年度の国籍別外国人住民数（円グラフ）



台湾	23人
ネパール	13人
モンゴル	11人
米国(アメリカ)	6人
ミャンマー	4人
英国(イギリス)	4人
バングラデシュ	3人
ロシア	2人
スリランカ	2人
ケニア	1人
インド	1人
朝鮮	1人
シンガポール	1人
カナダ	1人
トルコ	1人
キルギス	1人
イラン	1人
国籍不明	1人

資料：市民課（令和5（2023）年3月31日）

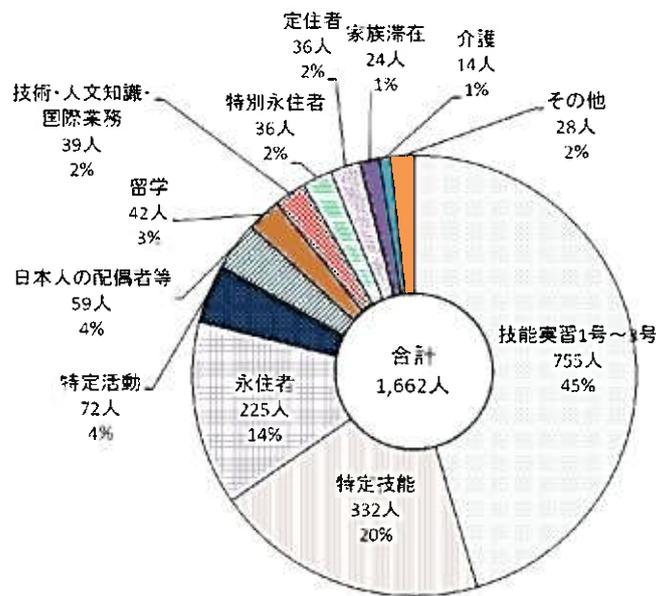
(3) 在留資格別外国人住民数

在留資格^{※7}別に見ると、5年前は全体の70%を占めていた「技能実習^{※8}」が、令和4(2022)年度には、45%に減り、平成30(2018)年に新設された在留資格である「特定技能^{※9}」へと置き換わっていることが分かります。また、「技術・人文知識・国際業務^{※10}」や、「特定活動^{※11}」も5年前と比べて増えています。

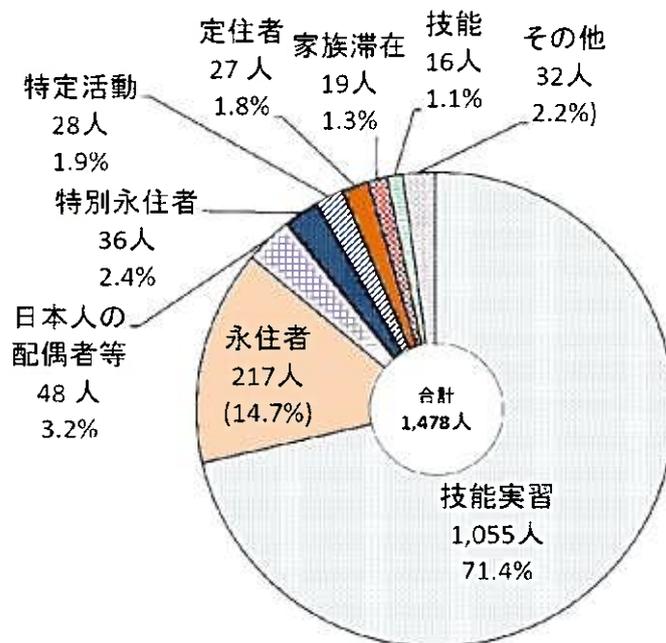
国籍別の在留資格別外国人住民数を見ると、フィリピンと中国では、他に比べ「永住者^{※12}」が多く、ベトナムは、「技能実習」と「特定技能」の合計が73%を占め、カンボジアは、その合計が97.4%とほぼ全体を占めています。

■在留資格別外国人住民数

【令和4(2022)年度】

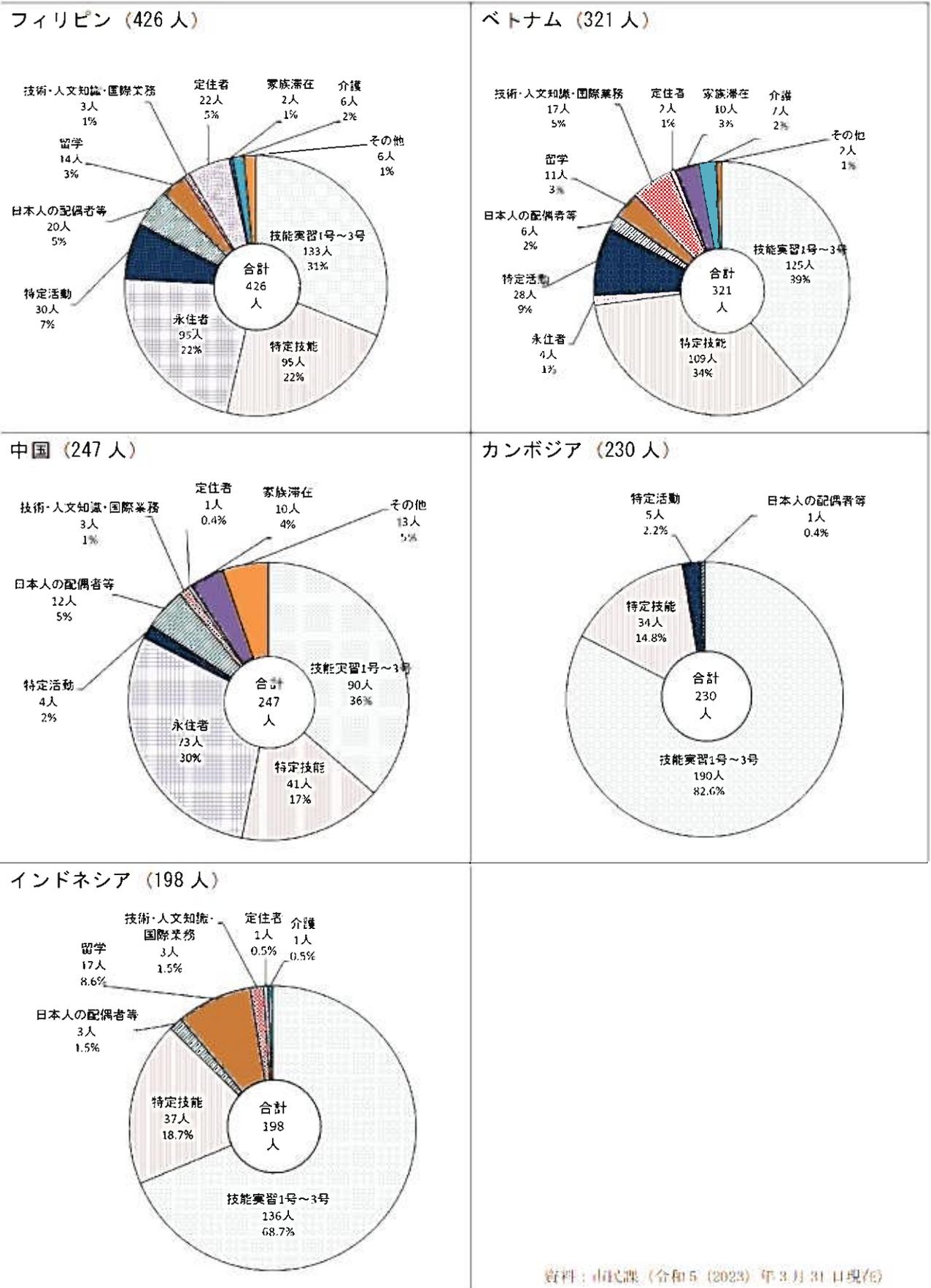


【平成29(2017)年度】



資料：市民課（平成30(2018)年3月31日、令和5(2023)年3月31日現在）

■国籍別の在留資格別外国人住民数 【令和4（2022）年度】



資料：市民課（令和5（2023）年3月31日現在）

(4) 小学校区別外国人住民数・割合

住民数を小学校区別に見ると以下の表の通りで、5年前の順位と比べると、令和4（2022）年度は、依然として泉、福江などの渥美地域に住む外国人住民数が多いものの、田原地区の衣笠の人数が179人と急増していることが分かります。

外国人住民割合を小学校区別にみると以下のとおりで、割合が多い小学校区は5年前と比べてあまり変動がありませんが、全体として外国人住民割合が増えていることが分かります。

年度	住民数が多い小学校区		割合が多い小学校区	
	平成29（2017）年度	令和4（2022）年度	平成29（2017）年度	令和4（2022）年度
第1位	泉（214人）	泉（212人）	泉（6.0%）	泉（6.6%）
第2位	福江（171人）	福江（188人）	高松（4.3%）	赤羽根（5.4%）
第3位	童浦（163人）	衣笠（179人）	福江（4.2%）	福江（5.1%）

【令和4（2022）年度】

地域	小学校区	世帯	男	女	計	外国人住民割合(%)
田原地域 (668) 1.8%	六連	575 (14)	764 (2)	761 (12)	1,525 (14)	0.9%
	神戸	2,482 (87)	3,127 (43)	2,957 (85)	6,084 (128)	2.1%
	大草	404 (14)	627 (8)	591 (14)	1,218 (22)	1.8%
	田原東部	1,391 (33)	1,976 (28)	2,002 (23)	3,978 (51)	1.3%
	田原南部	532 (9)	862 (8)	839 (6)	1,701 (14)	0.8%
	童浦	2,857 (87)	3,705 (58)	3,000 (56)	6,705 (114)	1.7%
	田原中部	2,823 (55)	3,358 (25)	3,180 (67)	6,538 (92)	1.4%
	野田	966 (42)	1,413 (35)	1,375 (19)	2,788 (54)	1.9%
赤羽根地域 (227) 4.3%	衣笠	2,781 (137)	3,309 (134)	2,649 (45)	5,958 (179)	3.0%
	高松	468 (38)	666 (6)	732 (41)	1,398 (47)	3.4%
	赤羽根	835 (103)	1,093 (44)	1,155 (77)	2,248 (121)	5.4%
渥美地域 (767) 4.4%	若戸	520 (52)	779 (13)	805 (46)	1,584 (59)	3.7%
	泉	1,227 (197)	1,546 (21)	1,687 (191)	3,233 (212)	6.6%
	清田	751 (36)	1,045 (16)	1,041 (29)	2,086 (45)	2.2%
	福江	1,408 (154)	1,735 (44)	1,970 (144)	3,705 (188)	5.1%
	中山	1,380 (122)	1,923 (3)	2,075 (138)	3,998 (141)	3.5%
	亀山	332 (21)	500 (5)	526 (21)	1,026 (26)	2.5%
	伊良湖岬	1,181 (145)	1,677 (29)	1,779 (126)	3,456 (155)	4.5%
		22,913 (1,346)	30,105 (522)	29,124 (1,140)	59,229 (1,662)	2.8%

※（ ）内は外国人世帯数及び外国人数で、内数として表記 資料：市民課（令和5年3月31日現在）

【平成29（2017）年度】

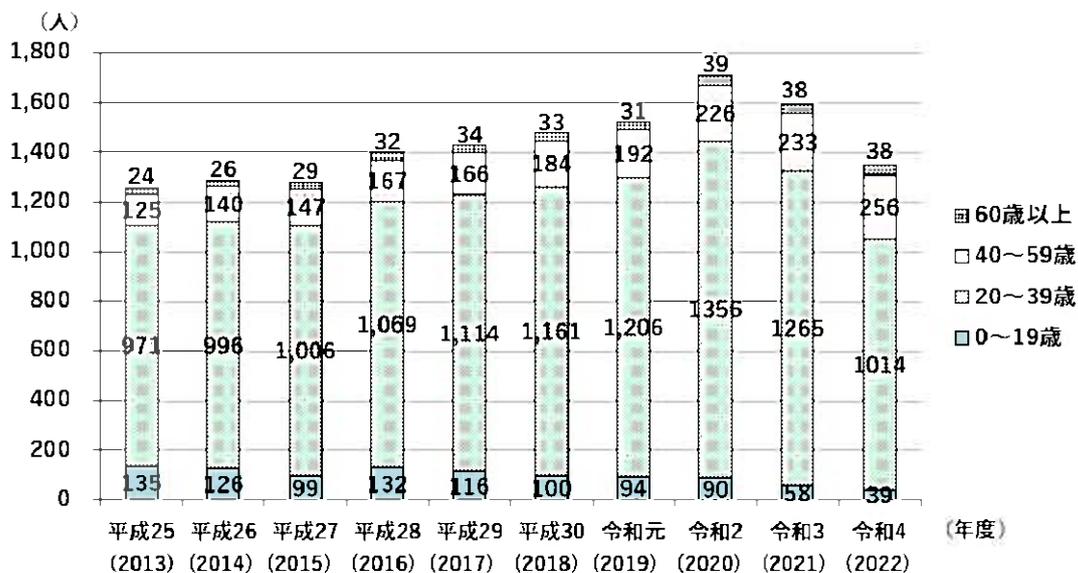
地域	小学校区	世帯	男	女	計	外国人住民割合(%)
田原地域 (531人) 1.4%	六連	584 (9)	821 (1)	853 (11)	1,674 (12)	0.7%
	神戸	2,431 (61)	3,331 (22)	3,161 (76)	6,492 (98)	1.5%
	大草	380 (8)	645 (2)	626 (13)	1,271 (15)	1.2%
	田原東部	1,315 (24)	1,993 (15)	2,046 (25)	4,039 (40)	1.0%
	田原南部	515 (6)	905 (5)	875 (8)	1,780 (13)	0.7%
	壺浦	2,842 (125)	3,946 (124)	3,053 (39)	6,999 (163)	2.3%
	田原中部	2,740 (58)	3,426 (48)	3,275 (39)	6,701 (87)	1.3%
	野田	938 (29)	1,559 (28)	1,528 (11)	3,087 (39)	1.3%
赤羽根地域 (206人) 3.7%	衣笠	2,532 (24)	3,165 (24)	2,701 (40)	5,866 (64)	1.1%
	高松	472 (56)	720 (11)	782 (54)	1,502 (65)	4.3%
	赤羽根	792 (82)	1,144 (18)	1,206 (74)	2,350 (92)	3.9%
源美地域 (741人) 3.8%	若戸	507 (43)	844 (5)	895 (44)	1,739 (49)	2.8%
	泉	1,229 (190)	1,724 (18)	1,858 (196)	3,582 (214)	6.0%
	清田	746 (31)	1,083 (10)	1,117 (27)	2,200 (37)	1.7%
	福江	1,424 (139)	1,915 (33)	2,153 (138)	4,068 (171)	4.2%
	中山	1,392 (117)	2,135 (4)	2,301 (133)	4,436 (137)	3.1%
	亀山	343 (32)	554 (5)	588 (30)	1,142 (35)	3.1%
	伊良湖畔	1,197 (136)	1,881 (18)	2,032 (129)	3,913 (147)	3.8%
		22,379 (1,170)	31,791 (391)	31,050 (1,087)	62,841 (1,478)	2.4%

※（ ）内は外国人世帯数及び外国人数で、内数として表記

資料：市民課（平成30年3月31日現在）

(5) 年齢別外国人住民数の推移

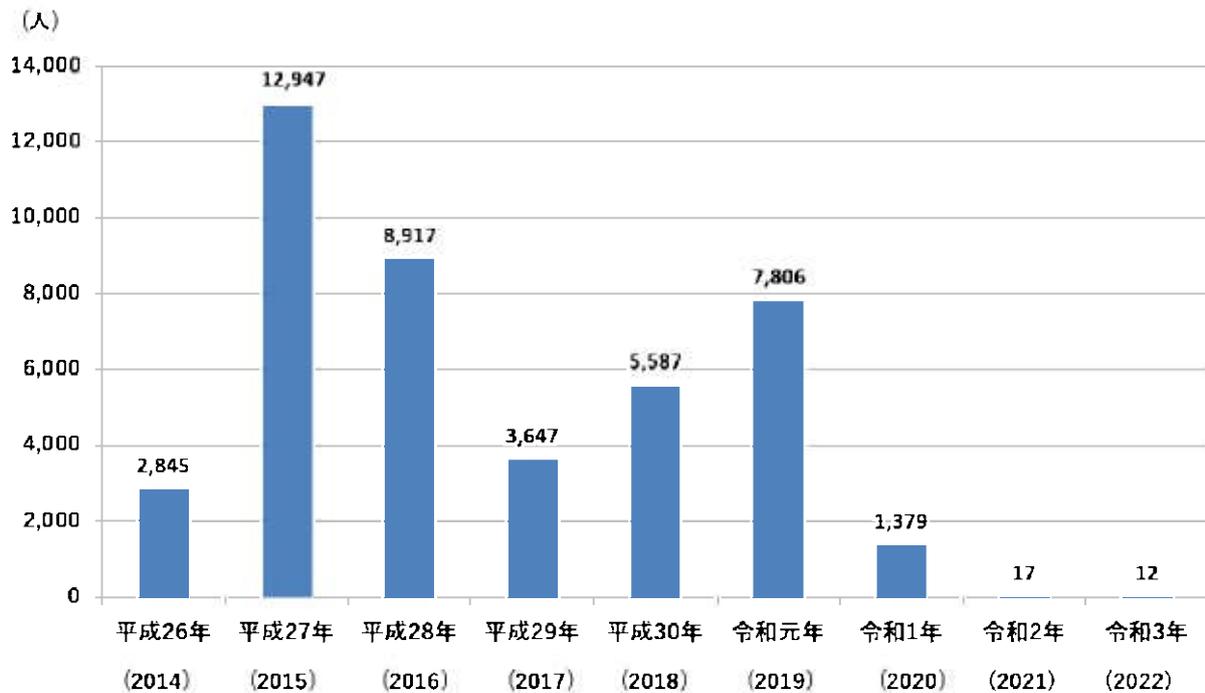
年齢別に見ると、20～39歳の若者世代の外国人住民数が75%を占めています。このことから「特に働くことを目的」に田原市に来ている外国人が多いことが窺えます。また、0～19歳の割合は4%と少ないことが分かります。



資料：市民課（各年度3月31日現在）

(6) 外国人宿泊者数の推移

外国人宿泊者数は、近年増減を繰り返しています。市内ホテルの宿泊プランの影響で増加した、平成27(2015)年の約13千人をピークに、2年連続で減少しました。その後、平成30(2018)年から回復傾向にありましたが、令和2(2020)年からの感染症拡大の影響を受け、大幅な減少となり、その後回復には至っていません。



資料：観光課（各年1月～12月の合計）

5 アンケートから見る外国人住民の現状

(1) 調査の目的

市内在住の外国人住民の意識や生活上の問題点等を把握し、市の政策等に反映するための基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査概要

調査対象者	市内に住む 18 歳以上の外国人 1,000 人 (フィリピン、ベトナム、中国、カンボジア、インドネシア国籍から抽出)
回答率	26.5%
実施時期	令和 4 (2022) 年 9 月 6 日～10 月 14 日
調査方法	WEB 回答、直接提出

※「令和 4 (2022) 年度外国人住民アンケート(抜粋)」は、巻末の資料編に掲載。

国籍	対象者数 (在住人数)	発送数	宛先不明	回答数 (回答率)
フィリピン	389 人	288 件	3 件	140 件 (48.6%)
ベトナム	325 人	241 件	8 件	28 件 (11.6%)
中国	296 人	220 件	1 件	31 件 (14.0%)
カンボジア	192 人	143 件	0 件	30 件 (20.9%)
インドネシア	145 人	108 件	0 件	36 件 (33.3%)
合計	1,347 人	1,000 件	12 件	265 件 (26.5%)

(3) 調査結果(抜粋)

○日本語学習について

- ・日本語能力は、「少し話せる」が 84.5%、「少し聞き取れる」が 80.4%、「少し読める」59.2%、「少し書ける」が 76.2% (問 7)
- ・日本語の学習は「自分でしている」が 68.1%、「教室に通っている」が 22.1% (問 9-1)
- ・日本語を学習していない理由は、「時間がない」が 40.0%、「近くに教室がない」が 26.7%、「学習場所がわからない」が 22.2% (問 9-2)

○田原市での暮らしについて

- ・田原市は「とても住みやすい」「住みやすい」が 94.7% (問 10)
- ・必要な生活情報は、「医療」、「防災」、「ごみの出し方」、「公共交通」、「買い物」、「遊び」の順で需要が多い (問 11)
- ・生活をしている中で、不満に思っていることは、「ない」が 47.3%、「買い物や遊びの場所が少ない」が 31.5%、「交通手段が不便」が 29% (問 13)
- ・生活情報の入手法は、「職場や雇用主から」が 58.8%、「同じ国の友人」が 38.5%、「市の HP、SNS」が 26.8% (問 14)
- ・「日本語の HP を見る際、自動翻訳機能を使っている」が 71.7% (問 15)
- ・国籍によって、使用する SNS の種類が異なっている (問 16)
- ・買い物は、近くのスーパーやドラッグストアが多いが、渥美地区の人が田原地区の衣料品店や

- ・やりサイクルショップに行ったり、豊橋の店舗まで足を延ばしている（問 17）
- ・「自治会に入っている」は 6.4%、「入っていない」は 38.9%、「わからない」は 52.5%（問 18）
- ・「自分の避難場所を知っている」は 42.6%、「防災メールの登録はしている」は 23%、「地域の防災訓練に参加している、参加したことがある」は 20.4%（問 22、23、24）
- ・たはら国際交流協会を「知っている」が 19.2%、「知らない」が 79.2%（問 28）
- ・今後も「出来れば生活していきたい」が 65.7%、「今後、母国から家族等呼び寄せて一緒に暮らしたい」が 57.4%（問 31、32）

6 市民意識調査から見る現状

(1) 調査の概要

調査対象者	一般市民 3,500 人、事業者 100 人、農業者 100 人等
回答率	一般市民 37.2%、事業者 44%、農業者 50%
実施時期	令和 4（2022）年 7 月 1 日～22 日
調査方法	紙またはオンライン

※市民意識調査は、田原市ホームページで確認できます。

(2) 調査結果

- ・「国際化の推進」について、「満足」は減り、「不満」「やや不満」が増えている（報告書 P61）
- ・「多文化共生社会」の意味を理解している人は、16.9%（報告書 P115）
- ・市内事業者アンケートの「市が実施している取組の評価」について、「外国人労働環境の整備」の不満度は、令和元（2019）年度と比べて減っている（報告書 P148）
- ・市内農業者アンケートの「農業経営で、重要と考えること」について、「労働力の確保」を重要と考える人は、令和元（2019）年度と比べて増えている（報告書 P176）
- ・市内農業者アンケートについて、「農業に従事している人の内訳」は、「家族」が 66.9%で最も多く、「外国人技能実習生または特定技能」は 6.6%となっている（報告書 P169）

7 前計画以降、5 年間の社会全体の動き

- デジタル化の進展（第 4 次産業革命の進展（AI、IoT 等））
 - 音声翻訳アプリ、タブレット端末による多言語通訳の普及等
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響（令和 2（2020）年～）
 - 出入国制限や経済活動の制限等
- 外国為替相場の急激な変動（令和 4（2022）年～） → 輸出入等経済活動への影響
- 「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」の策定、改訂（平成 30（2018）年、令和 4（2022）年）
 - ①円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組
 - ②外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化
 - ③ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
 - ④外国人材の円滑かつ適正な受入れ
 - ⑤共生社会の基盤整備に向けた取組

- 「日本語教育の推進に関する法律」の成立（令和元（2019）年）
 - 「外国人等に対する日本語教育を受ける機会の最大限の確保」等の基本理念
- 特定技能2号の対象分野（「農業」「漁業」「宿泊業」等）の拡大（令和5（2023）年）
- 「技能実習制度」の廃止と新制度「育成就労制度」の成立（令和6（2024）年以降（予定））

※「あいち国際戦略プラン2027」、「あいち多文化共生推進プラン2023-2027」参考

8 今後5年間の国際化・多文化共生推進の関係スケジュール

年度	田原市の予定	その他の予定
令和6（2024）	・友好都市プリンスストン市来訪（予定）	・特定技能2号の対象分野の拡大 ・「技能実習制度」の廃止と「育成就労制度」の成立（予定）
令和7（2025）		
令和8（2026）	・銅雀区姉妹都市提携20周年 ・第20回アジア競技大会サーフィン競技開催地（予定）	・第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会開催
令和9（2027）	・プリンスストン市友好都市提携25周年	
令和10（2028）		

9 田原市の現状と課題のまとめ

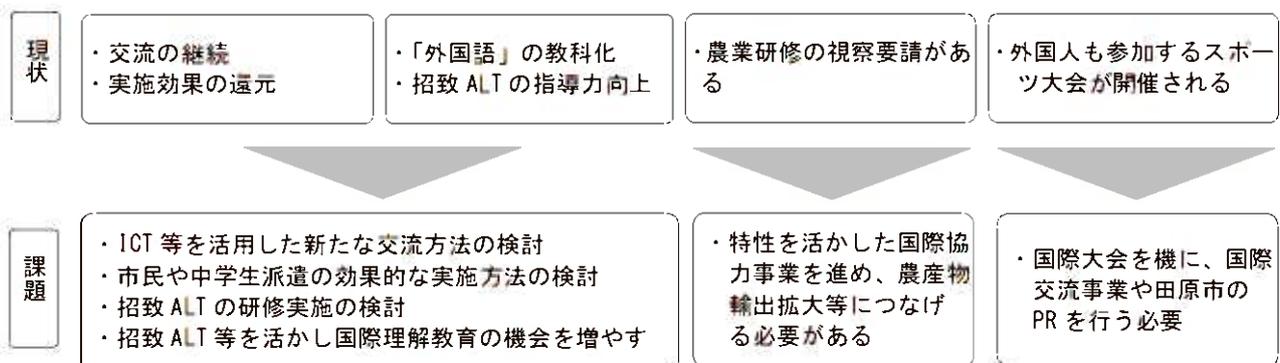
(1) 基本方針 1 「豊かな国際感覚をはぐくむ人づくり」

[現状]

- ・4カ所の姉妹・友好都市と定期的に連絡を取り合い、交流を継続している。
- ・感染症拡大の影響により、オンラインでの交流が中心だったが、公式訪問団の相互訪問は、今後徐々に再開していく予定である。
- ・市民海外派遣や、中学生海外派遣等、事業実施効果が一部の市民に留まり、交流の意義が広く市民に還元されていない。
- ・小学校中学年で「外国語活動」、高学年で教科の「外国語」が開始されたため、姉妹都市から来る招致ALTも指導技術の向上が求められている。
- ・2026年アジア競技大会等、外国人観光客が見込めるスポーツ大会の開催が予定されている。
- ・全国トップクラスの農業地帯という特性により、JICA等から農業研修の視察要請等がある。

[課題（取り組むべきこと）]

- ・姉妹・友好都市との交流は、グローバルな視点とローカルな行動力を持つ人が集い、働き、学び、暮らすまちとなるために、より推進していく必要がある。
- ・姉妹・友好都市との交流は、相互訪問に加え、ICT等を活用した新たな交流方法も検討する必要がある。
- ・市民海外派遣事業や中学生海外派遣の効果的な実施方法を検討する必要がある。
- ・招致ALTが、学習指導補助を効果的に実施できるよう、指導技術向上のための研修プログラムを検討する必要がある。
- ・招致ALTや外国人住民などの力を活かし、市民が国際理解を深める事業を増やしていく必要がある。
- ・田原市の特性を活かして、国際協力活動に取り組み、本市の農産物の輸出拡大や、グローバルに活躍できる人材の育成、海外への魅力発信等につなげていく必要がある。
- ・国際スポーツ大会で来訪する外国人をきっかけとした、国際交流事業や田原市のPRを引き続き実施する必要がある。



(2) 基本方針2 「誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくり」

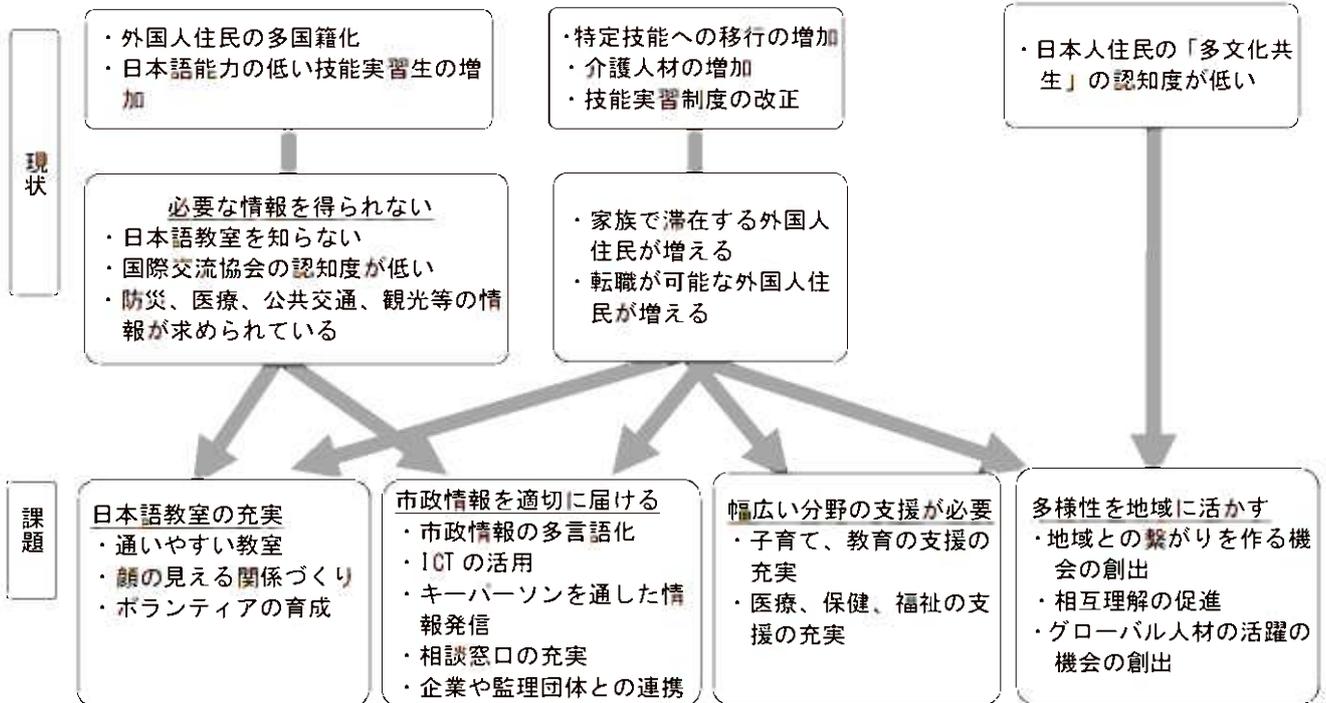
[現状]

- ・本市の外国人住民は、長期的には増加しており、多国籍化が進んでいる。
- ・感染症拡大後、令和4(2022)年に入国が緩和されてからは、カンボジアからの技能実習生の入国が増えた。
- ・在留資格別に見ると、技能実習や特定技能の在留資格の方の割合が多く、地域に定住せず、数年で人材が入れ替わる場合が多い。
- ・「技能実習」の在留資格から、「特定技能」へ切り替える外国人住民が増加している。
- ・「技能実習制度」から新たな制度「育成就労」への移行が予定され、「特定技能」への切り替えがより進むと想定されることから、日本に長く滞在する外国人住民が増えることが予想される。
- ・少子高齢化の進展により介護需要の増大が見込まれる中、田原グローバル福祉専門学校を始めとする福祉施設で介護人材として滞在する外国人住民が増えている。
- ・十分な日本語能力を身に着けずに来日する技能実習生が増えている。
- ・定住して長く住む外国人住民の割合が少ないことから、外国人住民のネットワークを通じて支援情報を届けることが難しい。
- ・長期的に本市で暮らしたり、家族を呼び寄せる外国人住民も増加傾向にあるため、子育て世帯のサポート等も必要になってきている(特定技能等で滞在中の妊娠・出産も増えてきている)。
- ・働き手として滞在している外国人住民の多くは休日も少なく、日本語教室や、防災訓練、交流事業に参加する時間が少ないという意見が見られる。
- ・日本語学習のニーズは高く、日本語教室の参加者数は感染症拡大終息後から増えているが、途中で教室に通わなくなる外国人住民も少なからずいる。
- ・外国人住民支援の中心となる「たはら国際交流協会」の役割や事業内容の認知度が一定の割合に留まる。
- ・外国人住民を支援する日本人ボランティアの高齢化が進み、人数も少なくなっている。
- ・「多文化共生」の意味を理解している人の割合が16.9%に留まっている。

[課題(取り組むべきこと)]

- ・多国籍化に対応するため、市政情報の多言語化を進めると共に、自動翻訳システムやビデオ通話機能等の新しい技術を活用していく必要がある。
- ・外国人住民コミュニティを把握し、各キーパーソンとつながり、国籍ごとに適切に情報を届ける手段を持つ必要がある。
- ・「特定技能」に切り替える外国人住民が増えると予想されることから、状況を注視しつつ、監理団体や雇用主、登録支援機関等との繋がりを持っておく必要がある。
- ・外国人住民にこの地域で長く働き、愛着を持って暮らしてもらえるよう、労働環境や生活環境の整備を関係機関が一体となって進める必要がある。
- ・支援側の日本人ボランティアの新たな担い手の育成をしていく必要がある。
- ・地域の人にも多文化共生の意義を理解してもらうため、啓発事業や外国人住民との交流事業等を引き続き実施していく必要がある。
- ・通い続けやすい日本語教室を開催すると共に、日本語教室を核とした外国人住民と日本人住民との顔の見える関係づくりを進める必要がある。
- ・外国人住民の関心が高い、「医療」、「防災」、「公共交通」、「買い物」、「遊び」等を中心に、適切な情報発信や、必要な体制整備を引き続きしていく必要がある。

- ・「防災・災害」に関しては、外国人住民が防災情報を得やすい仕組みづくりや、地域防災訓練への参加方法を周知していく必要がある。
- ・たはら国際交流協会の役割や事業内容について、外国人住民だけでなく日本人住民にも広く知ってもらう必要がある。



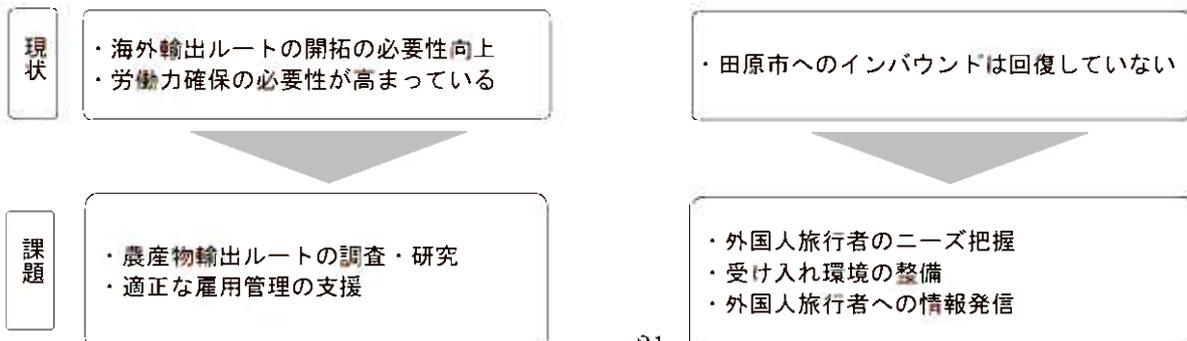
(3) 基本方針3 グローバルな産業活動が発展しやすい環境づくり

[現状]

- ・人口減少、高齢化等に伴い、国内市場の縮小が見込まれるため、農産物の海外輸出ルートの開拓は必要だが、田原市単独では一年を通じて輸出できる品目が限られている。
- ・農業や商工業等の産業分野では、労働力確保の必要性が高まっている。
- ・アフターコロナの外国人旅行者の訪日意識は強く、市場は回復基調だが、田原市へのインバウンドは未だ回復に至っていない。

[課題（取り組むべきこと）]

- ・周辺地域と連携し、農産物輸出ルートへの調査・研究を行う必要がある。
- ・技能実習制度改正の動向を注視し、監理団体へ制度の周知や適正な雇用管理を支援していく必要がある。
- ・外国人旅行者のニーズを把握し、受け入れ環境の整備や情報発信を行う必要がある。



第3章 計画の考え方

1 国際化・多文化共生を推進する意義

(1) 国際感覚豊かな人材の育成

姉妹・友好都市等諸外国の人々との交流を通し、世界には多様な価値観や文化・生活習慣の違いが存在することを理解できます。そしてこれらを尊重する人間性を育むことで、世界的な視野で物事を捉えられる「国際感覚豊かな人材」を育成することができます。

(2) 全ての人々が暮らしに温かみを感じられる地域コミュニティの形成

この地域特有のアットホームなご近所同士の触れ合いを通し、外国人住民が地域の人と助け合いながら暮らす多文化共生の社会を作ることは、外国人住民に本市を「第二のふるさと」として愛着を持ってもらうことにつながります。また、外国人住民が温かな気持ちで暮らせるまちを実現することは、子どもからお年寄りまで、どんな人でも温かく包み込んでくれる地域コミュニティを実現することにつながります。

(3) 世界に開かれたグローバルな地域経済の発展

国際感覚豊かな人材を多く育てることは、本市の人材や産業が地球規模でつながる機会を増やし、地域の産業に活力を与え、競争力のあるグローバルな地域経済の活性化が期待できます。また、本市の産業の担い手として、外国人住民の力は欠かせません。彼らが働きやすい環境を作ることで、彼らが能力を十分に発揮し、地域の産業を活性化させることが期待できます。

【多文化共生の定義】

本計画では「多文化共生」について、「国籍や文化的背景の異なる人々が、互いの違いを認め合いながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」とします。

2 計画目標

人と文化が交流・共生する世界に開かれたグローバルシティ

本市の外国人住民の多くは、以前から農業や商工業に従事する技能実習生等、滞在期間が比較的短い在留資格の方を数多く受け入れているという特徴がありました。しかしながら、今後、技能実習制度および特定技能制度の変更などにより、長期的に滞在する働き世代の外国人住民が増加することが見込まれます。

国際化や多文化共生を進めるためには、日本人住民と外国人住民の意識の隔たりを取り除き、お互いの違いを認め合って、地域社会の一員として共に生きていくことが必要です。

また、社会経済のグローバル化が一層進む中、国際感覚を持った人材を育て、グローバルな産業活動が展開できる社会環境基盤が整った、「人・モノ・情報」が活発に行き交う、世界に開かれ

たまちの実現が求められています。

そこで、私たち一人一人が、地球市民の一員として互いに尊重し合い、地球規模で考えながら、地域から行動を起こすことができるまち「グローバルシティ」を目指していく姿を明確に表し、そうしたグローバルな視点とローカルな行動力をもつ人々が集い、働き、学び、そして共生しながら暮らすまちを実現するため、前計画の計画目標を発展させ、『人と文化が交流・共生する世界に開かれたグローバルシティ』とし、総合計画で掲げた将来都市像「うるおいと活力あふれるガーデンシティ～みんなが幸せを実現できるまち～」を目指します。

3 基本方針と目指す姿

計画目標を実現するため、次の「基本方針」とその「目指す姿」を定め、国際化・多文化共生のまちづくりを進めます。

基本方針 1：豊かな国際感覚をはぐくむ人づくり

姉妹・友好都市をはじめ、様々な国や地域との交流を通して、国際感覚豊かな人づくりを推進します。

【目指す姿（ビジョン）】

- ・国際理解を育む教育の機会が確保されている
- ・英語やその他の言語を学習する機会が確保されている
- ・海外派遣に参加した生徒や市民が、国際交流活動等に参加している
- ・本市の特性を活かし、国際協力活動が行われている

基本方針 2：誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくり

外国人住民が地域の一員として、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

【目指す姿（ビジョン）】

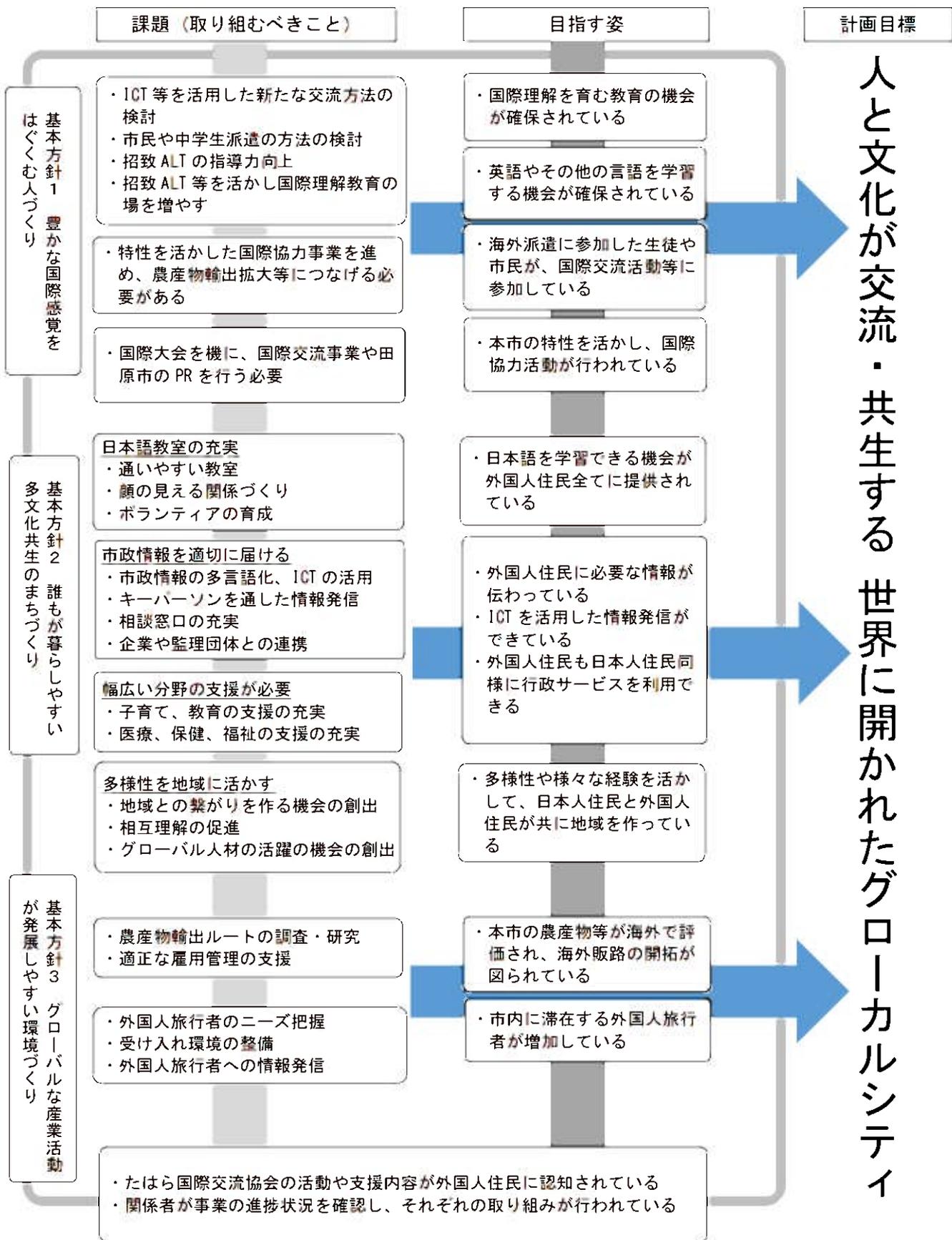
- ・日本語を学習できる機会が、外国人住民全てに提供されている
- ・外国人住民に必要な情報が伝わっている
- ・ICTを活用した情報発信ができています
- ・外国人住民も日本人同様に行政サービスを利用できる
- ・多様性や様々な経験を活かして、日本人住民と外国人住民が共に地域を作っている

基本方針 3：グローバルな産業活動が発展しやすい環境づくり

グローバルな視点を取り入れた産業活動が積極的にできるような社会環境基盤づくりを推進します。

【目指す姿（ビジョン）】

- ・本市の農産物等が海外で評価され、海外販路の開拓が図られている
- ・市内に滞在する外国人旅行者が増加している



4 数値目標

本計画を推進するため、次のとおり数値目標を設定します。

	目指す姿	指標	現状値 令和4 (2022)年	目標値 令和10 (2028)年
基本方針1	<ul style="list-style-type: none"> 国際理解を育む教育の機会が確保されている 英語やその他の言語を学習する機会が確保されている 海外派遣に参加した生徒や市民が、国際交流活動等に参加している 本市の特性を活かし、国際協力活動が行われている 	姉妹・友好都市に関する情報発信が行われている回数を維持する（市広報紙、TIA情報誌、写真展、市民海外派遣報告会、記念給食等）	年間 10回	年間 10回
		たはら国際交流協会や市民によって開催されている外国語講座の種類を増やす	2言語	3言語
		海外派遣に参加した生徒や市民のうち、その後国際交流事業の運営に協力した人の割合を増やす	—	100%
基本方針2	<ul style="list-style-type: none"> 日本語を学習できる機会が、外国人住民全てに提供されている 外国人住民に必要な情報が伝わっている ICTを活用した情報発信ができています 外国人住民も日本人住民同様に行政サービスを利用できる 多様性や様々な経験を活かして、日本人住民と外国人住民が共に地域を作っている 	日本語教室に通う学習者数（実人数）（割合）を増やす	152人 (9%)	180人 (11%)
		にほんご教室ボランティアの数を増やす	27人	30人
		市政ほーもん講座「がいこくじんのみなさんへ」の受講者数（割合）を増やす	41人 (2.5%)	100人 (6%)
		自主防災会一斉防災訓練に参加している外国人住民の人数（割合）を増やす ※日本人住民の参加者人数（割合）は令和4（2022）年時点で14,134人（24%）となっている。	98人 (6%)	170人 (10%)
		外国人住民アンケートで「避難場所を知っている」と答える人の割合を増やす	42.6%	50%
		市民アンケートで「多文化共生」の言葉と意味を知っている人の割合を増やす	16.9%	20%
		多文化交流事業（※）の参加者数を増やす ※国際理解講座、多文化研修会、料理教室、BBQ、花見、英語DE ハロウィン、クリスマス会への参加者数	497人	600人
		グローバルカフェの参加者数（外国人住民と日本人住民の合計）を増やす	—	150人
基本方針3	<ul style="list-style-type: none"> 本市の農産物等が海外で評価され、海外販路の開拓が図られている 市内に滞在する外国人旅行者が増加している 	市内の外国人宿泊者数を増やす ※令和4（2022）年の現状値は12人だが、感染症拡大前の平成29（2017）年～令和元（2019）年までの3年間の平均は5,680人となっている。	12人	4,000人
計画全体	<ul style="list-style-type: none"> たはら国際交流協会の活動や支援内容が外国人住民に認知されている 関係者が事業の進捗状況を確認し、それぞれの取り組みが行われている 	外国人住民アンケートで、「たはら国際交流協会を知っている」と答えた人の割合を増やす	19.2%	25%

※2028年の目標値の割合は、外国人住民数を1,700人として算出している。

第4章 施策の展開

1 体系図

計画目標を実現するため、それぞれの基本施策における施策の方向性・主な施策を次のように定めます。

【計画目標】 人と文化が交流・共生する世界に開かれたグローバルシティ				
基本方針	目指す姿	基本施策	施策の方向性	施策（太字は重点施策）
1. 豊かな国際感覚をはぐくむ人づくり	<ul style="list-style-type: none"> 国際理解を育む教育の機会が確保されている 英語やその他の言語を学習する機会が確保されている 海外派遣に参加した生徒や市民が、国際交流活動等に参加している 本市の特性を活かし、国際協力活動が行われている 	1. 国際交流・国際理解教育の推進	1-1. 国際的に活躍できる人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> 1 姉妹・友好都市との交流 2 小中学生向けの国際理解教育 3 生涯学習としての国際理解教育 4 国際交流のための体制づくり
			1-2. 国際協力活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 5 地域特性を活かした国際協力
2. 誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 日本語を学習できる機会が外国人住民全てに提供されている 外国人住民に必要な情報が伝わっている ICTを活用した情報発信ができている 外国人住民も日本人住民同様に行行政サービスを利用できる 多様性や様々な経験を活かして、日本人住民と外国人住民が共に地域を作っている 	2. 多文化共生の推進	2-1. コミュニケーション支援	<ul style="list-style-type: none"> 6 日本語を学習する機会の充実 7 日本語教育を担う人材の育成 8 外国人相談窓口の充実 9 生活情報の多言語化の推進
			2-2. 生活支援	<ul style="list-style-type: none"> 10 外国人住民向けサービスの充実 11 子育て、教育支援 12 医療・保険・福祉支援 13 防災・災害時の支援
			2-3. 多文化共生意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 14 多文化共生の意識啓発と相互理解の促進
			2-4. 多様性を活かした地域の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 15 コミュニティ協議会との連携 16 外国人住民との連携と人材の活用 17 経験のある人材の活用 18 市民活動団体との協働
3. グローバルな産業活動が進展しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 本市の農産物等が海外で評価され、海外販路の開拓が図られている 市内に滞在する外国人旅行者が増加している 	3. 産業の国際展開	3-1. 経済の国際展開への対応	<ul style="list-style-type: none"> 19 農産物輸出ルートの開拓支援 20 特定技能等の外国人の受け入れ支援 21 外国人旅行者の誘致
計画全体	<ul style="list-style-type: none"> たはら国際交流協会の活動や支援内容が外国人住民に認知されている 関係者が事業の進捗状況を確認し、それぞれの取り組みが行われている 	4. 推進体制の構築	4-1. GIの推進体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 22 推進協議会の実施 23 たはら国際交流協会の認知度向上、体制の強化 24 監理団体との連携体制の構築 25 外国人住民及び日本人住民の意識調査

2 具体的事業

基本方針 1：豊かな国際感覚をはぐくむ人づくり

本市では、姉妹・友好都市をはじめ、多様な国や地域との国際交流・国際協力活動を展開しています。こうした活動を通して、国際感覚豊かな人づくりを推進します。

【目指す姿（ビジョン）】

- ・国際理解を育む教育の機会が確保されている
- ・英語やその他の言語を学習する機会が確保されている
- ・海外派遣に参加した生徒や市民が、国際交流活動等に参加している
- ・本市の特性を活かし、国際協力活動が行われている

基本施策 1 国際交流・国際理解教育の推進

施策の方向性 1-1 国際的に活躍できる人材の育成

施策の方向性 1-2 国際協力活動の推進

姉妹・友好都市とは、相互訪問や市民海外派遣をはじめとする自治体交流を行っており、今後も市民の国際理解を深め、より一層推進していく必要があります。更に、たはら国際交流協会などと協働し、民間主導により世界各国との交流や国際協力を進めることで、国際化に対応できる「国際感覚豊かな人づくり」を行っていく必要があります。

No.	施策	具体的事業 (アクションプラン)	□：実施主体 ○：連携・協働
1	姉妹・友好都市との交流	・友好親善及び異文化理解を深めるため、姉妹・友好都市との交流を行います。 ※周年事業、相互派遣事業、市民海外派遣等	□広報秘書課、たはら国際交流協会
		・ジョージタウン大学等の奨学金制度を広く周知します。	□広報秘書課、たはら国際交流協会 ○高等学校
		・交流内容とその意義を広く周知するため、姉妹・友好都市を紹介する給食メニューの提供を行います。	□広報秘書課 ○教育総務課
		・広報紙やホームページ等の媒体で、市民に交流内容とその意義を広く周知します。	□広報秘書課、たはら国際交流協会
		・市内高校の国際交流事業を支援します。(施策 No.4 と同じ)	□各高等学校 ○広報秘書課
2	小中学生向けの国際理解教育	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育の場において招致 ALT 等を活用し、外国語や他国の文化を学ぶ機会を提供します。 ・招致 ALT が学習指導補助を効果的に実施できるよう、指導技術向上のためのプログラム、 	□学校教育課 ○各学校、広報秘書課、たはら国際交流協会

		<p>研修を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接異文化に触れ、国際理解を深められるよう、中学生等の相互派遣を行い、事業効果を検証していきます。また、派遣で得た知見を広報紙等で広く周知します。 	<ul style="list-style-type: none"> □学校教育課 ○学校、広報秘書課、たはら国際交流協会
3	生涯学習としての国際理解教育	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語講座を実施し、言葉や異文化に対する理解を深める機会を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> □たはら国際交流協会、市民
		<ul style="list-style-type: none"> ・国際理解教育を広めるための「市政ほーもん講座」を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> □広報秘書課
		<ul style="list-style-type: none"> ・招致 ALT 等の外国人人材を活用し、市民向けの国際理解教育を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> □広報秘書課、たはら国際交流協会 ○学校教育課
		<ul style="list-style-type: none"> ・文化・スポーツ等の国際交流活動を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> □広報秘書課、各課
		<ul style="list-style-type: none"> ・市内高等学校等の国際交流事業を支援します。(施策No.1と同じ) 	<ul style="list-style-type: none"> □各高等学校 ○広報秘書課
4	国際交流のための体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体（市民活動団体等）による世界各国との交流や国際協力活動を支援（共催、後援、情報提供等）します。 	<ul style="list-style-type: none"> □広報秘書課 ○たはら国際交流協会、市民活動団体等
		<ul style="list-style-type: none"> ・海外派遣等の経験がある生徒や市民が、国際交流や多文化共生事業に参加できる機会を提供します。(施策No.23と同じ) 	<ul style="list-style-type: none"> □広報秘書課、学校教育課、たはら国際交流協会 ○各学校
		<ul style="list-style-type: none"> ・市内中学校、高等学校へ国際交流活動や多文化共生に関するボランティアの協力依頼を行います。(施策No.17と同じ) 	
5	地域特性を活かした国際協力	<ul style="list-style-type: none"> ・農業等の本市の特性を活かし、JICA 研修生の受け入れ等の国際協力活動を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> □広報秘書課、農政課 ○たはら国際交流協会

基本方針 2 : 誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくり

本市に暮らしている外国人住民が、地域の一員として安心して暮らすことができるよう、コミュニケーション支援や生活支援を行います。

また、外国人住民が地域社会に参画しやすい環境づくりを進め、「田原は第二のふるさと」だと思われるような多文化共生社会の形成を目指します。

【目指す姿】

- ・日本語を学習できる機会が、外国人住民全てに提供されている
- ・外国人住民に必要な情報が伝わっている
- ・ICTを活用した情報発信ができています
- ・外国人住民も日本人住民同様に行政サービスを利用できる
- ・多様性や様々な経験を活かして、日本人住民と外国人住民が共に地域を作っている

基本施策 2 多文化共生の推進

施策の方向性 2-1 コミュニケーション支援

外国人住民が、安心・安全に暮らし、共に地域で活躍できるよう、日本語教育を推進すると共に、外国人住民の元へも必要な情報が行き渡るように取り組みます。

No.	施策	事業内容 (アクションプラン)	□ : 実施主体 ○ : 連携・協働
6	日本語を学習する機会の充実 【重点施策】	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人住民が学習しやすい日本語教室のあり方を調査し、事業の改善に努めます。 ・毎年「日本語学習支援者^{※14} (にほんごボランティア)」と意見交換をし、事業の改善に努めます。 	<input type="checkbox"/> 広報秘書課、たはら国際交流協会 <input type="checkbox"/> 市民活動団体
7	日本語教育を担う人材の育成 【重点施策】	<ul style="list-style-type: none"> ・養成講座やステップアップ講座を開催し、「日本語学習支援者 (にほんごボランティア)」の育成を図ります。 ・県事業を活用し、「日本語指導者^{※15}」の育成を図ります。 	<input type="checkbox"/> 広報秘書課、たはら国際交流協会 <input type="checkbox"/> 愛知県、市民活動団体、市民
8	外国人相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人住民に関する相談窓口を設置し、日常生活全般に係る相談や情報提供を行います。 ・相談員は適切な研修を受講し、相談能力向上に努めます。 ・たはら国際交流協会の設置する相談窓口以外の利用には、通訳派遣を行います。 	<input type="checkbox"/> 広報秘書課、たはら国際交流協会、地域福祉課 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会、市民活動団体、たはら国際交流協会
		<ul style="list-style-type: none"> ・一元的相談窓口^{※16}の設置を検討します。 	<input type="checkbox"/> 広報秘書課
		<ul style="list-style-type: none"> ・各地区で「外国人のためのグローバルカフェ」を開催し、たはら国際交流協会の活動をPRし 	<input type="checkbox"/> 広報秘書課、たはら国際交流協会

		たり、外国人住民に関する困り事を聞き取ったりし、外国人住民と日本人住民との相互理解を促進します。(施策№14、15、23と同じ)	○コミュニティ協議会
9	生活情報の多言語化の推進	・市内の看板の多言語化やビクトグラム ¹⁷ 化を推進します。	□広報秘書課、各課
		・生活情報の多言語化を推進します。 (ごみ分別チラシ、防災マップ、観光パンフレット、バスの乗り方パンフレット、年金や納税に関する情報等)	□各課
		・外国人住民への通知文等の多言語化を推進します。	□広報秘書課、たはら国際交流協会
		・外国人転入時に「転入者向け情報チラシ」を配布し、市政情報を提供します。 ・「多言語情報紙」を配布し、外国人住民へ生活情報を提供します。	□広報秘書課、たはら国際交流協会
		・ICTを活用し、生活情報の多言語化を推進します(ごみ出しアプリ「さんあーる」、観光デジタルマップ等)。 ・SNS等を活用し、外国人住民へ周知を行います。	□各課、たはら国際交流協会
		・生活動画を作成し、外国人住民へ周知を行います。	□広報秘書課 ○各課
		・市ホームページを多言語化し、内容を充実させます。	□広報秘書課 ○各課

施策の方向性 2-2 生活支援

相談体制を整備すると共に、生活全般に渡る支援の充実を図ります。また、防災や医療等、生活へのリスクに対応する体制を整備します。

No.	施策	事業内容 (アクションプラン)	□：実施主体 ○：連携・協働
10	外国人住民向けサービスの充実	・外国人住民向け「市政ほーもん講座」を、転入後の外国人住民が受講できるよう、監理団体へ導入を働きかけます。	□広報秘書課 ○監理団体
		・国際交流や情報収集のため、図書館機能の多言語ブースを充実させます。	□図書館
		・外国人住民へ図書館機能の情報発信を行うため、利用案内チラシの多言語化を行います。	□各課
		・窓口での電話通訳の活用や、3者間通話ができるタブレット端末等の利用を推進します。	○健康課、親子交流館
		・協会で研修を開催し、やさしい日本語ができる職員を育成します。	□広報秘書課 ○各課
		・通訳、翻訳のサービスについて、市民、企業、行政、外国人住民へ周知します。	□たはら国際交流協会 ○広報秘書課

11	子育て、教育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・3者間通話ができるタブレット端末を利用し、妊娠期から子育て期の寄り添い支援を行います。 	<input type="checkbox"/> 健康課
		<ul style="list-style-type: none"> ・多言語の母子健康手帳を使用します。 	<input type="checkbox"/> 健康課、親子交流館
		<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診の通知文や予防接種等に関する情報を「やさしい日本語」や多言語で提供します。 	<input type="checkbox"/> 健康課、親子交流館
		<ul style="list-style-type: none"> ・外国人児童の養育問題やDV等に対し、通訳や「やさしい日本語」等を活用して対応します。 	<input type="checkbox"/> 子育て支援課
		<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教育の必要な児童生徒数に応じて、県の「語学相談員」や「田原市スクールサポーター」等を配置します。 ・外国人児童生徒等が学校生活を円滑に過ごせるよう、3者間通話ができるタブレット端末を導入し、適切な支援を行います。 ・外国人保護者が理解できるよう、学校からの通知文等の「やさしい日本語」の使用を推進します。 	<input type="checkbox"/> 学校教育課
12	医療・保険・福祉支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市内医療機関での多言語による問診票の設置について、関係機関と調整し検討します。 	<input type="checkbox"/> 広報秘書課 <input type="checkbox"/> 健康課
		<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち医療情報ネット^{※18}」や「あいち医療通訳システム^{※19}」を活用し、通訳派遣や電話通訳等の周知をします。 	<input type="checkbox"/> 健康課、愛知県 <input type="checkbox"/> 医療機関
		<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者支援、高齢者福祉・障害者福祉制度について、「やさしい日本語」で情報提供します。 	<input type="checkbox"/> 地域福祉課、高齢福祉課
		<ul style="list-style-type: none"> ・年金、保険等の社会保険制度について、多言語対応パンフレット等を活用し理解促進に努めます。 	<input type="checkbox"/> 保険年金課
13	防災・災害時の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の情報伝達方法の多言語化を検討します。 	<input type="checkbox"/> 広報秘書課、防災対策課
		<ul style="list-style-type: none"> ・防災マップ、避難所利用者登録票、防災関連情報等の多言語化を進めます。 ・避難所において「コミュニケーション支援ボード」の活用を推進します。 ・避難所における図案化表記（ピクトグラム）の活用を推進します。 	<input type="checkbox"/> 防災対策課
		<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災会や事業者、監理団体等を通じ、外国人住民が地域の防災訓練等に参加できる環境づくりに努めます。 	<input type="checkbox"/> 防災対策課 <input type="checkbox"/> 自主防災会、事業者、監理団体等
		<ul style="list-style-type: none"> ・外国人住民の防災意識を高めるための「外国人住民のための防災講座」を実施します。 ・防災講座等において、外国人向け防災アプリ等の普及に努めます。 	<input type="checkbox"/> 広報秘書課、防災対策課
		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の外国人支援体制の構築について、関係者で協議し、必要な対策を講じます。 ・「田原市防災ボランティアコーディネーター養成講座」研修に外国人支援の内容を盛り込みます。 	<input type="checkbox"/> 広報秘書課、たはら国際交流協会、コミュニティ協議会、社会福祉協議会、防災対策課

施策の方向性 2-3 多文化共生意識の啓発

外国人住民と日本人住民が互いの文化的背景や生活習慣を理解し、偏見や差別を解消するために、啓発活動や相互理解を深めるためのイベントを開催します。

No.	施策	事業内容 (アクションプラン)	□：実施主体 ○：連携・協働
14	多文化共生意識啓発と相互理解の促進	・多文化共生への理解促進を図る「多文化理解講座」等を開催します。	□広報秘書課、たはら国際交流協会
		・外国人住民と日本人住民が交流して相互理解を深めるための事業を実施します。 (多文化研修旅行、花見、買い物体験等)	□広報秘書課、たはら国際交流協会
		・市内各地区で、「外国人のためのグローバルカフェ」を開催し、外国人住民と日本人住民の相互理解を促進します。(施策№8、15、23と同じ)	□広報秘書課、たはら国際交流協会 ○コミュニティ協議会
		・広報紙やたはら国際交流協会の情報誌等で、多文化共生意識啓発の記事を掲載します。	□広報秘書課、たはら国際交流協会
		・多文化共生を推進するための、市政ほーもん講座を実施します。	□広報秘書課
		・外国人に対する偏見、差別を生まないための内容を盛り込み、人権啓発活動を行います。	□地域福祉課

施策の方向性 2-4 多様性を活かした地域の活性化

外国人住民ならではの視点や多様性を活かして、外国人住民と日本人住民が連携、協働し、地域の活性化を進めます。

No.	施策	事業内容 (アクションプラン)	□：実施主体 ○：連携・協働
15	コミュニティ協議会との連携 【重点施策】	・地域の外国人住民の情報をコミュニティ協議会で共有すると共に、外国人住民の困り事調査を行います。	□広報秘書課 ○総務課、コミュニティ協議会
		・地域活動への外国人住民の参加を促進するため、地域文書の翻訳などを市が支援します。	
16	外国人住民との連携とグローバル人材の活躍促進	・市内各地区で、「外国人のためのグローバルカフェ」を開催し、外国人住民と日本人住民の相互理解を促進します。(施策№8、14、23と同じ)	□広報秘書課、たはら国際交流協会 ○コミュニティ協議会
		・各国のキーパーソンを把握し、外国人キーパーソンを通じた情報発信を行います。	□広報秘書課、たはら国際交流協会
		・外国人キーパーソンや関係団体から組織する「たはら外国人市民会議」を開催し、情報共有を行います。	□広報秘書課

		<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアとなる地域の担い手や、外国人住民を発掘し、活躍の場へとつなげます。 	<input type="checkbox"/> 広報秘書課、たはら国際交流協会
		<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル人材の活躍について、市、たはら国際交流協会のホームページや広報紙等で紹介します。 	<input type="checkbox"/> 広報秘書課、たはら国際交流協会
17	経験のある人材の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・海外派遣等の経験がある生徒や市民が、経験を活かし、国際交流や多文化共生事業に参加できる機会を提供します。 ・市内中学校、高等学校へ国際交流活動や多文化共生に関するボランティアの協力依頼を行います。(施策№4と同じ) 	<input type="checkbox"/> 広報秘書課、学校教育課、たはら国際交流協会 <input type="checkbox"/> 各学校
18	市民活動団体との協働	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生を推進する事業を行う団体を共催、後援等により支援します。 	<input type="checkbox"/> 広報秘書課 <input type="checkbox"/> たはら国際交流協会、市民活動団体

基本方針 3 : グローバルな産業活動が発展しやすい環境づくり

農業・観光・商工業等、あらゆる産業活動において、グローバルな視点を取り入れ、この地域で積極的な展開が図られるよう、経済の国際展開のための社会環境基盤づくりを推進します。

【目指す姿】

- ・本市の農産物等が海外で評価され、海外販路の開拓が図られている
- ・市内に滞在する外国人旅行者が増加している

基本施策 3 産業の国際展開

施策の方向性 3-1 経済の国際展開への対応

No.	施策	事業内容 (アクションプラン)	□ : 実施主体 ○ : 連携・協働
19	農産物輸出ルートの開拓支援	・海外物産展への出展や現地バイヤー招聘等を実施し、農産物の海外展開の調査、研究を行います。	□農政課 ○豊橋田原広域農業推進会議 ○三遠南信地域の市町村
20	特定技能等の外国人の受け入れ支援	・雇用主への制度周知や労働関係法令に基づく適正な雇用管理により、特定技能等の外国人住民が安心して働くことができるよう支援します。 ・労働・就職に関する豊橋公共職業安定所（ハローワーク豊橋）等の相談窓口を紹介します。	□監理団体、登録支援機関等 ○農政課、商工課 □商工課 ○各相談窓口
21	外国人旅行者の誘致	・地域資源の発掘と磨き上げによる地域の魅力向上を行います。 ・訪日外国人の受け入れのための環境整備を行います。 ・市内及び東三河地域の外国人住民へ向けて、SNS や情報紙を通じて、本市の魅力発信を行います。 ・アジア大会やトライアスロン等、訪日外国人が参加するスポーツ大会の機会を活用し、本市の魅力を国内外にアピールします。	□観光課 ○渚美半島観光ビューロー □観光課、広報秘書課 ○渚美半島観光ビューロー、たはら国際交流協会 □スポーツ課、観光課 ○大会主催者

横 断 的 施 策

計画の内容を確実に推進していくため、基盤となる推進体制の構築を進めます。

【目指す姿】

- ・たはら国際交流協会の活動や支援内容が外国人住民に認知されている
- ・関係者が事業の進捗状況を確認し、それぞれの取り組みが行われている

基本施策 4 推進体制の構築

施策の方向性 4-1 グローカルプランの推進体制の構築

No.	施策	事業内容 (アクションプラン)	□：実施主体 ○：連携・協働
22	推進協議会の実施 【重点施策】	・田原市国際化・多文化共生推進協議会を設置し、毎年事業の進捗状況を確認し、協議結果をワーキング会議にフィードバックします。	□広報秘書課 ○各課
23	たはら国際交流協会の認知度向上、体制の強化 【重点施策】	<ul style="list-style-type: none"> ・たはら国際交流協会 PRのためのチラシを外国人転入者へ配布します。 ・たはら国際交流協会の SNS (Facebook と LINE) の PR を行い、フォロワーを増やします。 ・各地区での「外国人のためのグローバルカフェ」を開催し、たはら国際交流協会の活動を PR します (施策No.8、14、15 と同じ)。 ・海外派遣等の経験がある生徒や市民が、国際交流や多文化共生事業に参加できる機会を提供します。(No.4 と同じ) 	□たはら国際交流協会、広報秘書課 □広報秘書課、たはら国際交流協会 ○コミュニティ協議会 □広報秘書課、学校教育課、たはら国際交流協会 ○各学校
24	監理団体等との連携体制の構築	・技能実習や特定技能等で滞在する外国人住民へ情報を届けるため、本市に関係する監理団体や登録支援機関等を把握し、ネットワークを構築するよう努めます。	□広報秘書課、たはら国際交流協会 ○監理団体、登録支援機関等
25	外国人住民及び日本人住民の意識調査の実施	・外国人住民と日本人住民の現状やニーズ、本計画の数値目標の達成状況等を把握するため、令和9(2027)年に外国人住民と日本人住民の意識調査を実施します。	□広報秘書課

第5章 計画の推進体制

国際化・多文化共生を推進するためには、行政だけでなく、各主体がそれぞれの責任と役割を明確にして、協働により取り組むことが求められます。

1 推進主体

(1) 市民・市民活動団体

地域における人と人との交流を深めていく最も基本的な主体は、市民であり、また市民により構成されている市民活動団体です。

特に、たはら国際交流協会は、本市の国際化や多文化共生を推進するための中核組織として設立されたNPO法人で、このような団体の活動をより活性化させていくことが必要です。このような市民活動団体においては、それぞれの団体が持つ知識や経験、ネットワークを活用して様々な活動を展開していくことが期待されます。

また、こういった市民活動団体だけではなく、市民一人一人が積極的に国際化や多文化共生に参加していくことが望まれます。文化的背景の異なる外国人住民も地域コミュニティの担い手として社会参画できるよう、「田原市地域コミュニティ連合会」とも協働した国際化・多文化共生のための取り組みが必要です。

(2) 事業者・経済団体

外国人住民を雇用している企業・事業者は、技能実習生等の人権の尊重と適正な労働・就労環境づくりのため、コンプライアンス（法令遵守）に努めると共に、日常生活に関する支援を行うことが求められます。

また、地域社会とのつながりが少なくなりがちな技能実習生等を、地域の行事に参加させる等、地域社会とつながるような働きかけを促進することが期待されます。

(3) 行政

行政は、国際化・多文化共生を推進する主体として、国際化に対応するための環境整備を国・県等と進めると共に、姉妹・友好都市等の交流や国際協力活動、人材の育成、多文化共生社会の形成等に積極的に取り組み、本計画の推進に関する施策を進めていきます。

また、市民、市民活動団体、事業者等とのより良い協働関係を築きながら、国際化・多文化共生の総合的な施策の推進を図ります。

2 推進体制

(1) 市民や市民活動団体、事業者や経済団体、行政との連携・協働

外国人住民の生活支援等、多文化共生の地域づくりのための事業の推進や課題解決には、市民や市民活動団体、関係する事業者等との連携が重要な役割を持ちます。

そのため、本計画に基づく事業の推進に当たっては、市民、学校、市民活動団体、事業者、経済団体等と、行政とが協力・連携しながら協働で取り組みます。

(2) 施策の進行管理

本プランに基づき実施される事業は、市の各部署で組織する「田原市国際化・多文化共生推進計画ワーキンググループ」において、各年度の取り組み内容と進捗状況を報告します。

ワーキンググループでの報告を、新たに組織する「田原市国際化・多文化共生推進協議会」において、進捗管理、点検、評価を行い、事業推進のためのアドバイスをワーキンググループにフィードバックすることで、本計画の着実な推進を図ります。

(3) 定期的な意見交換会と意識調査

外国人住民のニーズや課題を共有するため、「たはら外国人市民会議」等を通じて、外国人住民に関する情報を把握し、関係機関との共有を図ります。

また、次期プランの改訂前には、外国人住民と日本人住民の意識調査を行い、本計画の数値目標の達成状況等を把握します。

田原市国際化・多文化共生推進協議会

(有識者、県、外国人住民、企業、各種団体等)

取り組み内容と
進捗状況を報告

評価やアドバイスを
フィードバック

田原市国際化・多文化共生ワーキンググループ

たはら外国人市民会議

行政

- ・市
- ・教育委員会、学校
- ・警察 等

連携

連携

事業者・ 経済団体

- ・企業・事業主
- ・監理団体・登録支援団体
- ・渥美半島観光ビューロー
等

市民・ 市民活動団体

- ・市民一人一人
- ・たはら国際交流協会
- ・コミュニティ協議会
等

連携

※例示している団体は一例であり、他にも必要な団体と連携を取りながら進めていきます。

— 資料編 —

■ 目次 ■

1 田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議	40
2 計画の策定経過	42
3 姉妹都市・友好都市等との交流の概要	43
4 市内の主な国際交流団体	46
5 令和4（2022）年度 外国人住民アンケート調査結果（抜粋）	47
6 在留資格一覧	75
7 用語解説	81

1 田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議

(1) 田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議設置要綱

(設置)

第1条 田原市国際化・多文化共生推進計画の改定に当たり、有識者及び市民団体等から意見を求めるため、田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 田原市国際化・多文化共生推進計画の改定に係る事項
- (2) 前項に掲げるもののほか、会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 国際交流・多文化共生関係団体推薦者
- (3) 事業者によって構成する団体の関係者
- (4) 本市に在住する外国人
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により定める。

3 会長は、会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。ただし、会議設置後最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 会議の庶務は、企画部広報秘書課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(2) 検討会議委員名簿

●委員

(敬称略：50音順)

	氏名	役職等	備考
1	于 洪美	外国人市民、スクールサポーター経験者	
2	太田 健	特定非営利活動法人 たはら国際交流協会 事務局長	
3	大場 昌子	あかばねひらがなの会	
4	小林 宏明	愛知みなみ農業協同組合 営農企画部 営農企画課 課長	
5	近藤 敦	名城大学法学部教授	会長
6	田中 ジュビー	外国人市民、スクールサポーター	
7	土井 佳彦	特定非営利活動法人 多文化共生リソースセンター東海代表	
8	中西 真希	愛知県県民生活部社会活動推進課 多文化共生推進室 室長	
9	中村 匡	渥美半島観光ビューロー 事務局長	
10	花井 隆	泉校区コミュニティ協議会 会長	副会長
11	福田 督	株式会社マーコ 取締役専務	
12	渡邊 長一	(有) マルト化学工業 取締役 会長	

●事務局

1	河邊 俊和	企画部 部長
2	土井 政典	企画部広報秘書課 課長
3	渡辺 加奈子	企画部広報秘書課 課長補佐
4	竹内 真理子	企画部広報秘書課
5	小田 咲子	企画部広報秘書課

2 計画の策定経過

年 月 日	内 容
令和4年9月6日～ 令和4年10月14日	令和4（2022）年度外国人住民アンケートの実施
令和5年5月31日	第1回庁内ワーキンググループ会議
7月14日	第1回田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議 (1) 会長の選出 (2) 田原市国際化・多文化共生推進計画2019-2023の主な取り組み (3) 田原市国際化・多文化共生推進計画2024-2028（案）について
10月31日	第2回田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議 (1) 改訂スケジュールの変更について (2) 田原市国際化・多文化共生推進計画2024-2028体系（案）と数値目標（案）
令和6年1月23日	第3回田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議 (1) 田原市国際化・多文化共生推進計画2024-2028改訂（案）について
2月16日～3月18日	パブリックコメント
3月26日	第4回田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議 (1) パブリックコメントへの対応（案） (2) 田原市国際化・多文化共生推進計画2024-2028改訂（案）について

3 姉妹都市・友好都市等との交流の概要

○米国ケンタッキー州ジョージタウン市

【提携日】姉妹都市提携：平成2年4月20日

【提携書】「田原町とジョージタウン市は両市町の友好親善を深め、併せて日本国とアメリカ合衆国両国の友好関係の促進に寄与することを念願し、ここに両市町が姉妹都市として提携することを協約します」

【主な事業】中学生海外交流事業（海外派遣及び受け入れ）、英語指導助手(A.L.T)招聘事業（ジョージタウン大学からA.L.T招致）、たはら国際交流協会の市民海外派遣、田原風保存会のジョージタウン市カイトフェスティバル参加、フレンドシップ・キルターズ交流（パッチワークキルトを通じた民間交流）、成章高校のスコット高校との姉妹校提携（海外派遣及び受け入れ等）、ジョージタウン大学入学田原市奨学金制度、図書館交流

○米国インディアナ州プリンストン市及びギブソン郡

【提携日】友好都市提携：平成14年8月8日

【提携書】「本国愛知県田原町とアメリカ合衆国インディアナ州ギブソン郡及びプリンストン市は、地域住民が友好的な交流を永続する友好都市を宣言する。
友好都市は、子供や学生の教育、文化、工業、経済などの面で友情に満ちた交流を行うことによって、両地域の発展、日本とアメリカの両国民の友好関係、更には世界の平和に貢献することを目的とし、また、この関係が全世界に広がることを期待する。私たちは、地域住民団体が実施する友好都市の目的を達成するための活動を相互に支援することを誓い、地域住民の相互交流を最も期待する。」

【主な事業】中学生海外交流事業（海外派遣及び受け入れ）、たはら国際交流協会の市民海外派遣



○中国江蘇省昆山市

【提携日】友好都市提携：平成17年10月19日

【提携書】「日本国愛知県田原市と中華人民共和国江蘇省昆山市は、両市市民が相互理解と友情を深め、末長い友好交流を推進するため、協議の結果、赤羽根町と昆山市の友好交流の覚書（平成5年5月14日）を改めここに友好都市提携を行うものである。両市は、平等互恵に基づいて、両市及び民間の友好交流を積極的に展開し、教育・文化・産業・行政など、多方面の分野に交流と協力が広がることを目指すものである。本提携の趣旨は、交流を通じて、両市市民の友情が深まり、日中両国の友好の絆を強めて、世界平和と繁栄に貢献することにある。」

【主な事業】中学生海外交流事業（海外派遣及び受け入れ）、たはら国際交流協会の市民海外派遣

○大韓民国ソウル特別市銅雀区

【提携日】姉妹都市提携：平成18年11月14日

【提携書】「日本国愛知県田原市と大韓民国ソウル特別市銅雀区は、両自治体間の国際交流をより深めるために姉妹都市として協定を締結する。田原市と銅雀区は、教育、文化、産業、行政など幅広い分野の交流を通じて相互理解と信頼を深め、相互の発展と繁栄を図るとともに、日韓両国の友好関係の促進を目指すものである。」

【主な事業】田原日韓親善協会による交流活動、たはら国際交流協会の市民海外派遣

○ラオス・ヴィエンチャン特別市サイタニー郡

【提携年】平成17年度愛知万博フレンドシップ国：平成18年4月協議確認書

- 【協議書】
- 1 将来の相互協力に向かって、サイタニー郡代表団と田原市代表団との打ち合わせ議事を記録するため、双方は打合せ議事録を作成し、賛同と署名を求めて相互に送付することに同意した。
 - 2 交流事業における基本事項
 - (1) 将来にわたり継続する交流とするため、当面の間（3年間程度）において、交流プロジェクトの検討を行うものとする。
 - (2) 交流事業の検討に際しては、田原市・サイタニー郡の住民の相互理解と友好交流を目指すものとするが、当面、農業、教育の2部門における人材育成を主目的とした交流事業を前提に検討を行う。
 - (3) 友好提携については、交流事業を行う中で、各市・郡の住民の相互理解を進め、交流事業に対する住民理解を得た段階で検討するものとする。

【主な事業】農業研修生(農業事務所職員)受け入れ、たはら国際交流協会の市民海外派遣・絵本を届ける運動

平成 19～22 年度：教育事務所研修受け入れ、教育事務所建設支援、専門家派遣（農業栽培技術指導 ※バラ栽培支援に関しては、現地での指導以降は、栽培に関する質問等が届けばそれに対して指示をしていた。



4 市内の主な国際交流団体

団体名	運営体制等
特定非営利活動法人 たはら国際交流協会	<p>【活動場所】 田原文化会館 特定非営利活動法人たはら国際交流協会事務局</p> <p>【開館時間】 火～日曜日 10:00～18:00</p> <p>【活動目的】 国際化時代に対応し、会員のボランティア活動を通して地域住民の国際交流及び意識の高揚を図る。</p> <p>【設立】 平成25年10月1日 （昭和61年3月に田原国際交流懇談会が発足。たはら国際交流連絡協議会を経て、平成2年4月20日にたはら国際交流協会設立。平成25年10月に特定非営利活動法人たはら国際交流協会として新たにスタート。）</p> <p>【主な事業】 市民海外派遣、国際理解講座、語学講座、料理教室、機関紙発行、ホームステイ受入、イベント開催、日本語教室等</p>
あかばねひらがなの会	<p>【活動目的】 日本語能力の向上を目指すと共に、地域に根付いた生活支援の場を提供する。（悩みや困りごとがある時に仲間と共に語り合える場）</p> <p>【設立】 平成18年</p> <p>【主な事業】 文化教室（第3土曜日）、教室展（年1回）、機関紙発行等</p>

5 令和4(2022)年度 外国人住民アンケート調査結果（抜粋）

(1) 調査の目的

市内在住の外国人住民に対してアンケート調査を実施し、外国人住民の意識や生活上の問題点等を把握し、市の政策等に反映するための基礎資料とするために実施した。

(2) 調査対象者

国籍	対象者数（在住人数）	発送数	宛先不明	回答数（回答率）
フィリピン	389人	288件	3件	140件（48.6%）
ベトナム	325人	241件	8件	28件（11.6%）
中国	296人	220件	1件	31件（14.0%）
カンボジア	192人	143件	0件	30件（20.9%）
インドネシア	145人	108件	0件	36件（33.3%）
合計	1347人	1,000件	12件	265件（26.5%）

(3) 調査方法

- ・対象の方へ Google フォームの QR を記載した案内文と調査票の郵送
- ・案内文記載の QR コードより Google フォームでの WEB 回答と、調査票の配布・提出（どちらでも可）
- ・Google フォーム、調査票は各言語で作成、調査票は日本語併記
- ・調査票での回答の場合の提出先は市内図書館（中央・渥美・赤羽根）とした

(4) 調査期間

令和4年9月6日（火）～ 令和4年10月14日（金） 約6週間

(5) 回収結果

対象者数：任意の1000人

実質対象者数：988人 ※発送した中から宛先不明で戻ってきたものを除いた数

回答数 WEB：219件

回答数 紙：46件

合計回答数：265件

実質回収率：26.8%

※回答数 WEB+紙/実質対象者数

■平成29年(2017)度回収実績

発送数 : 1000名【中国532件、フィリピン260件、ベトナム208件】内宛先不明等17件

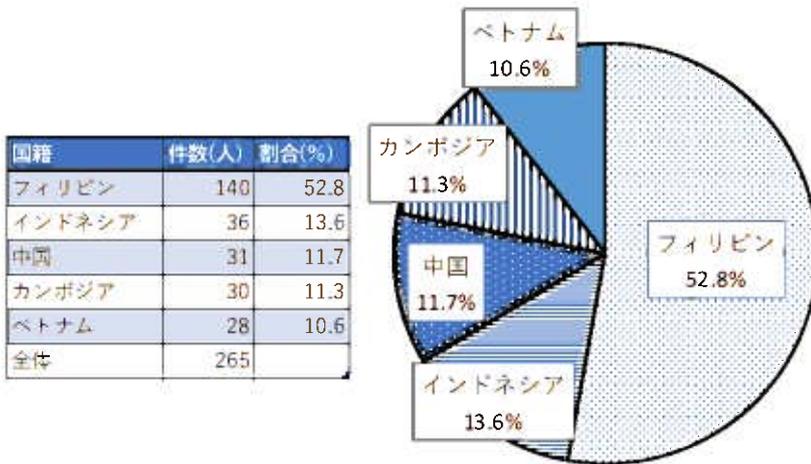
回答数 : 257名

実質回収率 : 26.1%

調査結果

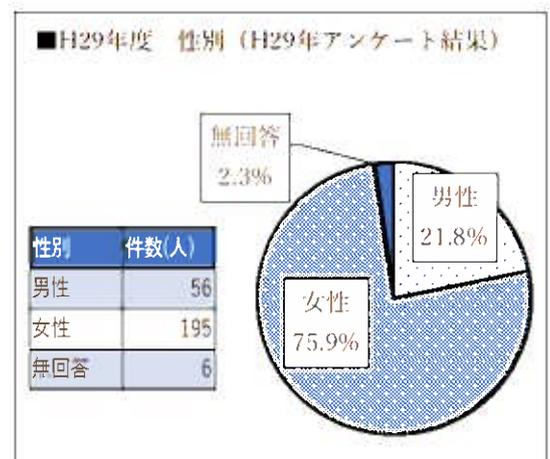
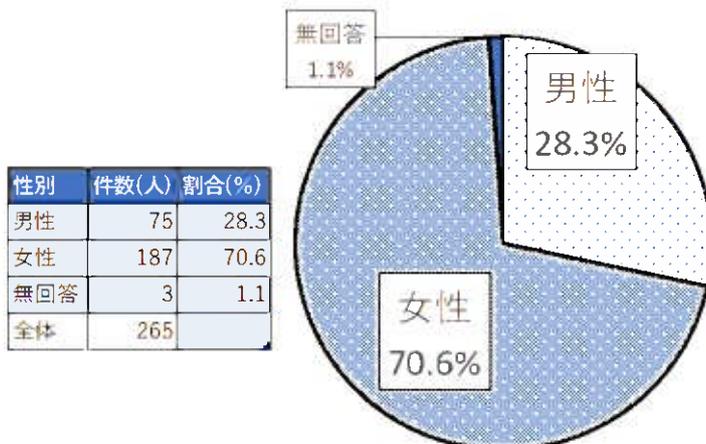
【あなた自身について】

問1 あなたの国籍（母国）を教えてください（○はひとつ）

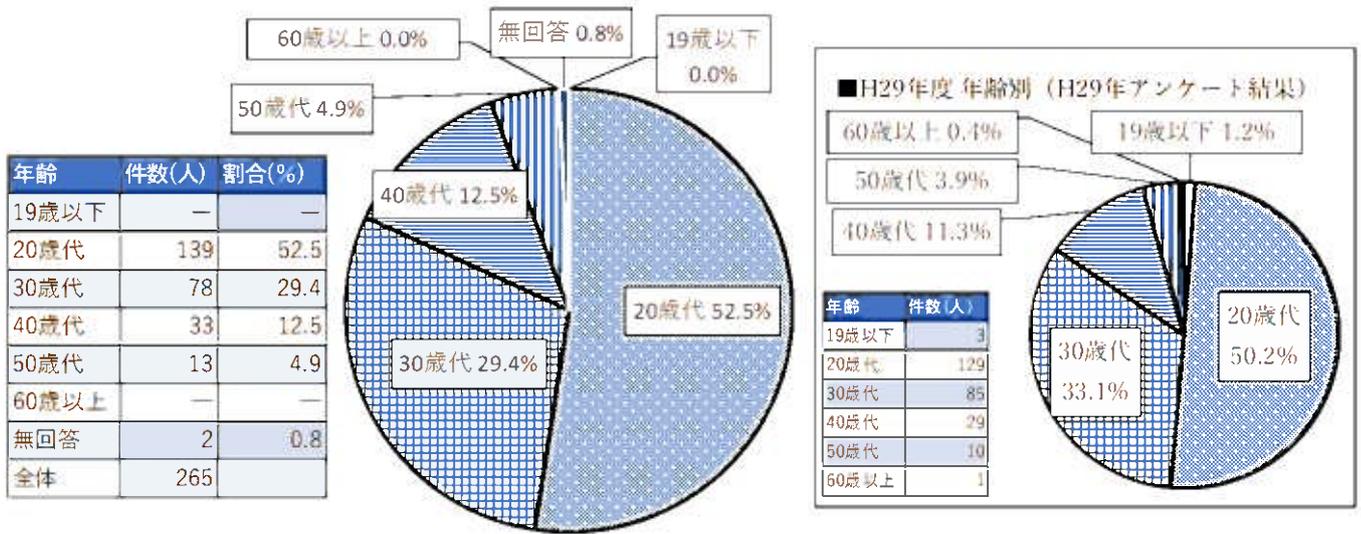


・今回のアンケート調査では、フィリピンの方の回答が多く、前回調査と比較して中国の方の回答がかなり減ったことがわかります。

問2 あなたの性別を教えてください（○はひとつ）



問3 あなたの年齢を教えてください (○はひとつ)



・年齢別でみると、回答者の全体の半分が20代で占めていることが分かります。H29年度と比べても変化はあまりありませんでした。

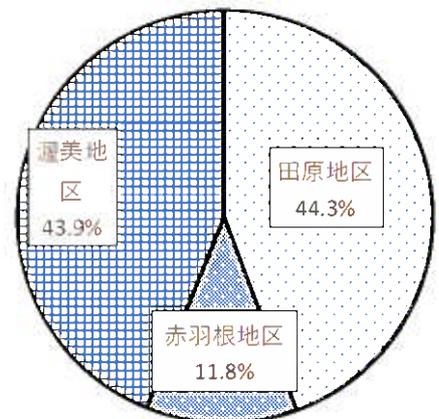
問4 あなたの住所の郵便番号を教えてください。住所を書いてもいいです。

(あなたが住んでいる町名を知りたいのでこの質問を聞いています)

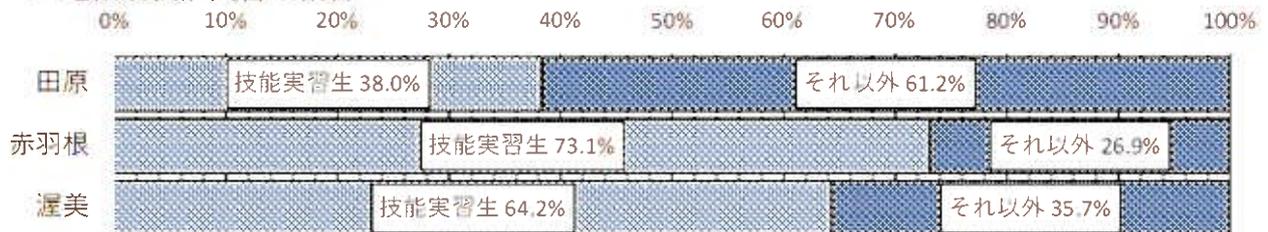
※郵便番号が〈441-34〇〇〉田原地区、〈441-35〇〇〉赤羽根地区
 〈441-36〇〇〉渥美地区として区分

	技能実習生	それ以外	総数
田原地区	38	60	98
赤羽根地区	19	7	26
渥美地区	63	34	97
無効回答	31	13	44

■地区別居住割合

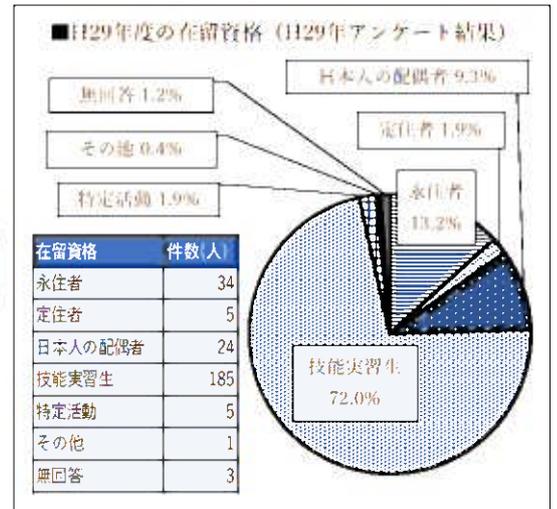
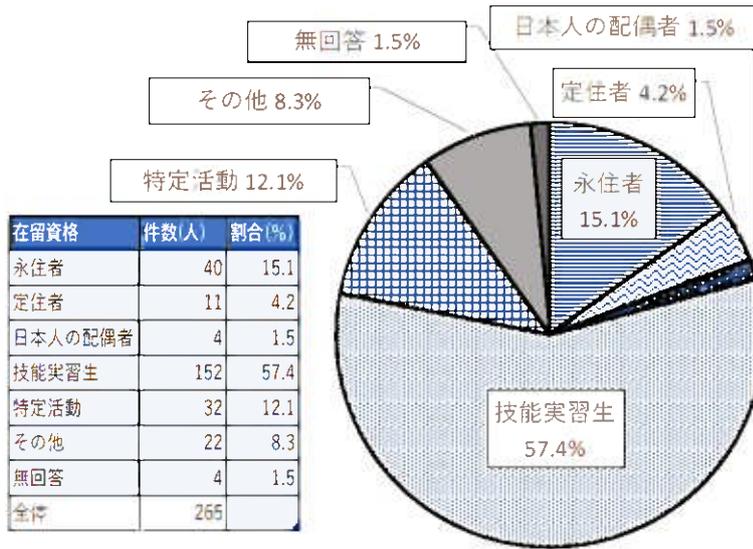


■地区別技能実習生割合



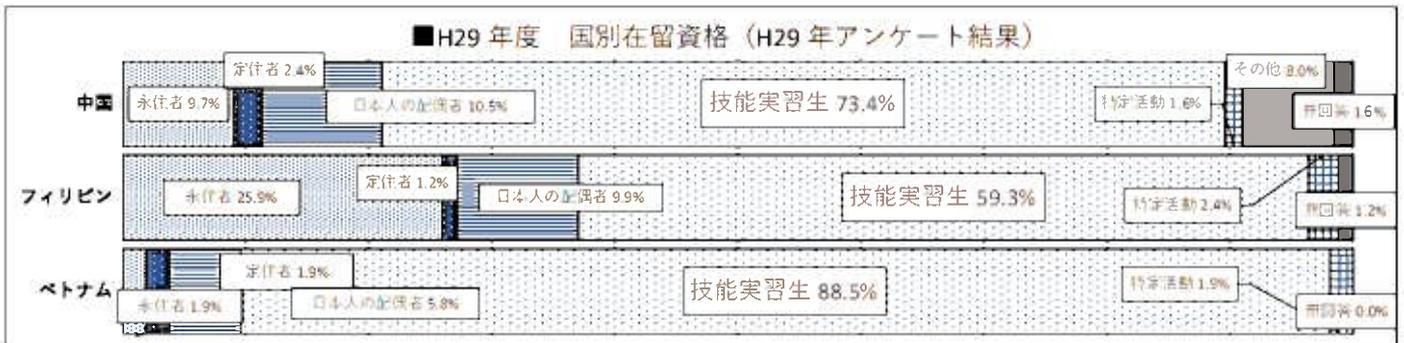
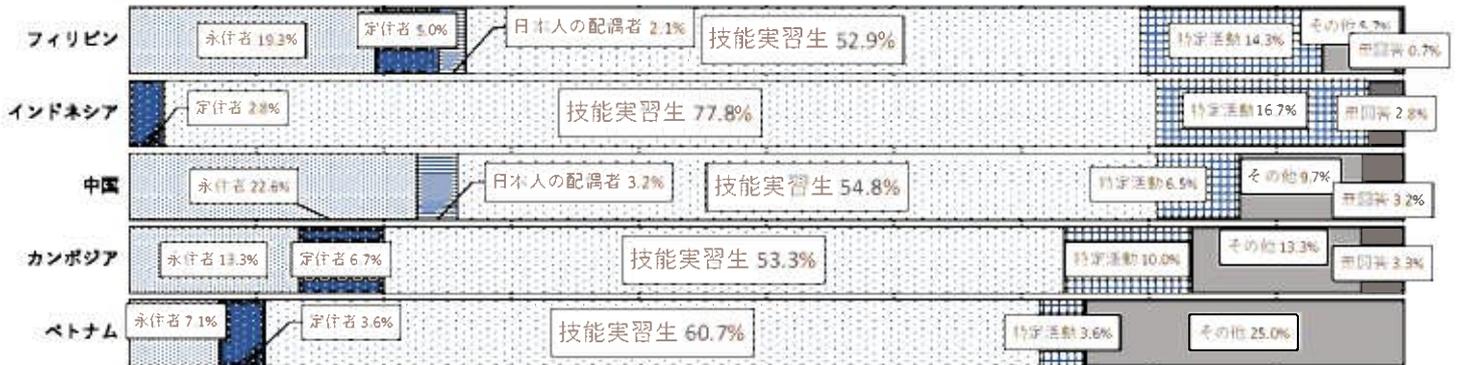
・回答者の全体の居住地域は田原地区、渥美地区がほぼ同割合であることが分かりました。
 ・地区別の技能実習生の割合をみると、赤羽根地区、渥美地区は技能実習生が多くを占めているのに比べて田原地区は4割程度という事から、技能実習生の生活圏が渥美、赤羽根地区に集中していることが分かります。

問5 あなたの在留資格を教えてください（○はひとつ）



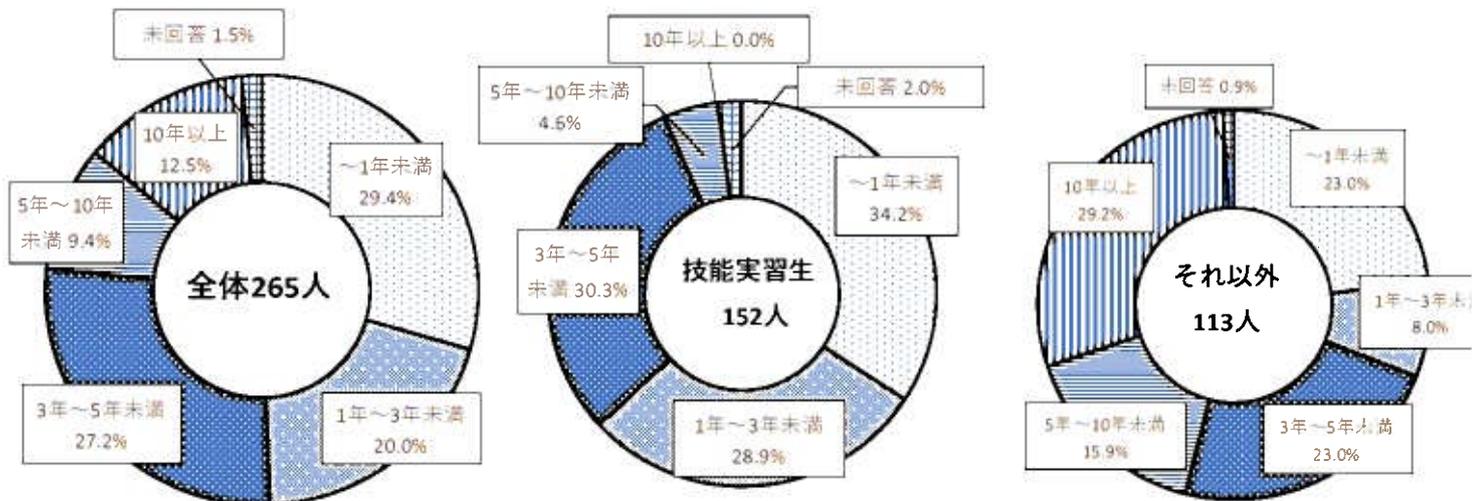
〈その他〉 特定技能・・・11 留学生・・・4 国際業務・・・1 親族訪問ビザ・・・1

■国別 在留資格

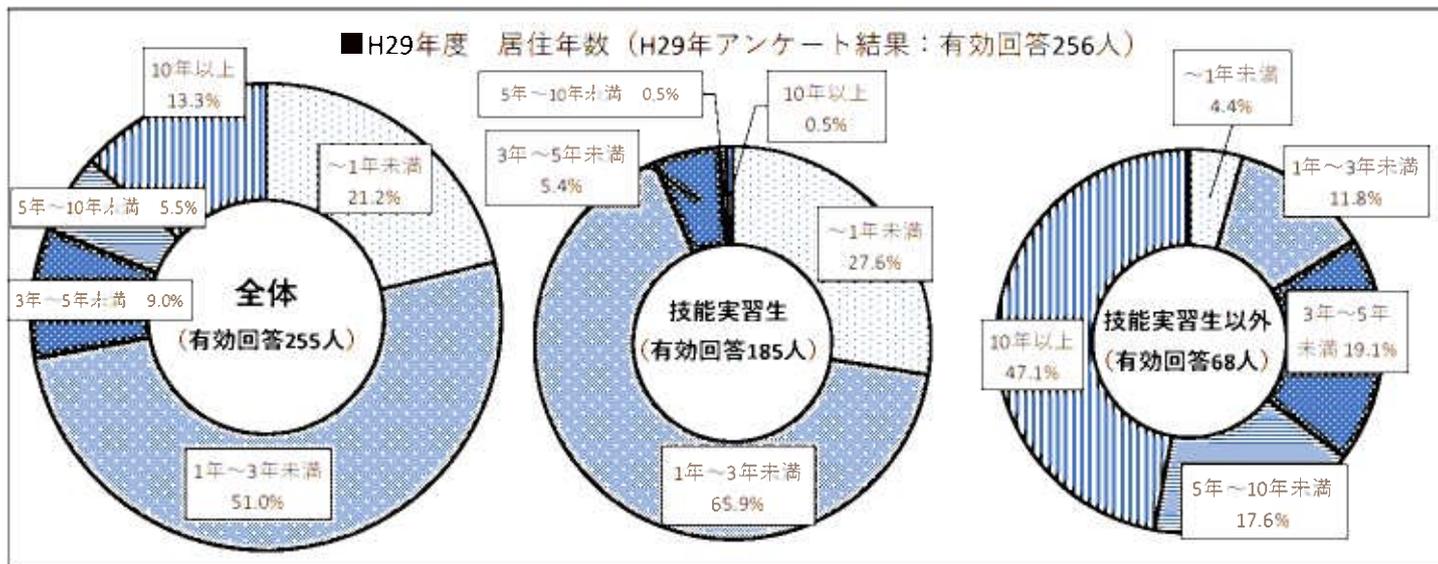


・技能実習生が全体の6割を占めているが、H29年度と比較すると技能実習生の割合が減り特定活動がかなり増えていることが分かりました。

問6 あなたは田原市にどれくらい住んでいますか（○はひとつ）



- ・ 在住期間全体では、「1年未満」が一番多く、次いで「3年以上5年未満」になっています。
- ・ 技能実習生の在住期間では「1年未満」が最も高く、それ以外では「10年以上」が3割を占めています

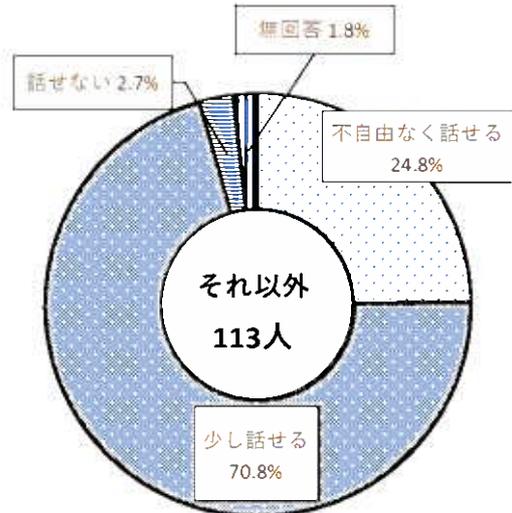
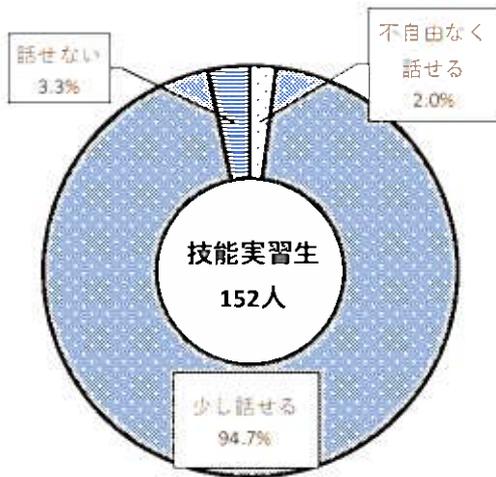
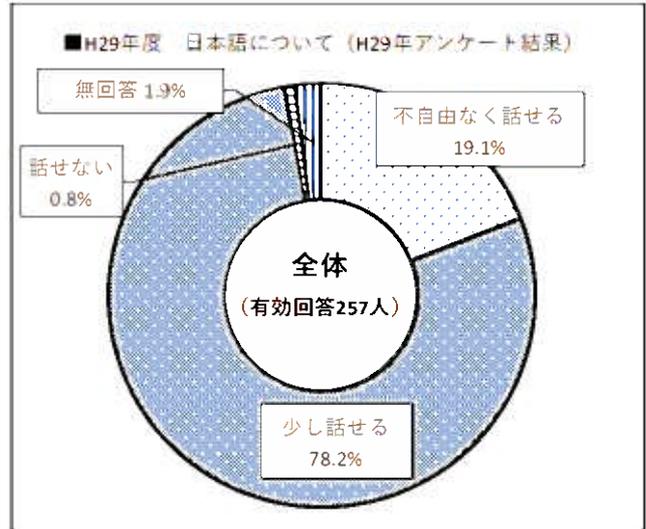
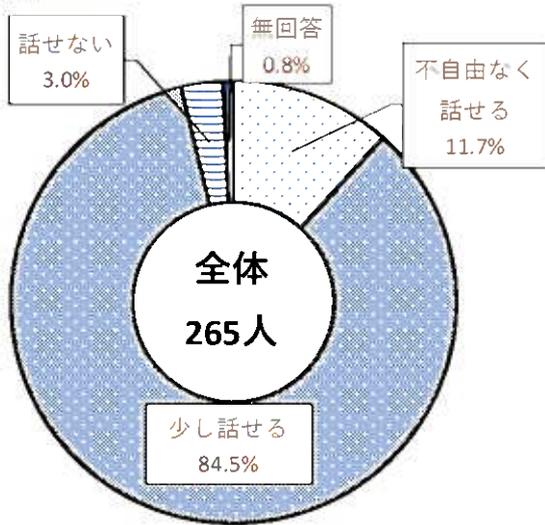


- ・ H29年度の回答と比べて、技能実習生の滞在期間が短期からより長期になっていることが分かります
- ・ 技能実習生以外では10年以上の居住期間が大幅に減っています。

【日本語について】

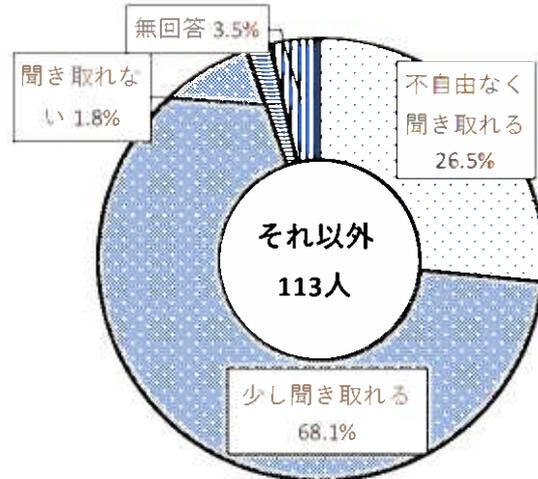
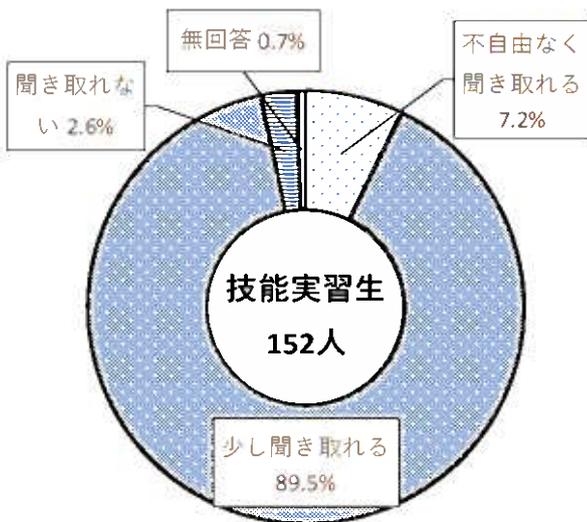
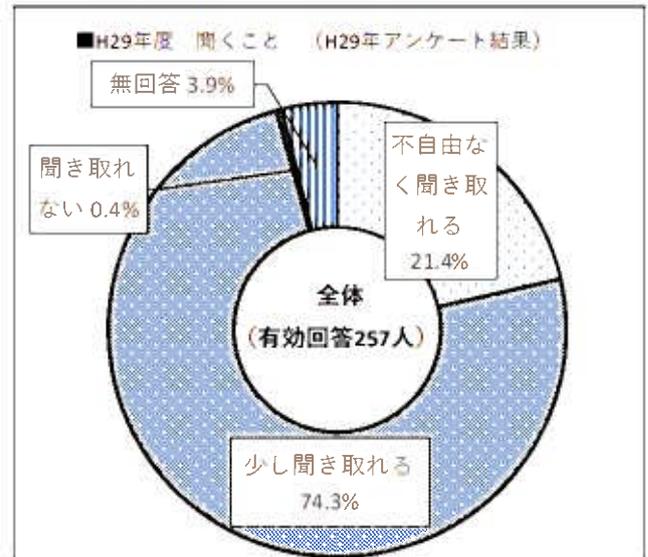
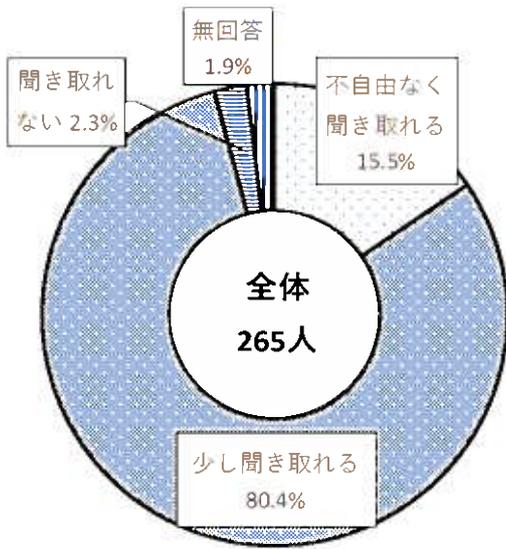
問7 あなたは日本語がどのくらいできますか (○は各ひとつ)

会話



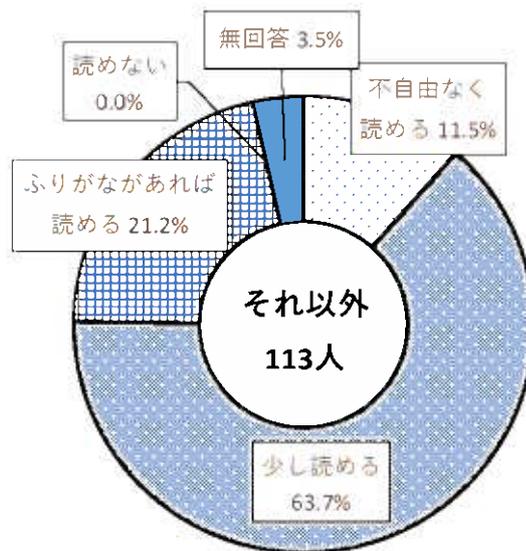
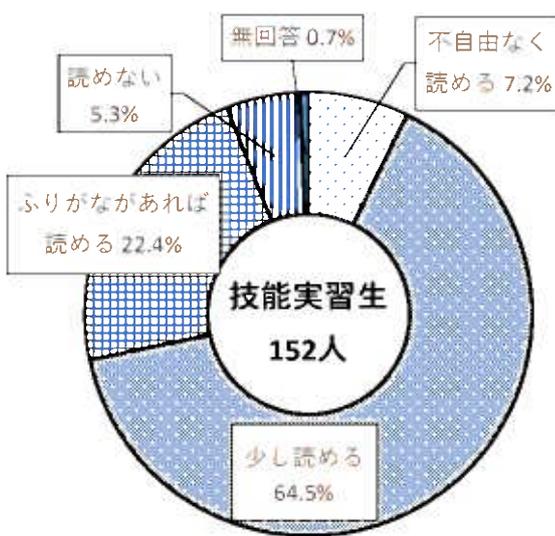
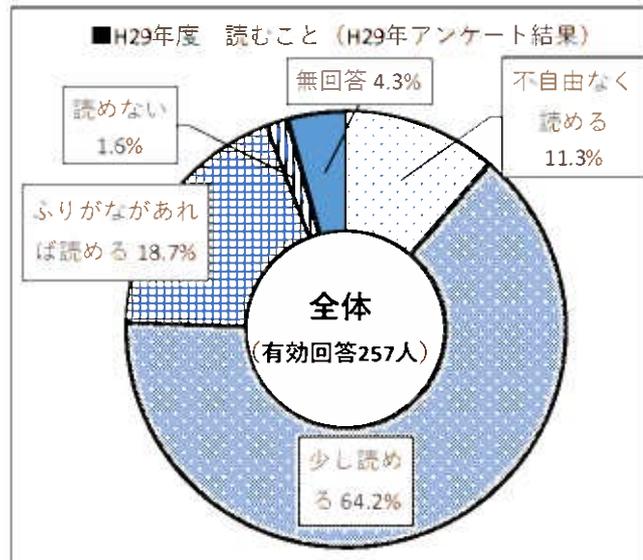
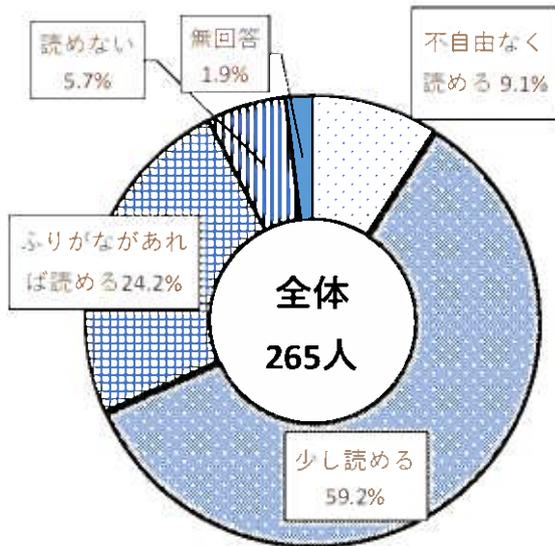
- ・全体では「少し話せる」人が一番多い、「不自由なく話せる」人は技能実習生では低く、それ以外では高いことがわかります。滞在期間が短い技能実習生では「不自由なく話せる」のは難しいと考えられます。
- ・H29年度に比べて、全体の「不自由なく話せる」人が減り、「話せない」人が若干増えていることがわかりました。

聞くこと



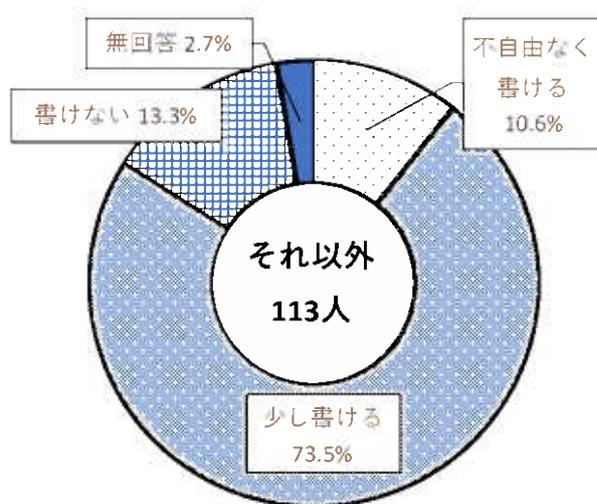
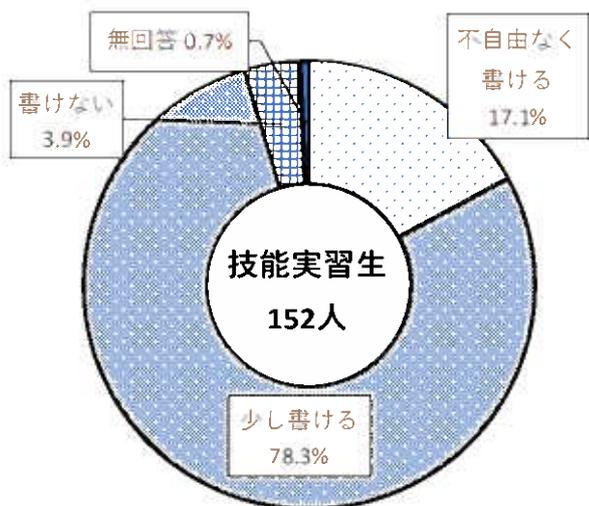
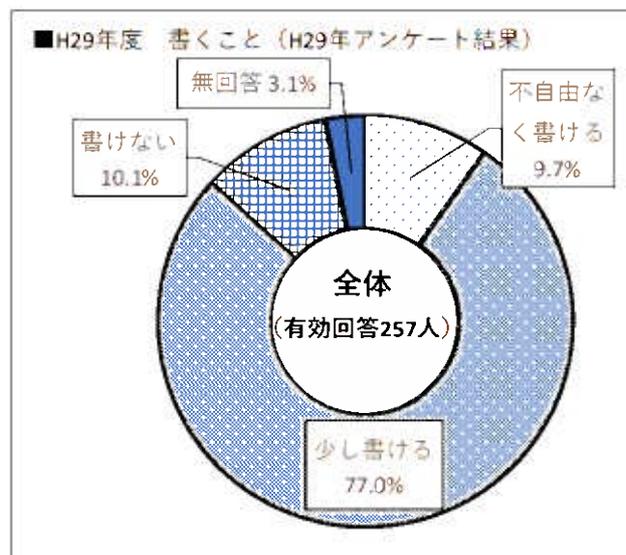
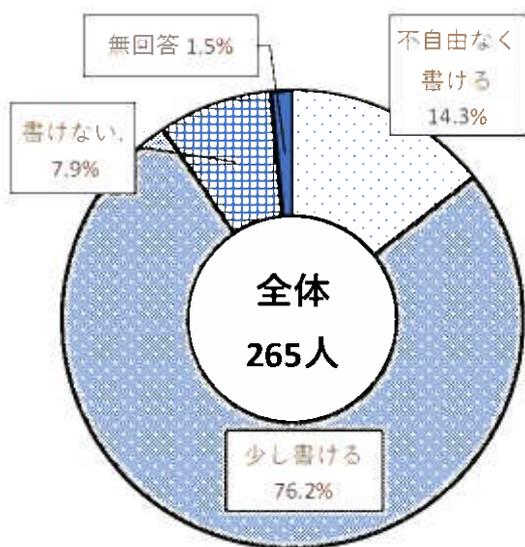
- ・全体として「少し聞き取れる」が一番多く、技能実習生では9割以上でした、それ以外では「不自由なく聞き取れる」も26.5%と高い事が分かりました。
- ・H29年度のアンケートと比較して「不自由なく聞き取れる」がかなり減り、「少し聞き取れる」が増えた、また、「聞き取れない」人も若干ではあるが増えています。

読むこと



- ・全体としては「少し読める」が一番多く、簡単なものであれば、9割の人が読むことができる事が分かりました、技能実習生の中には「読めない」人が若干おり、それ以外では「読めない」人はいないことが分かりました。
- ・H29年度のアンケートと比べて「読めない」割合が若干増え、「ふりがながあれば読める」人も増えており、読めることは読めるが、苦手な人が増えていると考えられます。

書くこと

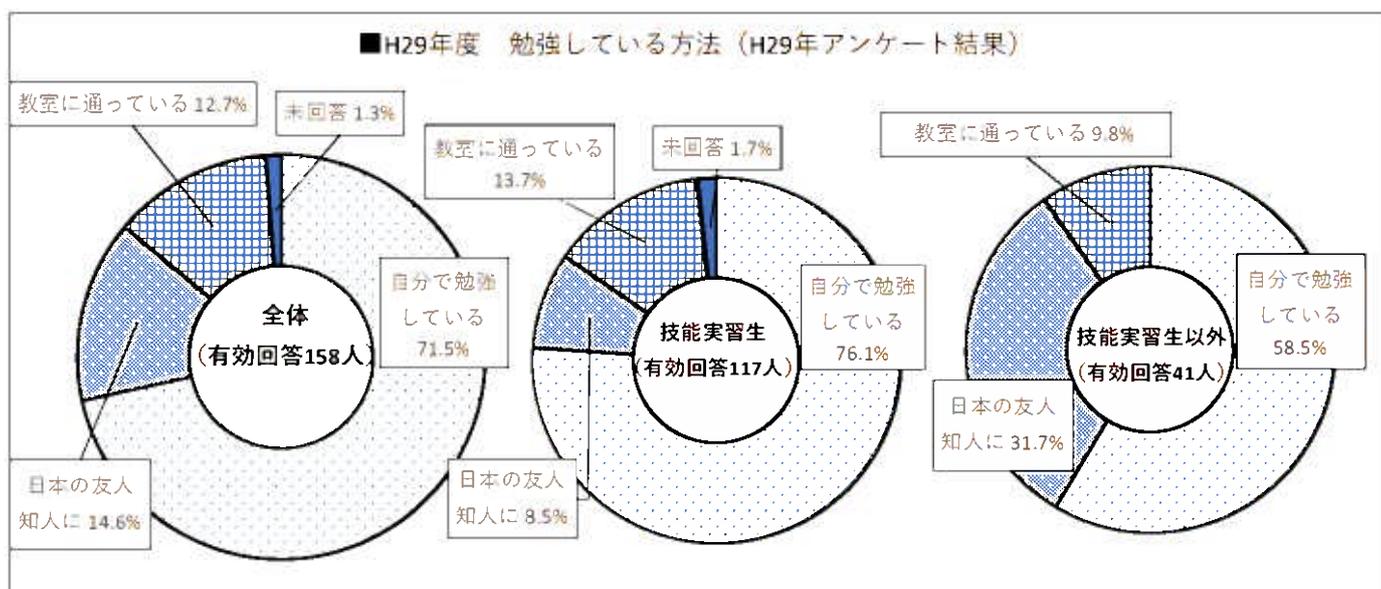
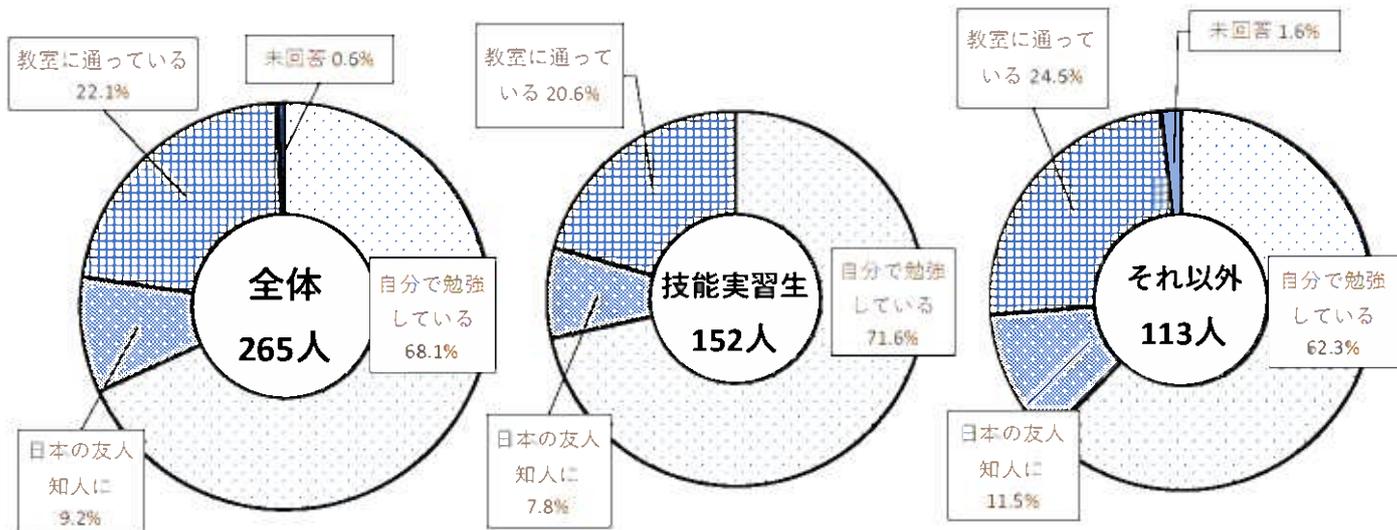


・全体として「少し書ける」が一番多く、また、「書けない」人も8%と少なからず見えました、技能実習生よりもそれ以外の方が「書けない」割合が多い事が分かりました。

・H29年度のアンケートと比べて「不自由なく書ける」人が増えていることが分かりました。

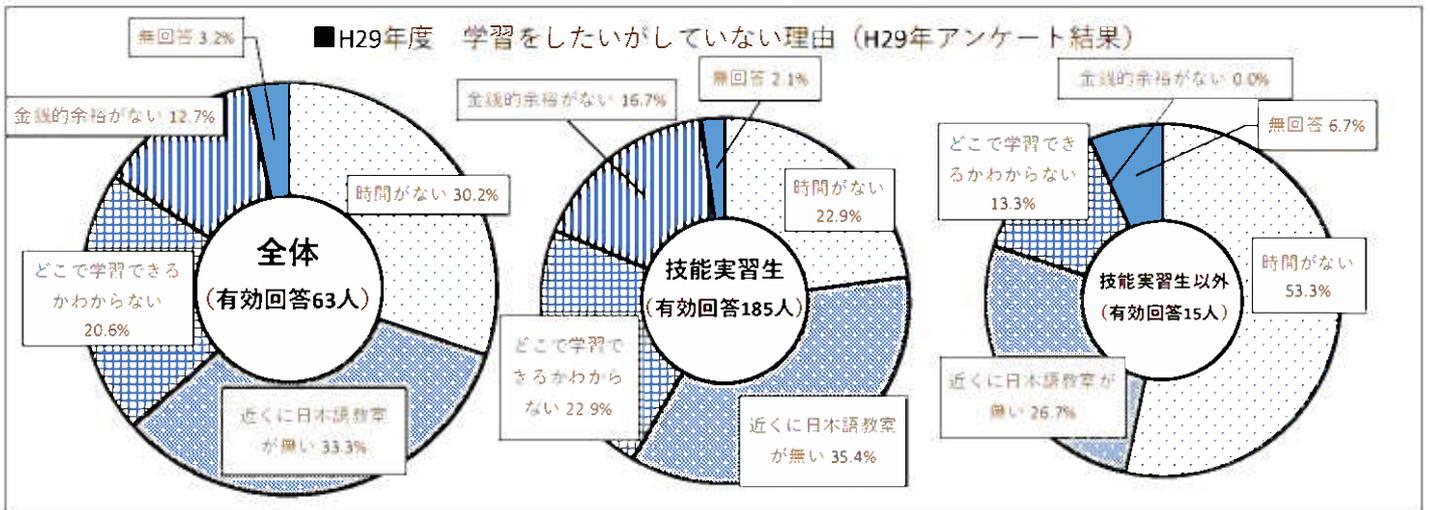
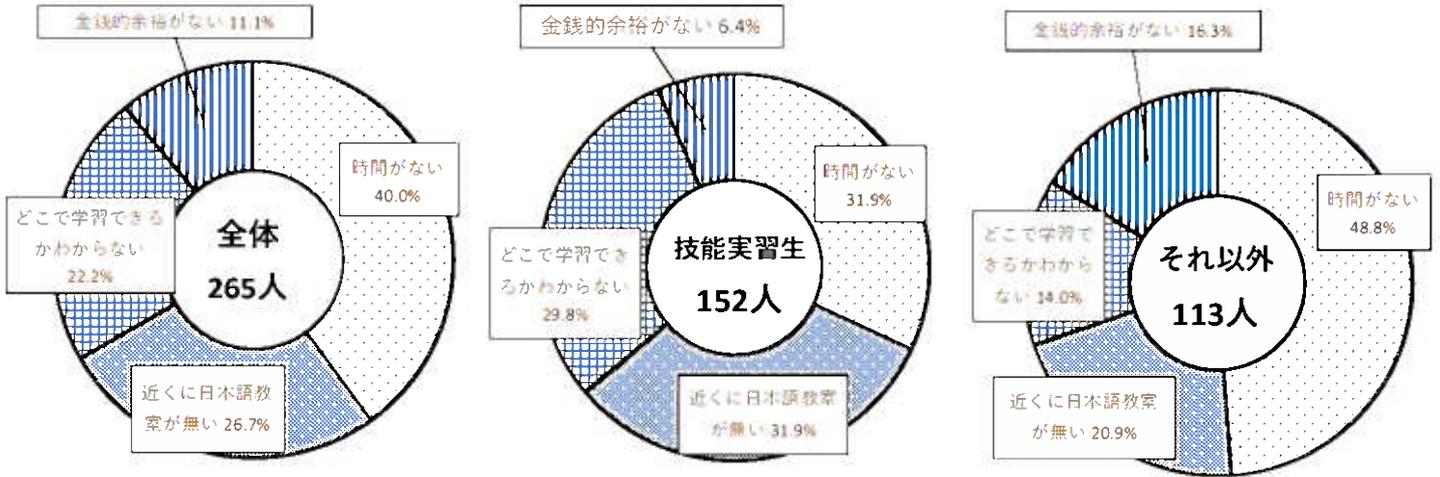
(問8で「①学習している」と回答された方へ)

問9-1 どうやって日本語を学習していますか (○はひとつ)



- ・全体を見ると「自分で勉強している」人が一番多いことがわかります。技能実習生とそれ以外共に、「教室に通っている」人が2割を超えていることがわかりました。
- ・H29年度のアンケートと比べてみると「日本人の友人、知人に」が減り、「教室に通っている」人が増えていることがわかります。特にそれ以外の方は「日本人の友人、知人に」がかなり減っています。
- ・どちらにしても自主学習で勉強されている人が5年前から変わらず、大多数を占めていることがわかります。

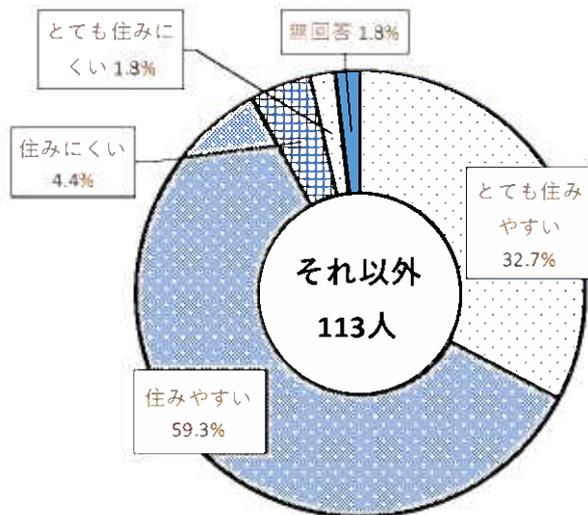
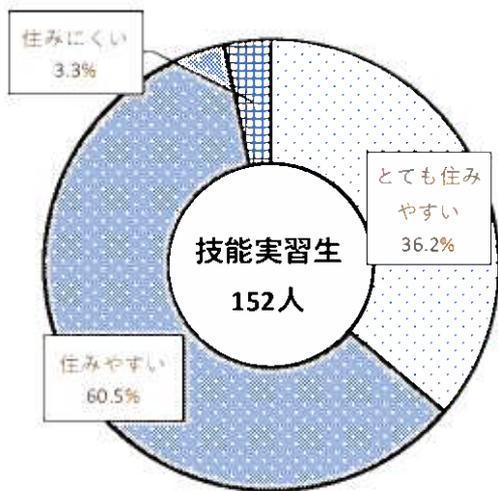
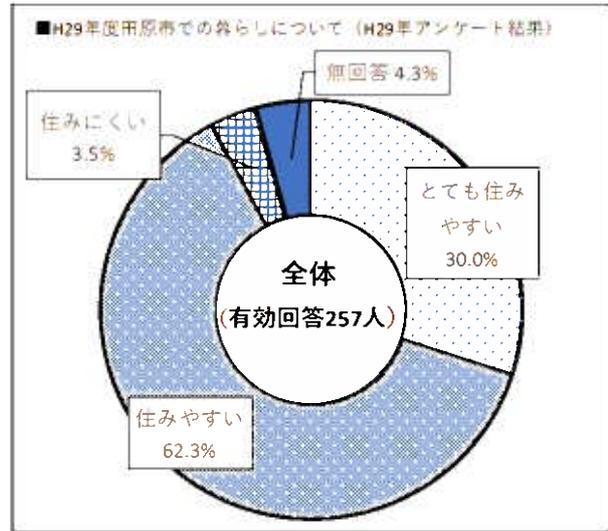
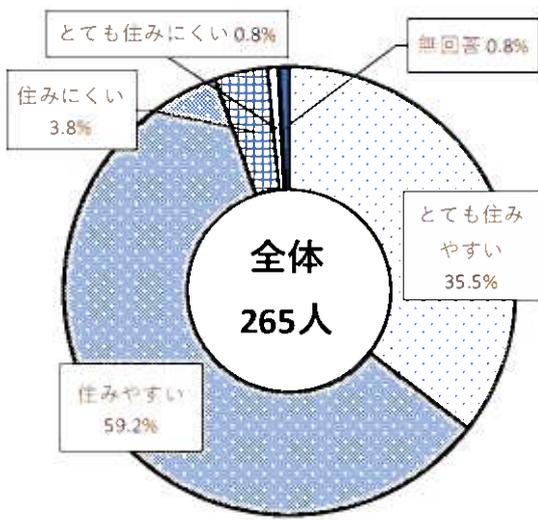
(問8で「学習していないが、できれば学習したい」と回答された方へ)
 問9-2 なぜ日本語を学習していないのですか (〇はひとつ)



- ・全体で「時間がない」が一番割合が多いが、「近くに日本語教室が無い」「どこで学習できるかわからない」の割合が合わせると5割近くあり、外国人の人達が日本語の学習をする環境が無いと感じている事が分かりました。
- ・それ以外では「時間がない」が5割近くあり、忙しい事が分かりました。
- ・H29年度のアンケートと比べると技能実習生は、「時間がない」が増えており、逆にそれ以外では「金銭的余裕がない」が増えていました、日本語学習に対して、金銭的にも時間的にも余裕がなくなっていることが分かりました。

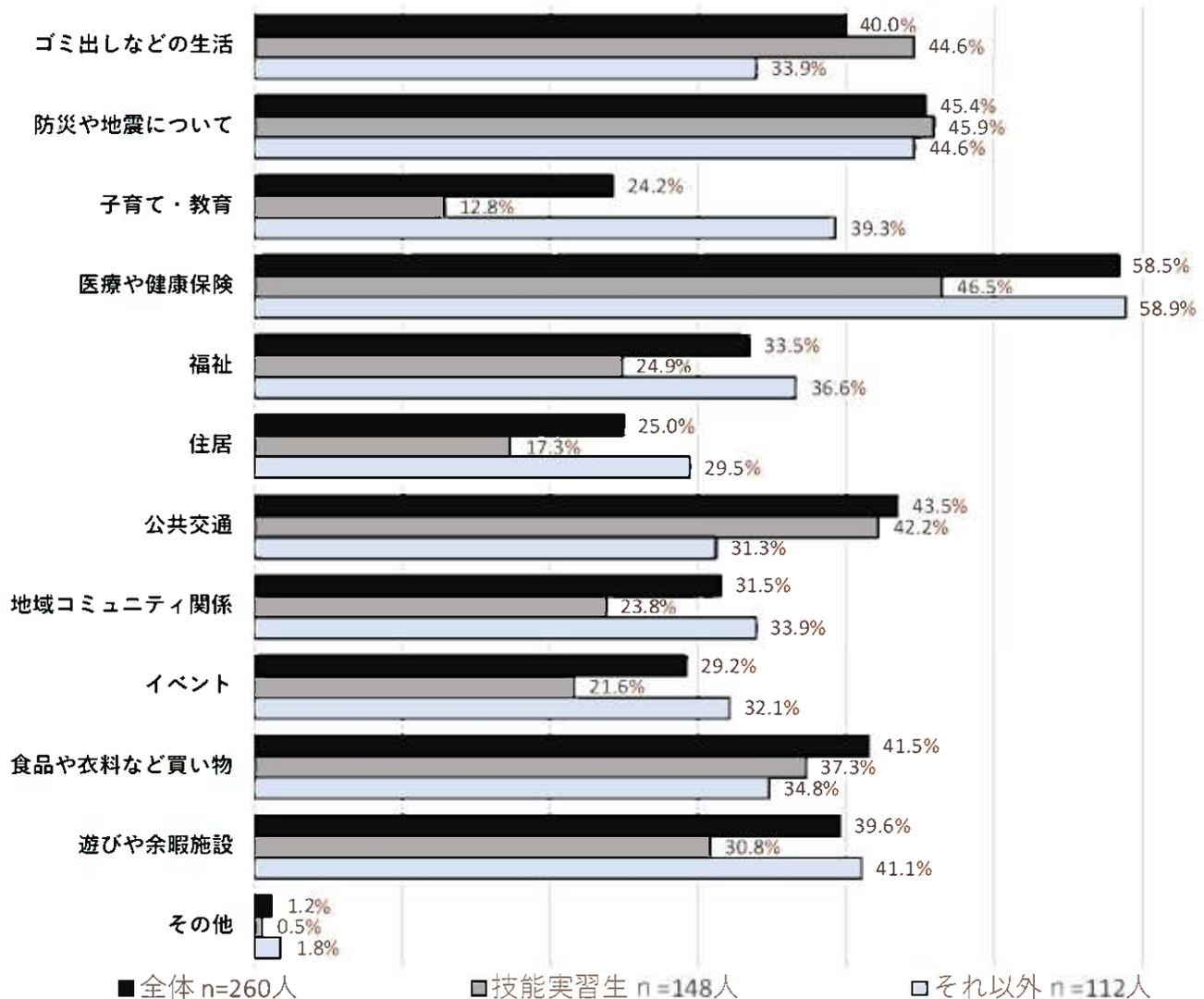
【田原市での暮らしについて】

問 10 あなたにとって田原市は暮らしやすいところだと思いますか？（○はひとつ）



- ・全体の9割が「とても住みやすい」「住みやすい」と答えており、概ね生活しやすい環境が整っていると考えられる。
- ・H29年度のアンケートと比べると「とても住みやすい」と回答している人が増えた反面、「とても住みにくい」と回答している人がそれ以外で見られました。それ以外の人の中に暮らしにくさを感じている人がいることが分かりました。

問 11 田原市で生活するうえで、どのような情報が必要ですか（○はいくつでも）



■H29年度 田原市での暮らしについて（H29年アンケート結果）

	全体		技能実習生		技能実習生以外	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
ごみの出し方などの生活情報	111	43.2%	89	48.1%	21	30.4%
防災や地震についての情報	136	52.9%	105	56.8%	30	43.5%
子育て・教育に関する情報	46	17.9%	22	11.9%	24	34.8%
医療や健康保険に関する情報	110	42.8%	82	44.3%	28	40.6%
福祉に関する情報	65	25.3%	51	27.6%	14	20.3%
住居に関する情報	50	19.5%	40	21.6%	10	14.5%
公共交通（バス・電車等）の情報	82	31.9%	70	37.8%	12	17.4%
地域コミュニティ活動（自治会等）の情報	51	19.8%	41	22.2%	10	14.5%
イベントに関する情報	49	19.1%	34	18.4%	15	21.7%
食品や衣料などの買い物情報	79	30.7%	64	34.6%	15	21.7%
遊びに行ける余暇施設に関する情報	60	23.3%	44	23.8%	16	23.2%
無回答	1	0.4%	-	-	-	-
回答者数	257		185		69	

H29年度の結果では
全体

- ①「防災・地震」
- ②「ごみだし生活」
- ③「医療・健康」

技能実習生

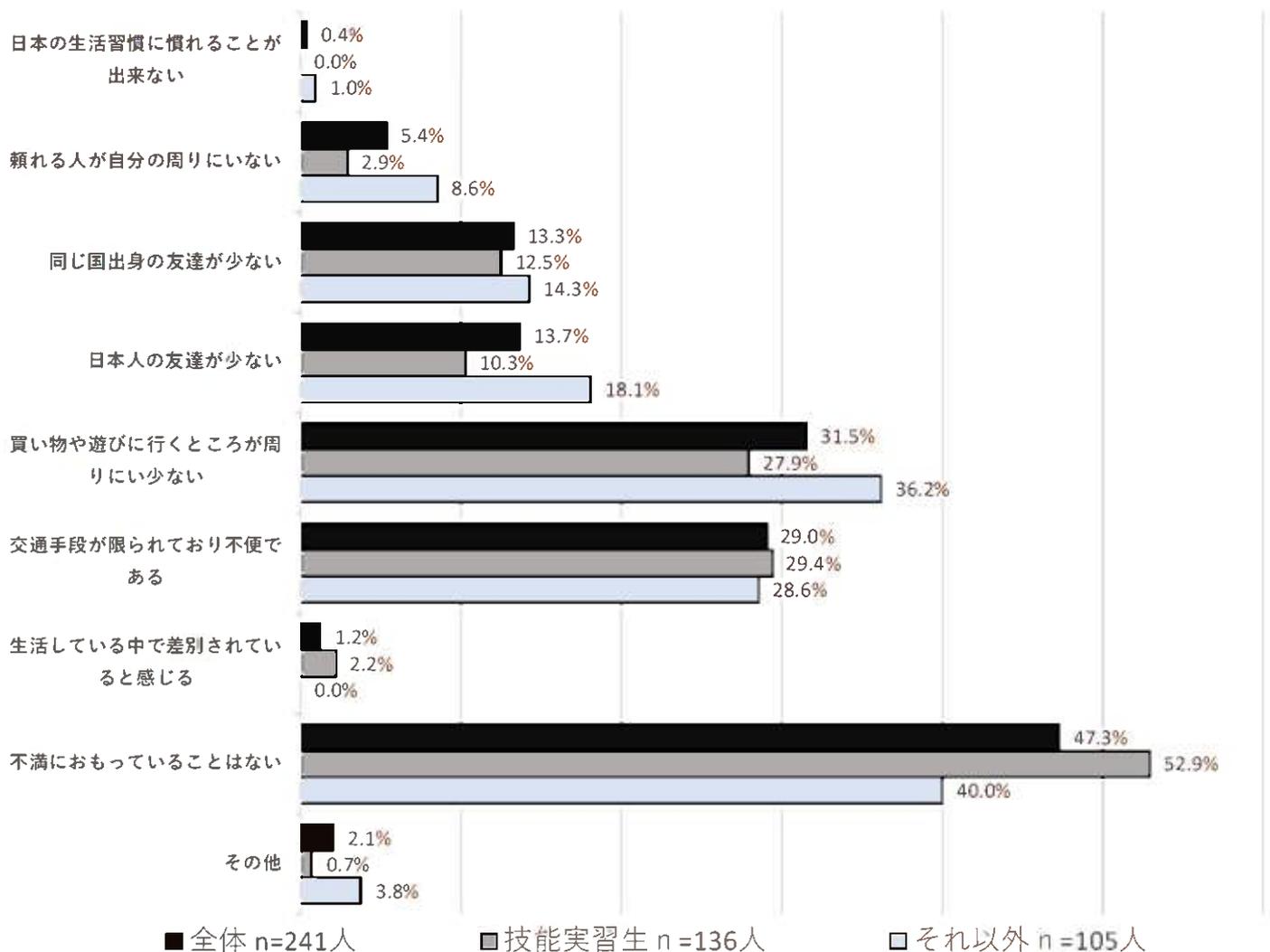
- ①「防災・地震」
- ②「ごみだし生活」
- ③「医療・健康」

技能実習生以外

- ①「防災・地震」
- ②「医療・健康」
- ③「子育て・教育」

- ・全体をみると「医療・健康保険」に関する情報が1番高く、2番目に「地震・防災について」が高いことが分かります。
- ・技能実習生については、「医療や健康保険」「地震や防災」に次いで「ゴミ出しなどの生活」「公共交通機関」が上位になりました。
技能実習生にとって移動手段が少なく、公共交通機関の情報の必要度が高いと考えられます。
また、日本での生活ルールに関する情報が必要であることも分かりました。
- ・それ以外の人には「医療や健康保険」「地震・防災」に次いで、「遊びや余暇施設」「子育てや教育」が上位になりました。
それ以外の人では、子育て、教育、遊びの情報の必要性が高く、家族の生活を中心とした情報が重視されていると考えられます。また、福祉、住居、地域コミュニティなどの情報も技能実習生より高く、より長く田原市で生活するための情報を必要としていることが分かりました。
- ・H29年度のアンケートと比べると、「医療・健康保険」が高くなっているのは昨今のコロナウイルス感染症が理由の一端ではないかと考えられます。

問13 あなたが田原市で生活をしている中で不満に思っていることはありますか（○はいくつでも）



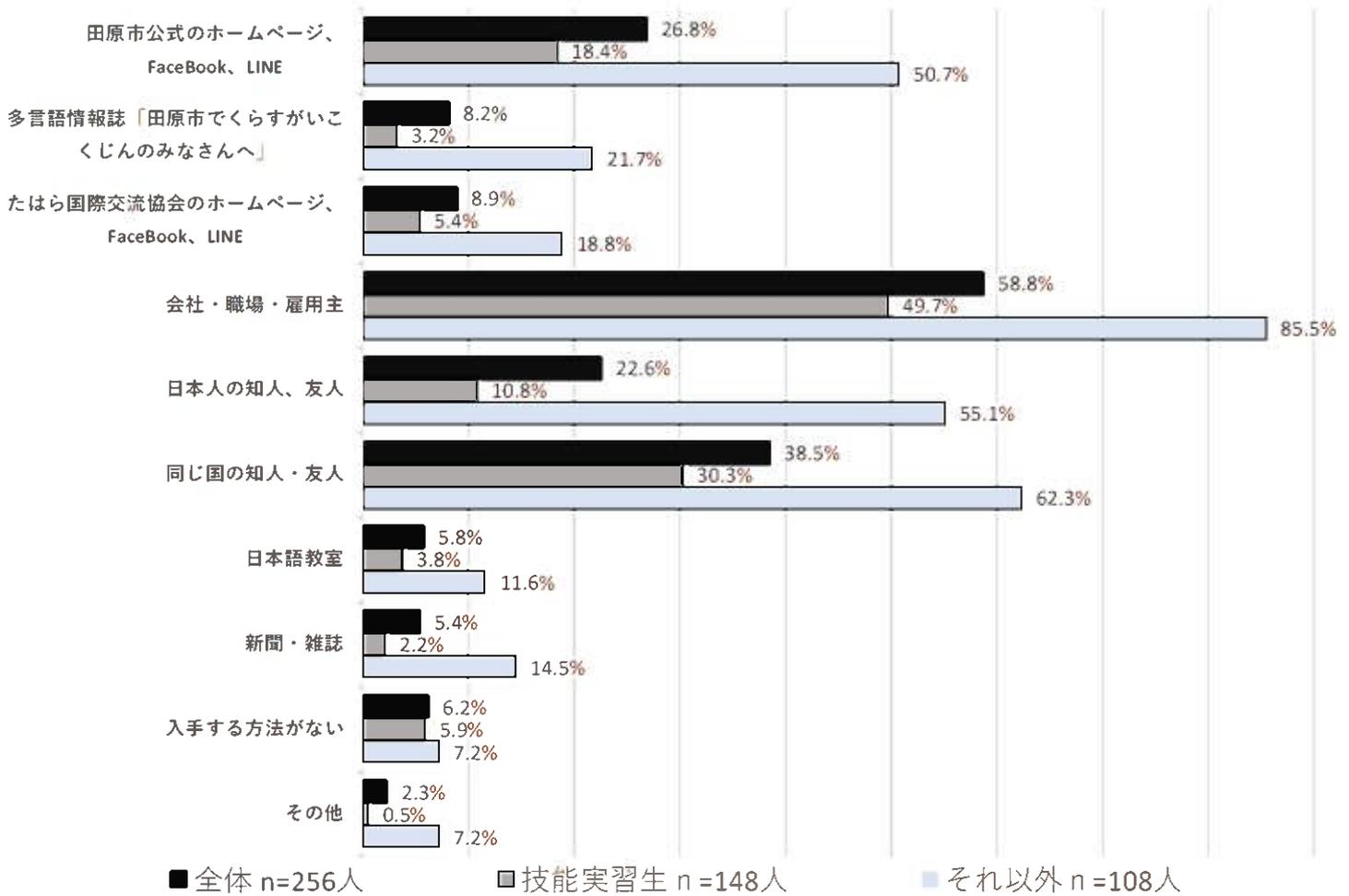
その他意見

- ・毎年税金をちゃんと納めています。政府からの現金(10万円)給付につきまして、市民税を納めた人が対象外になります。しかし、私は5500円しか納めなかったのに対象になりませんでした。その条件が変だなと思っています。(ベトナム)
- ・税金が多すぎる！(フィリピン)
- ・学校教育の質の低さ・幼稚園・保育園内の子どもたちへの配慮や気配りの欠如/低さ(フィリピン)
- ・街ではありませんが、畑など歩く場所で大便や小便をしないでください(中国)

・全体として5割近くの人が「不満に思っていることはない」と回答しています。その反面、生活の不便さや遊び場所や買い物などの不便さを3割の人が思っていることが分かりました。

・技能実習生では、「公共交通機関の不便さ」が高くそれ以外の方は「買い物や遊びの場所が少ない」が高い、問11の欲しい情報と、不満に思っている内容が同じカテゴリーになっていることが分かります。

問 14 あなたは生活に必要な情報をどうやって入手していますか（○はいくつでも）



その他意見

- ・夫・・・2人（フィリピン）
- ・親に聞いている（フィリピン）

■H29年度 田原市での暮らしについて（H29年アンケート結果）

日常生活に必要な情報を主にどこから入手していますか	全体 n=257人		技能実習生 n=185人		それ以外 n=69人	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
インターネット（日本語）	42	16.3%	23	12.4%	19	27.5%
インターネット（母国語）	136	52.9%	111	60.0%	24	34.8%
新聞・雑誌	22	8.6%	11	5.9%	11	15.9%
雇用主・上司	116	45.1%	113	61.1%	3	4.3%
家族	57	22.2%	13	7.0%	44	63.8%
日本人の友人・知人	82	31.9%	49	26.5%	31	44.9%
日本人以外の友人・知人	45	17.5%	27	14.6%	18	26.1%
職場の仲間	44	17.1%	32	17.3%	12	17.4%
日本語教室	14	5.4%	12	6.5%	2	2.9%
NPOやボランティア団体	4	1.6%	1	0.5%	3	4.3%
市が発行しているガイドブック	26	10.1%	21	11.4%	5	7.2%
入手する方法がない	2	0.8%	2	1.1%	-	-
その他	7	2.7%	7	3.8%	-	-

全体

- ①インターネット母国語
- ②雇用主・上司
- ③日本人の友人・知人

技能実習生

- ①雇用主・上司
- ②インターネット母国語
- ③日本人の友人・知人

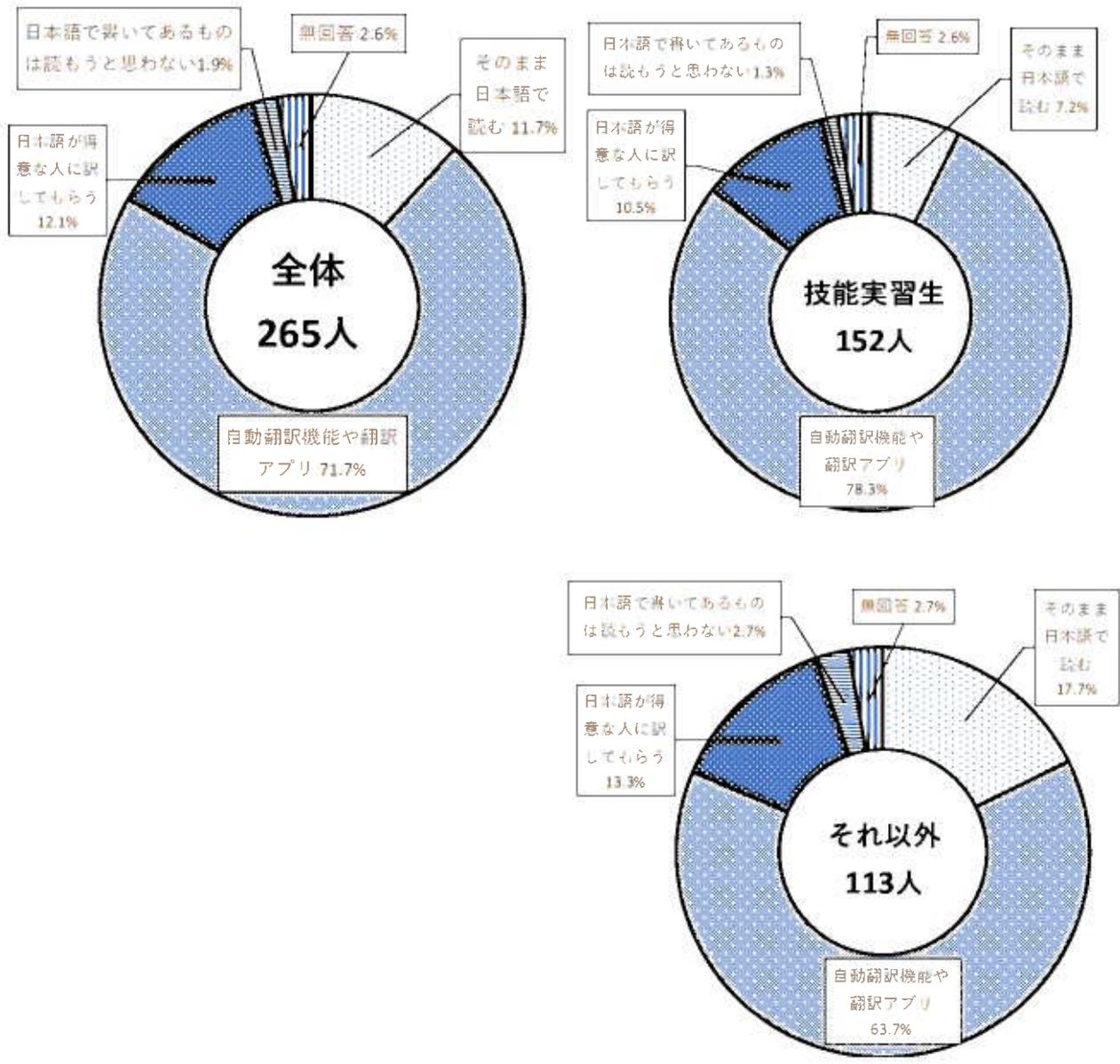
技能実習生以外

- ①家族
- ②日本人の友人・知人
- ③インターネット母国語

- ・全体として「会社・職場・雇用主」が一番多い、ついで「同じ国の友人・知人」となっていて技能実習生・それ以外共に上位2つは同じでした。
- ・それ以外の人には、「日本人の友人・知人」、「田原市の公式・・・」も5割を超えていて、色んなところから情報を入手していることが分かりました。
- ・技能実習生は3番目に「田原市の公式ホームページ、FB、LINE」となっていますが、それ以外の人に比べると2割程度と低く、情報の入手先が限られていることが分かりました。
- ・H29年度のアンケートと選択肢が違う部分もあるので一概に言えないが、「会社、職場、雇用主、」の割合が高くなっています。それ以外の人では「家族・日本人の友人、知人」が多く、会う事の多い人からの情報入手が高い割合になっていることが分かる。

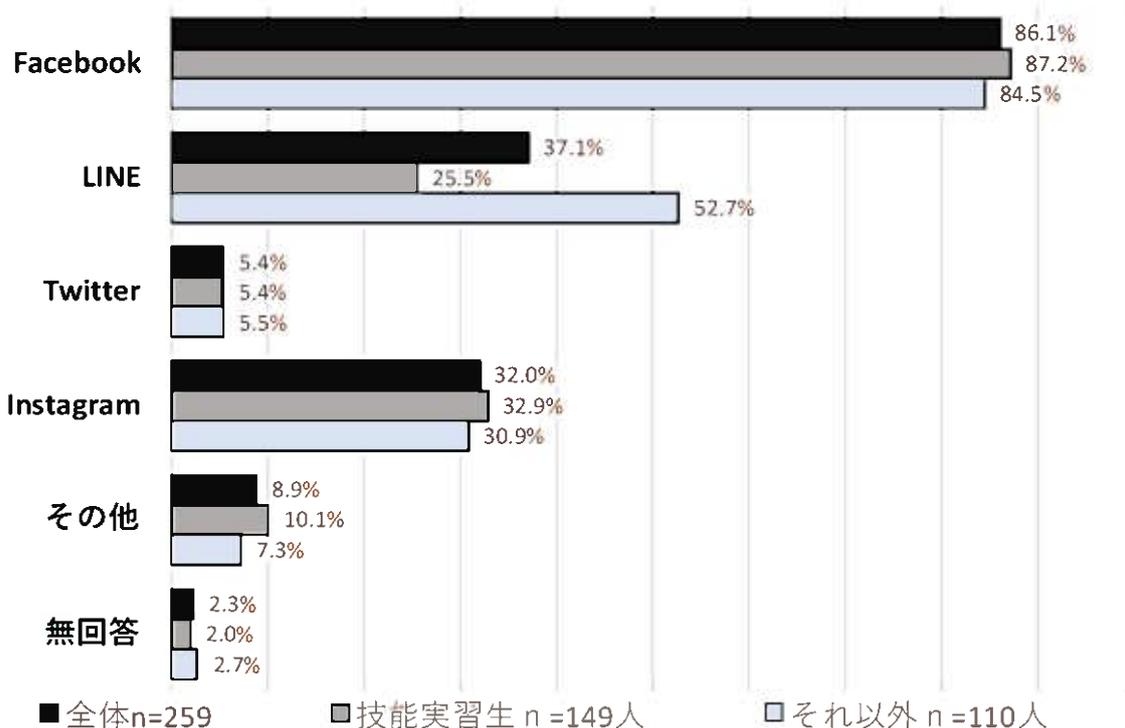
※日本人の友人、知人=職場、会社の人と考えると、技能実習生の方は実習先での情報入手が大きく占めていることが分かります。

問 15 あなたは、日本語で書いてあるホームページや資料を見るとき、どうしていますか (○はひとつ)



- ・全体をみると、「自動翻訳機能や翻訳アプリ」を使って読むが一番多い事が分かりました。
- ・技能実習生では8割近くが「自動翻訳機能や翻訳アプリ」を使用していることが分かりました。
- ・それ以外では「そのまま日本語で読む」人が2割ちかくいることが分かりました。
- ・全体でも「日本語で書いてあるもの読もうと思わない」と回答している人は少なく、なんとか読もうとしていることが分かりました。逆に考えると必要な事等が日本語で書いてあり、読まざるを得ない状況があるのではないかと考えられます。

問16 あなたが良く使う SNS の種類を教えてください (○はいくつでも)



その他意見

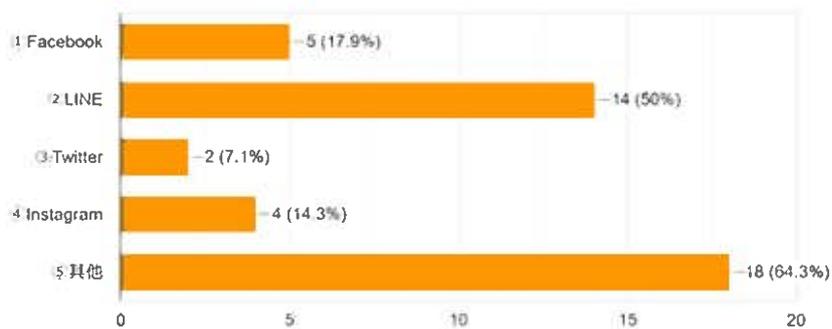
- ・ wechat ・ ・ 10 人 (中国)
- ・ TikTok ・ ・ 2 人 (インドネシア ・ フィリピン)
- ・ YouTube ・ ・ 2 人 (フィリピン)
- ・ QQ (中国) ・ 小紅本 (中国) ・ Messenger (フィリピン) ・ Snapchat (フィリピン)

・全体では Facebook の利用者が 8 割と多い事が分かりました。LINE の利用者が全体の 5 割に満たない事も分かりました。

・それ以外では LINE の利用者が 5 割を超えており、技能実習生の倍近くの人々が利用していることが分かりました。日本での生活が長くなると、日本人は LINE の使用率が高い為 (※1 参照) 日本人とのコミュニケーションツールとして LINE を利用していると考えられます。

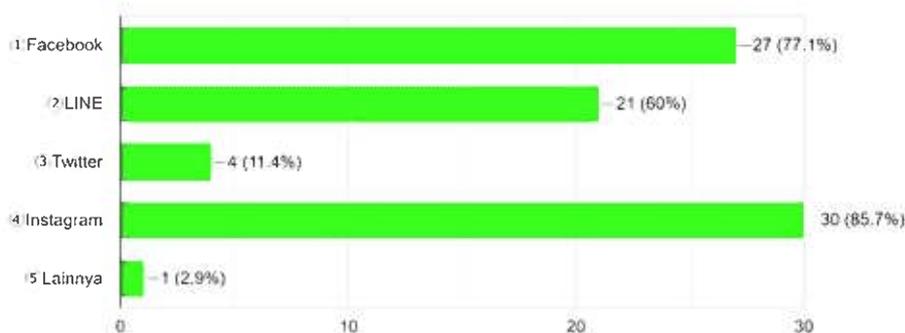


国別 利用SNS



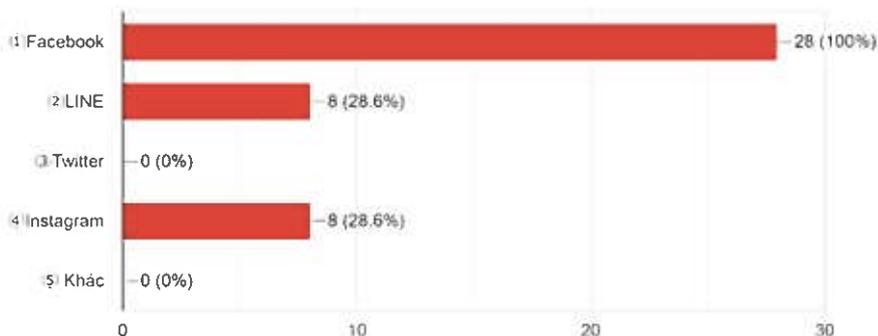
中国

その他が一番多く、
Wechat と回答 10 人



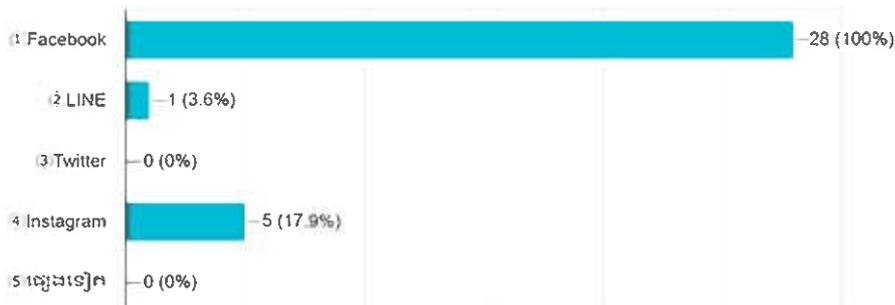
インドネシア

Instagram 利用者が多い
Facebook も 8 割近く利用



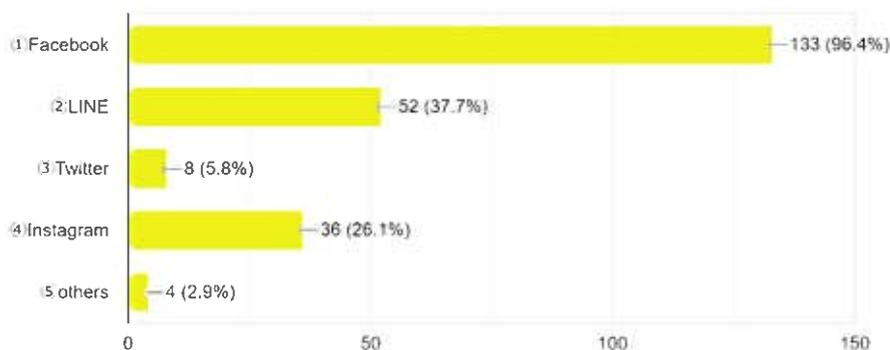
ベトナム

回答者全員が Facebook
利用と回答
LINE の利用者は少ない



カンボジア

回答者全員が Facebook
利用と回答
LINE の利用者が少ない



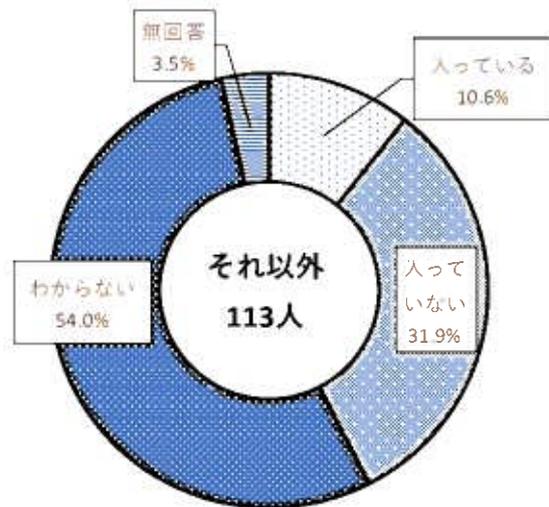
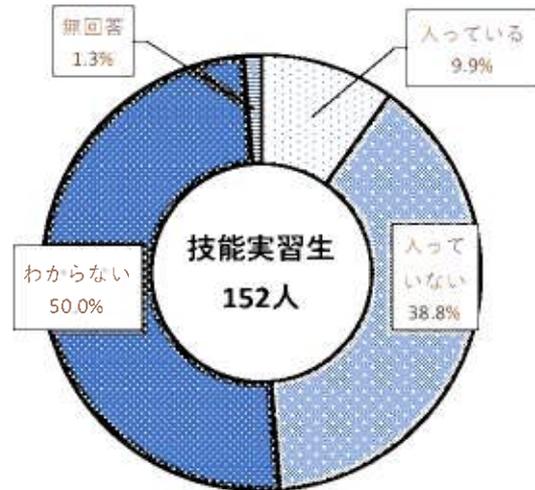
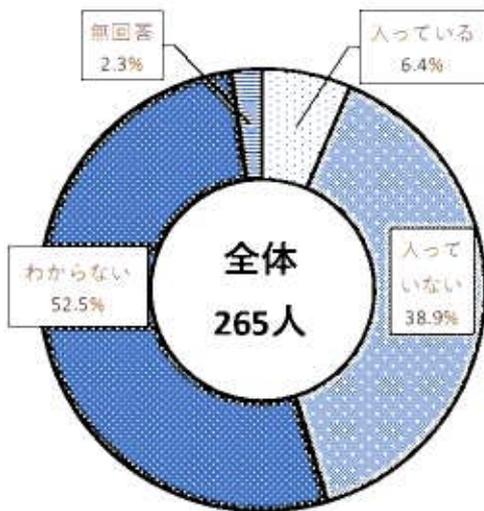
フィリピン

回答者のほぼ全員が
Facebook と回答
LINE も 5 割利用

問 17 あなたが良く買い物をするお店を教えてください（記入式、いくつでも）

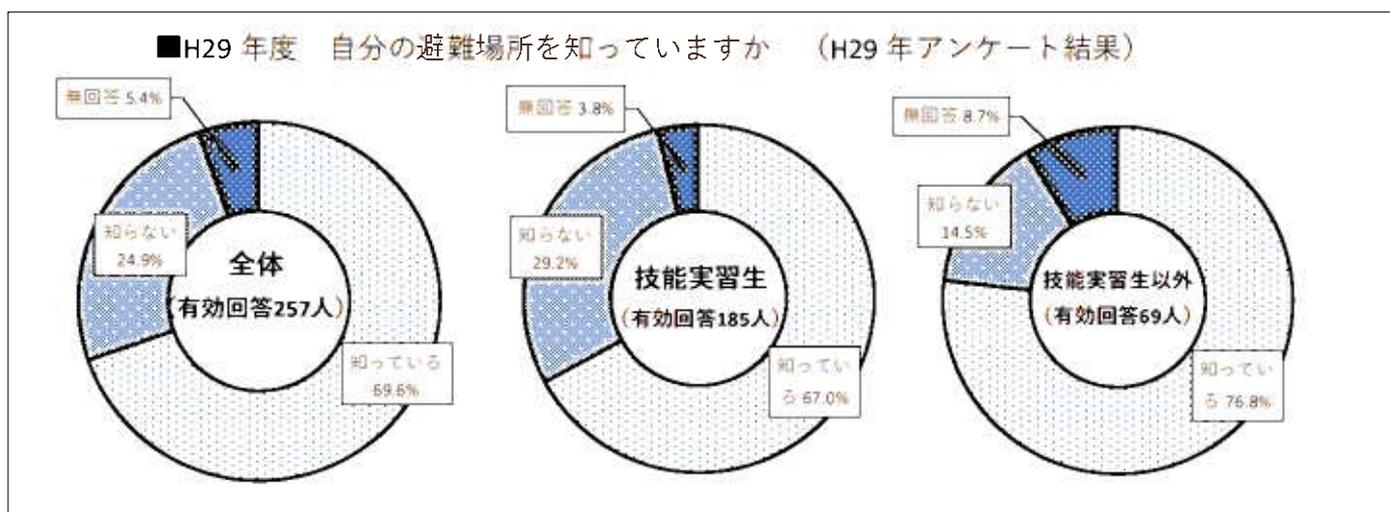
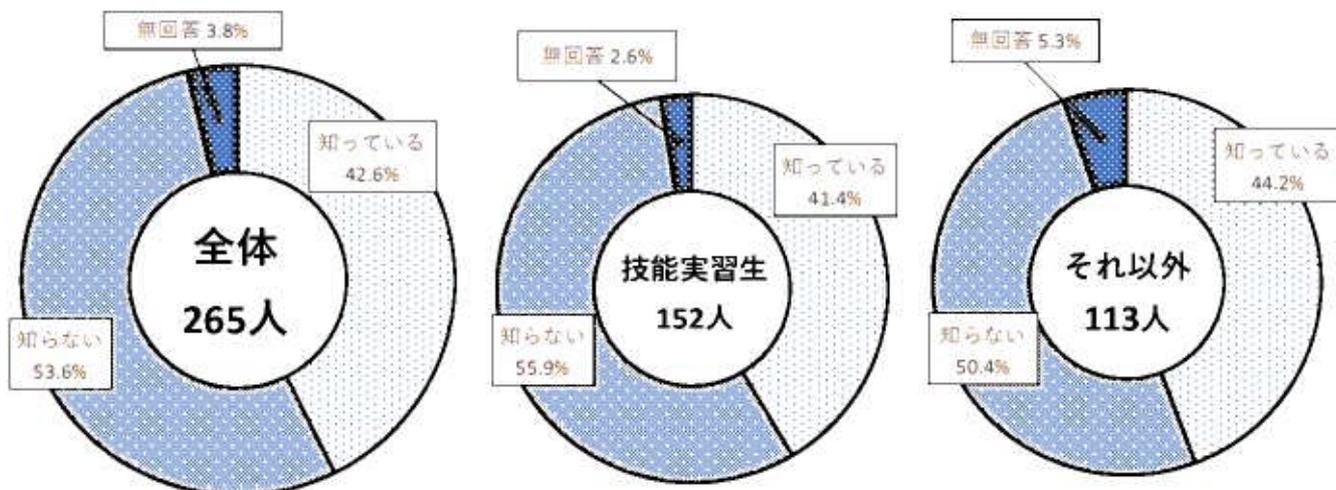
	技能実習生 36 人回答				それ以外 56 人回答			
田原地区 〒441-34〇〇	パワーズ	20	2nd STREET	2	イオン	35	ファミリーマート	3
	イオン	14	DCM カーマ	2	ヤマナカ	25	ワークマン	3
	ゲンキー	7	しまむら	2	ゲンキー	17	DCM カーマ	2
	めっくんはうす	7	フィール	2	パワーズ	16	フードオアシスアツミ	1
	ヤマナカ	7	セブンイレブン	1	フィール	9	クックマート	1
	ファミリーマート	6	はま寿司	1	2nd STREET	6	スギヤマ	1
	bombrazil	4	ワークマン	1	しまむら	6	セブンイレブン	1
	コウベ	3			ココカラファイン	5	トレジャーボム ^{買取王}	1
				ドンキホーテ	5	mamma マンマ	1	
				めっくんはうす	5	ミマス	1	
				Seria	4	ユニクロ	1	
赤羽根地区 〒441-35〇〇	技能実習生 18 人回答				それ以外 5 人回答			
	ゲンキー	14	クスリのアオキ	1	イオン	2		
	2nd STREET	4	ガスト	1	パワーズ	2		
	イオン	3	ココカラファイン	1	mamma マンマ	1		
	まるわか	3	しまむら	1	ゲンキー	1		
	ローソン	3	はま寿司	1	ファミリーマート	1		
	コメリ	2	フィール	1	しまむら	1		
	パワーズ	2	マクドナルド	1	2nd STREET	1		
	ファミリーマート	2	モスバーガー	1				
JUJU	1	ワークマン	1					
渥美地区 〒441-36〇〇	技能実習生 62 人回答				それ以外 28 人回答			
	ゲンキー	45	mamma マンマ	3	ゲンキー	18	2nd STREET	1
	フードオアシスアツミ	17	DCM カーマ	2	フードオアシスアツミ	7	クスリのアオキ	1
	ココカラファイン	13	セブンイレブン	2	イオン	6	DCM カーマ	1
	クスリのアオキ	10	ドンキホーテ	2	ココカラファイン	5	セブンイレブン	1
	ファミリーマート	9	マクドナルド	2	ドンキホーテ	5	近くのコンビニ	1
	イオン	6	ガスト	1	パワーズ	3	近くのスーパー	1
	みどりや	8	パワーズ	1	みどりや	3	ファミリーマート	1
	2nd STREET	5	もりもとや	1	フィール	2	mamma マンマ	1
	フードショップカトー	5	ヤマナカ	1	めっくんはうす	1	ヤマナカ	1
	しまむら	3						

問 18 あなたは自治会に入っていますか (○はひとつ)



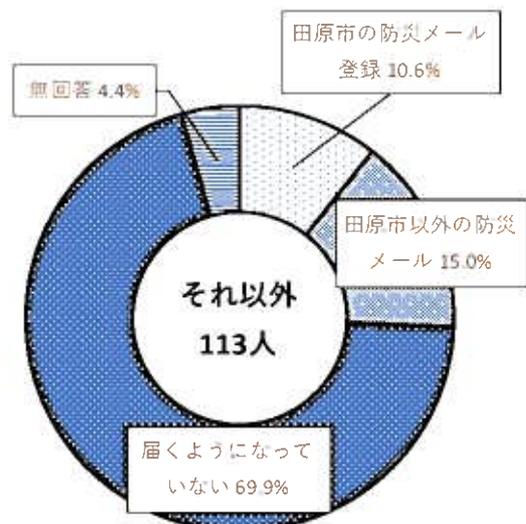
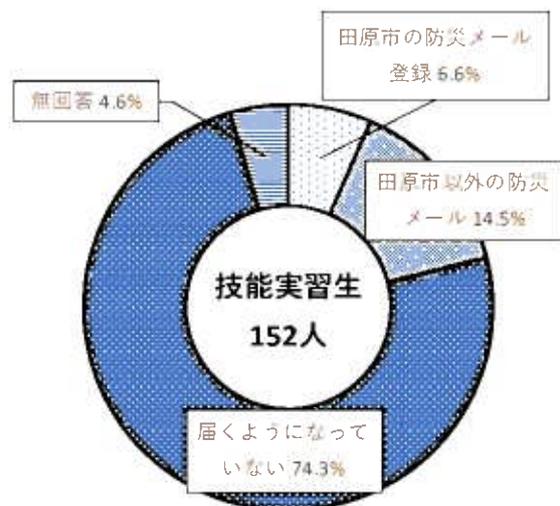
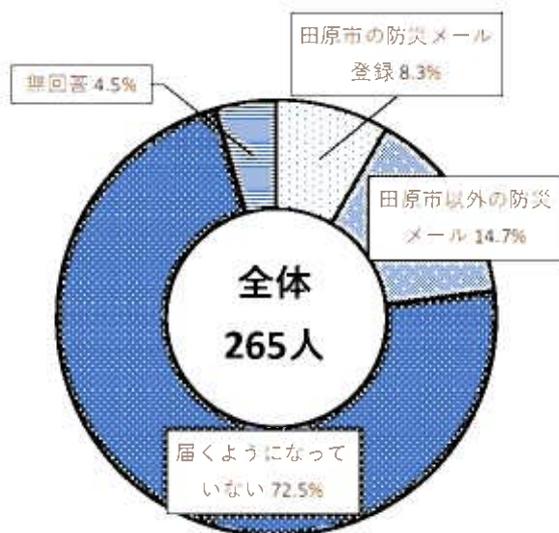
- ・全体として「わからない」の回答が一番多いことが分かりました。
- ・技能実習生、それ以外共に1割が「入っている」と回答、どのようにして加入したかは分からないが、「入っていない」と回答した人を含めると自治会自体を知っている人が4割以上いることが分かりました。
- ・「わからない」の回答の中には自治会を知らない人が多いのではないかと思います。
- ・今回、各自治会の方が加入の案内をしているかどうか分からない為、アンケートに自治会の説明文を記載しました。また、技能実習生の中には事業主さんと同じ敷地内に居住している方も見える為、「わからない」の回答は居住環境に左右されることもあると考えられます。

問 22 自分の避難場所を知っていますか (○はひとつ)



- ・全体的に「知らない」人の方が多く無回答と合わせても 5 割以上が自分の避難場所を知らない事が分かりました。技能実習生、それ以外共に、割合に大きな違いはありませんでした。
- ・H29 年度のアンケートと比べると、避難場所を知っている割合が大幅に減少していることがわかりました。特にそれ以外では 3 割以上「知っている」人が減少していることがわかりました。
- ・感染症拡大のため、防災訓練を行わなかったことも影響しているのではないかと考えられます。

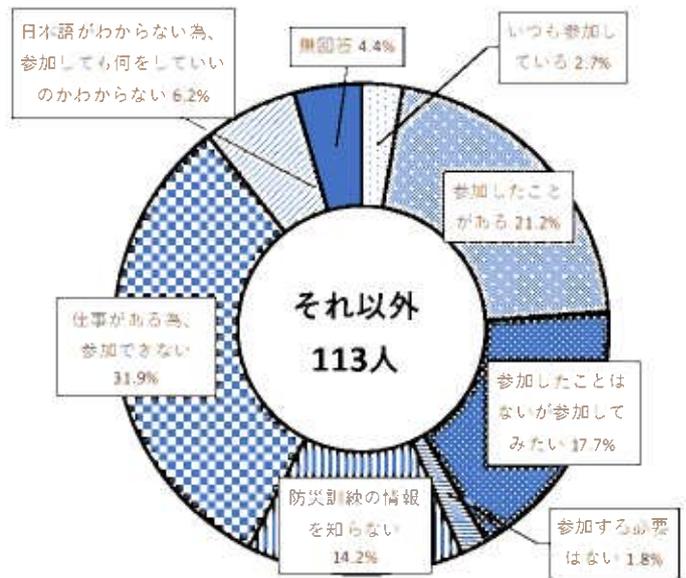
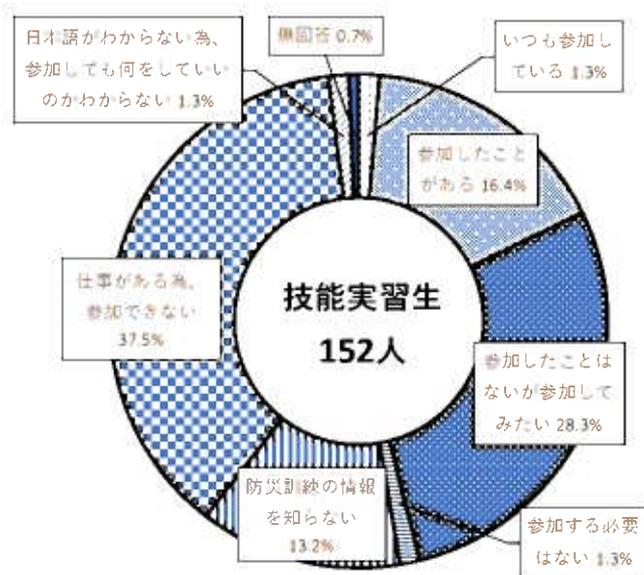
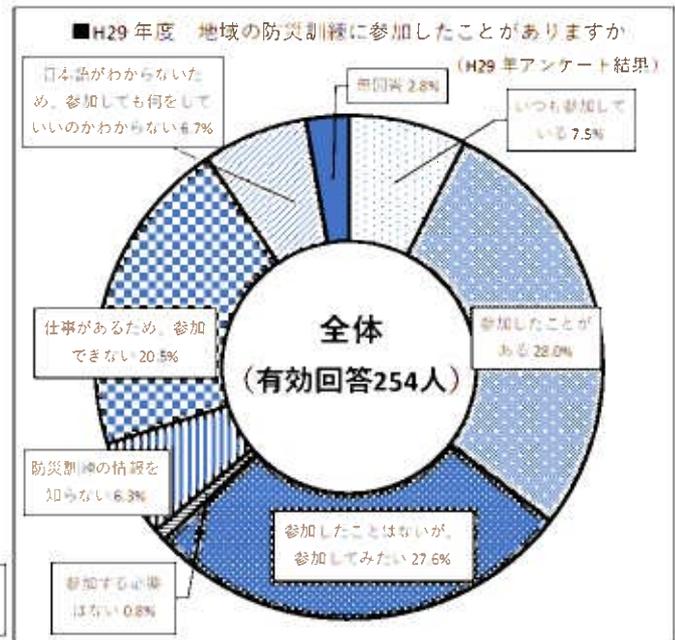
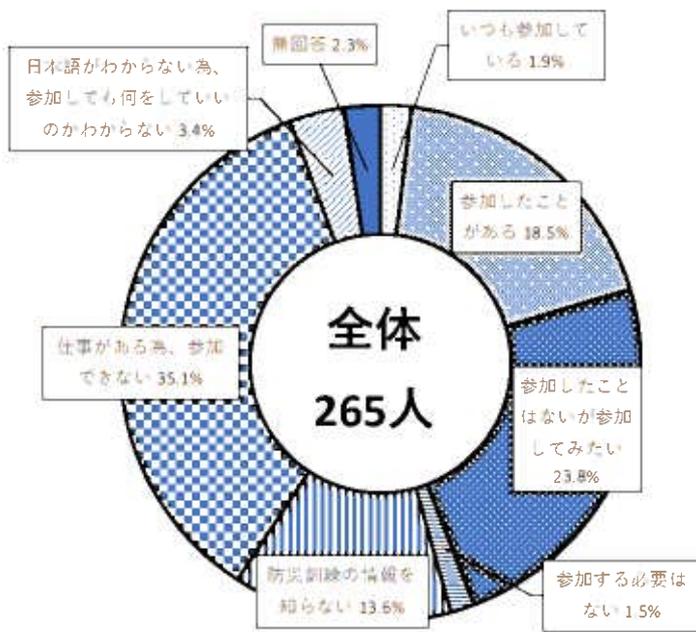
問 23 水害や地震が起きた時に、防災メールが手元に届くようになっていますか（○はひとつ）



- ・全体として、防災メールへの登録が低い事が分かります。
- ・田原市が市民向けに配信している防災メール「安心安全ほっとメール」は1割もいない事が分かりました。配信が日本語のみなので登録が少ない事が考えられます。

※訪日外国人向けの、防災アプリ「Safety Tips」(14言語対応)も田原市のホームページに掲載している。

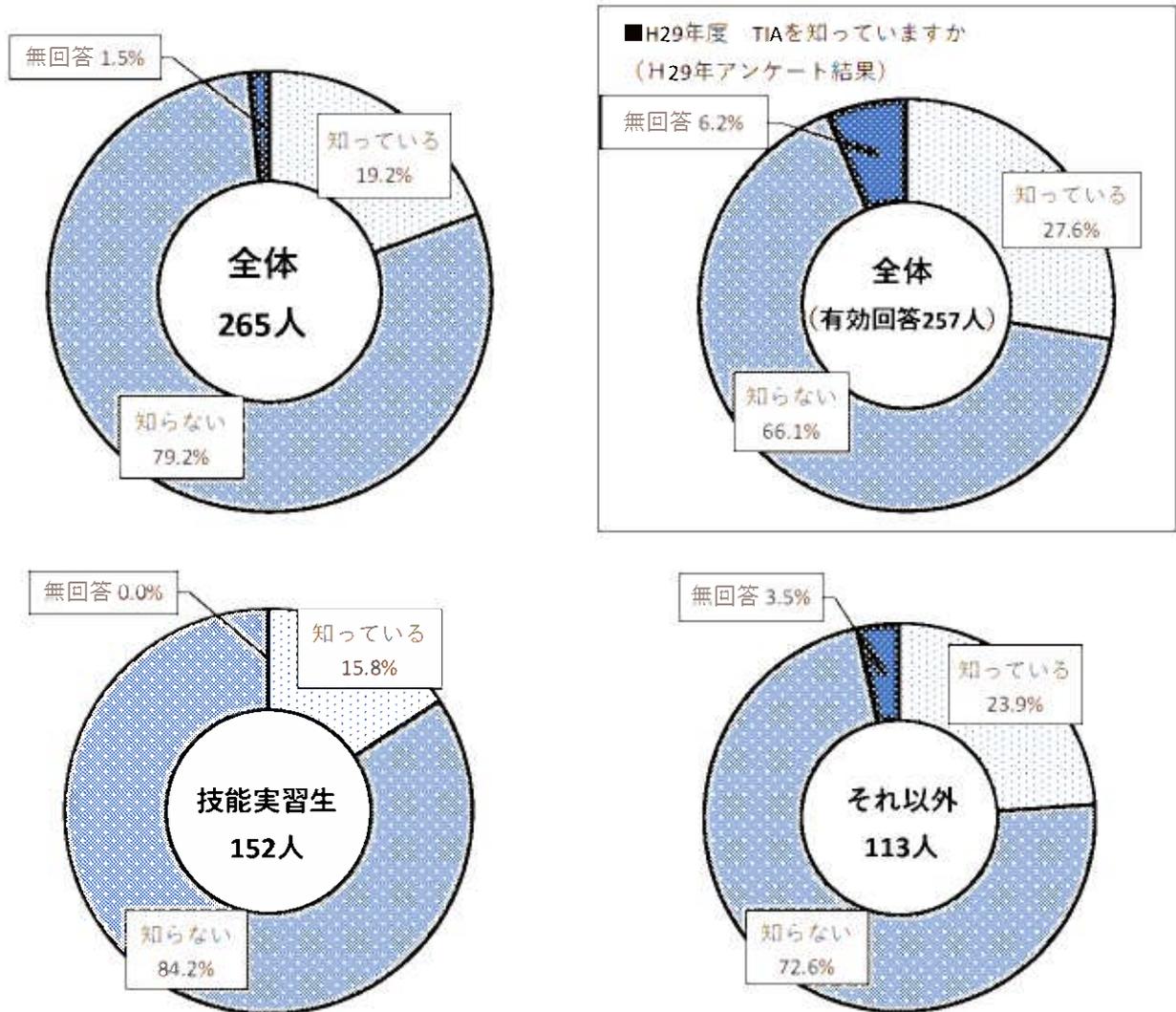
問 24 地域の防災訓練に参加したことがありますか (○はひとつ)



- ・全体として「参加したことがある」と回答したのは2割程度であることが分かります。また、3割強の人が「仕事がある為参加できない」と回答していることも分かりました。
- ・技能実習生はそれ以外の人に比べて「仕事がある為参加できない」人が多い反面、「参加してみたい」も3割ほどおり、参加できるなら参加したい気持があることが分かりました。
- ・H29年度のアンケートと比べるとコロナで訓練自体がない年度があり、「参加したことがある」が減り、「情報を知らない」人が増えていることが分かりました。

【NPO法人たはら国際交流協会について】

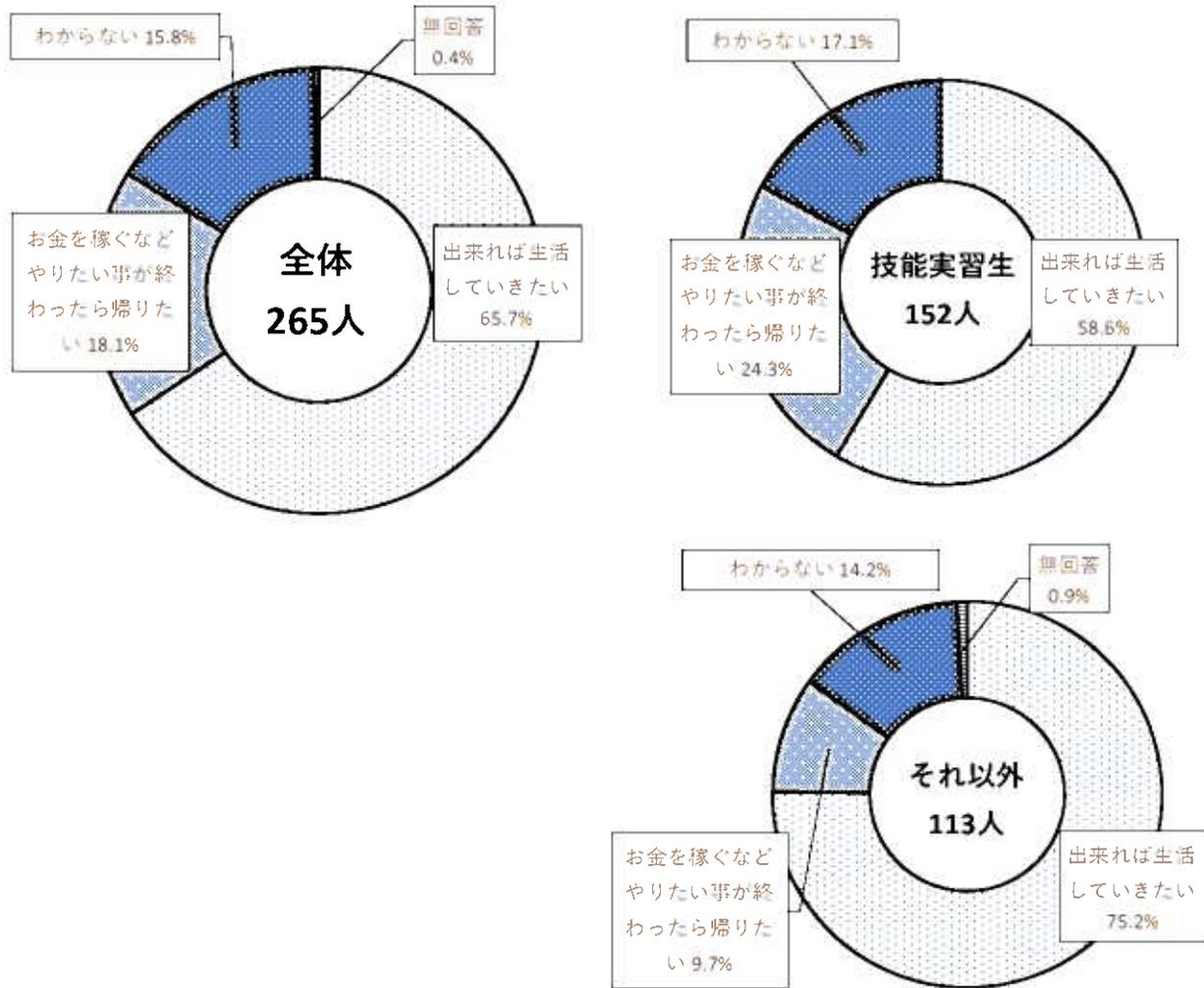
問28 NPO法人たはら国際交流協会をしていますか（○はひとつ）



- ・全体として2割弱が「知っている」と回答していることが分かります。
- ・技能実習生よりそれ以外の方が「知っている」割合が高い、それ以外の方の居住地割合が高い田原にたはら国際交流協会があることから認知度が高いと考えられます。
- ・H29年度のアンケートと比べると、認知度が落ちている、それ以外の方の長期滞在の割合がH29年度アンケートより減っていることから認知度が落ちたのではないかと考えられる。

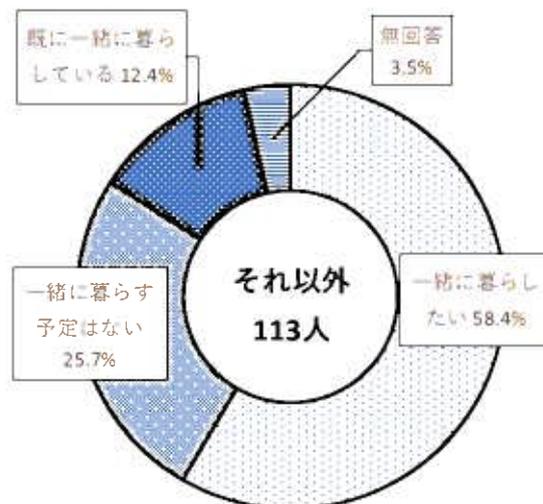
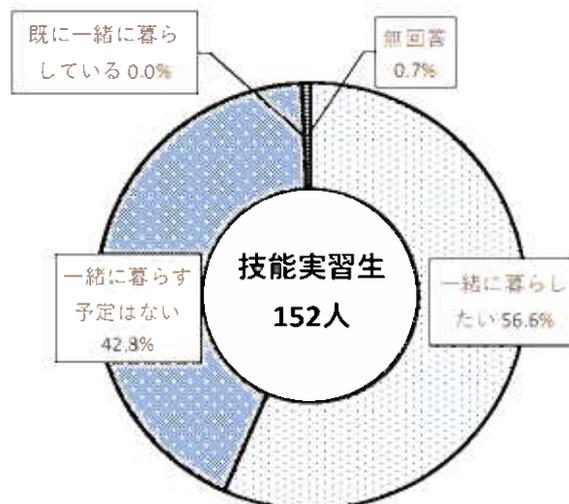
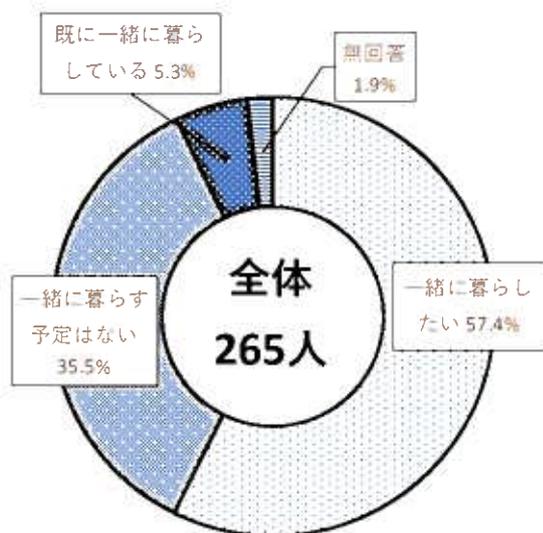
【今後の日本・田原市での生活について】

問31 あなたは今後も日本で生活していきたいと思いませんか。(○はひとつ)



- ・全体を見ると「できれば生活していきたい」が多く、日本でそのまま滞在したい人が多い事が分かりました。
- ・技能実習生では、「やりたい事が終わったら帰りたい」がそれ以外の人とくらべて多くみられたが、それでも6割の人残りたいたいと思っていることが分かりました。
- ・それ以外では、「できれば生活していきたい」の回答が多く、長期で日本に滞在している人が多いことから田原で生活基盤が出来ている人がいることも要因の一つだと考えられます。

問 32 今後、家族等を母国から呼び一緒に暮らす予定がありますか（○はひとつ）



- ・全体として「一緒に暮らしたい」が6割近くあることが分かりました。問31の「田原市で今後暮らしていきたい」人のうち、大半が家族と田原市で暮らしたいと考えていることが分かりました。
- ・技能実習生では「一緒に暮らす予定はない」人の割合も4割ほどあり、問31の「やりたい事が終わったら帰る」、「わからない」と回答した人と同じくらいの人が「一緒に暮らす予定はない」と回答していることが分かりました。
※技能実習生は家族の帯同が出来ない為、「既に一緒に暮らしている」は該当しない。
- ・それ以外では1割強が「すでに一緒に暮らしている」と回答しており、10人以上がすでに家族と田原市で生活していることが分かりました。

6 在留資格一覧 (出入国管理及び難民認定法第2条の2, 第19条関係)

【一の表 (就労資格)】

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員, 条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公川	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動 (この表の外交の項に掲げる活動を除く。)	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年, 3年, 1年, 3月, 30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年, 3年, 1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動 (この表の興行の項に掲げる活動を除く。)	作曲家、画家、著述家等	5年, 3年, 1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年, 3年, 1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年, 3年, 1年又は3月

【二の表 (就労資格, 上陸許可基準の適用あり)】

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
高度専門職	1号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの	イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動	ポイント制による高度人材 5年

		<p>ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動</p> <p>ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動</p>		
	<p>2号 1号に掲げる活動を行った者であつて、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動</p>	<p>イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動</p> <p>ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動</p> <p>ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動</p> <p>ニ 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行うこの表の教授、芸術、宗教、報道、法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、興行、技能の項に掲げる活動（2号イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。）</p>		無制限
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、6月、4月又は3月	

法律・会計 業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く。）	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
技術・人文 知識・国際 業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、興行の項に掲げる活動を除く。）	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	介護福祉士	5年、3年、1年又は3月
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。）	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は30日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機等の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月
特定技能	1号 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（入管法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事	法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）

	分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。) であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動	する外国人	
	2号 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人	3年、1年又は6月
技能実習	1号 イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動 ロ ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動	技能実習生	法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）
	2号 イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）
	3号 イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）

【三の表（非就労資格）】

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（四の表の留学、研修の項に掲げる活動を除く。）	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間

【四の表（非就労資格，上陸許可基準の適用あり）】

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒	法務大臣が個々に指定する期間（4年3月を超えない範囲）
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（二の表の技能実習1号、この表の留学の項に掲げる活動を除く。）	研修生	1年、6月又は3月
家族滞在	一の表の教授、芸術、宗教、報道、二の表の高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能2号、三の表の文化活動又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子どもとして行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

【五の表】

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

		補者等	
--	--	-----	--

【入管法別表第二の上欄の在留資格（居住資格）】

在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

7 用語解説

※1 グローバル化 (1頁)

政治・経済、文化等、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

※2 ボーダレス化 (1頁)

企業の事業展開が国境を越えて世界規模に広がり、国籍が意味をなさないほど活動の場が国際的に広がっている現象。

※3 JICA (Japan International Cooperation Agency) (3頁)

開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする独立行政法人国際協力機構のこと。主な業務内容としては、開発途上国への技術協力、研修員受入れ、専門家派遣、技術協力のための人材の養成及び確保等を行っている。

※4 やさしい日本語 (1頁)

普段使われている言葉を外国人にも分かるように配慮した、簡単な日本語のこと。災害時、外国人にどうやって情報を伝えるかという目的で考え出されたもの。やさしい日本語は、高齢者や子どもにも分かりやすい表現とされ、様々な場面に応用されている。

例) 「高台避難」⇒「高いところに ^{たか}逃げてください」

※5 監理団体 (1頁)

その責任と監理の下で技能実習生を受け入れ、実習実施機関である各企業において技能実習が適正に実施されているかの確認と指導をしていく団体。

※6 スクールサポーター (5頁)

専門的な知識や技能、豊富な経験を持つ人で、学校教育の支援にあたる人。

※7 在留資格 (11頁)

外国人が日本に入国する際に、入国が許可される要件の一つとして、その外国人が日本で行おうとする活動の観点から類型化して、入国管理局及び難民認定法に定められた資格。令和5年12月現在、計29種類の在留資格が定められている。

※8 技能実習 (11頁)

日本の公の機関もしくは私企業等の機関に受け入れて行う技術・技能または知識を習得する活動。

※9 特定技能 (11頁)

特定産業分野に属する一定の専門性、技能を有する外国人向けの在留資格で、1号と2号がある。平成30(2018)年に可決・成立した改正出入国管理法により創設され、平成31(2019)年4月から受入れが可能となった。2023年8月の関係省令施行により、特定技能2号の受け入れ分野が拡大され、農業や漁業、飲食料品製造業、外食業などが加わった。特定技能1号は、家族帯同は基本的には認められないが、特定技能2号は要件を満たせば可能となる。

※10 技術・人文知識・国際業務 (11 頁)

在留資格の一つで、理学、工学、その他の自然科学の分野、若しくは人文科学の技術や知識を有する業務、または外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動をするための活動が該当する。例としては、機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等。

※11 特定活動 (11 頁)

在留資格の一つで、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動が該当する。例としては、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等。

※12 永住者 (11 頁)

法務大臣が永住を認める者に与えられる在留資格で、在留期間に制限がない。

※13 ICT (Information and Communication Technology) (19 頁)

通信技術を活用したコミュニケーションを指す。

※14 日本語学習支援者 (29 頁)

日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に学習者の日本語学習を支援し、促進する者。文化庁が定めている役割。田原市では、「にほんごボランティア」として活動している人たち。

※15 日本語指導者 (29 頁)

日本語教室のリーダー的な役割をする人。愛知県が行う養成講座で、30 時間の研修を受講すると、なることができる。

※16 一元的相談窓口 (29 頁)

在留外国人が生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供及び相談対応を多言語で行うワンストップ型の相談窓口で、出入国在留管理局が「外国人受入環境整備交付金」で支援する窓口のこと。

※17 ピクトグラム (30 頁)

「絵文字」「絵単語」等と呼ばれ、非常口やトイレの標示、道路標識等、様々な指示や注意を文字の代わりにイラストによって表したものを。

※18 あいち医療情報ネット (31 頁)

愛知県に登録された病院、診療所、助産所及び薬局の情報を検索できるシステム。

※19 あいち医療通訳システム (31 頁)

通訳派遣と電話通訳等により、外国人県民と医療機関との言葉の壁を取り除くことを目的としたシステム。

たはらグローバルシティ推進プラン

2024－2028

令和6（2024）年3月

愛知県 田原市

企画部広報秘書課

〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1

TEL：0531-22-0138 FAX：0531-23-1691

HP：<http://www.city.tahara.aichi.jp/>